子育てエコホーム
支援事業

子育てエコホーム支援事業

交付申請等の要件について
（交付申請の手引き）

補助対象事業 A　注文住宅の新築

2025年5月1日版

子育てエコホーム支援事業事務局

ホームページ
https://jutaku-shoene2024.mlit.go.jp/

子育てエコホーム支援事業お問合わせ窓口

※2025年5月1日より電話番号が変わりました。

お問い合わせ窓口
0570-062-065
（IP電話等からのお問い合わせ先）
050-3524-7232

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝含む）

※電話番号はお間違えのないようにお願いいたします。
※通話料がかかります。
※基本的なパソコン、メール設定や操作方法についてのお問い合わせには、対応しません。

はじめに

住宅省エネ2024キャンペーンについて

「住宅省エネ2024キャンペーン」は、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、家庭部門の省エネを強力に推進するため、住宅の断熱性の向上や高効率給湯器の導入等の住宅省エネ化を支援する4つの補助事業の総称です。

住宅省エネ 2024キャンペーン

新築住宅におけるキャンペーン対象事業

子育てエコホーム支援事業

子育て世帯、若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して支援

- **注文住宅の新築**
- **新築分譲住宅の購入**

いずれか

給湯省エネ2024事業

特に省エネ性能の高い
高効率給湯器の設置に特化して支援

- **高効率給湯器の設置**

※子育てエコホーム支援事業(注文住宅の新築)は、住宅全体に補助を行うため給湯省エネ2024事業との併用はできません。

各補助事業への交付申請について

補助金の交付申請を含むすべての手続きは、本キャンペーンに登録された住宅省エネ支援事業者が行ってください。交付申請を行う補助事業を選択し、選択した補助事業の事務局(以下、「事務局」という。)へ申請を行ってください。

≪交付申請時≫

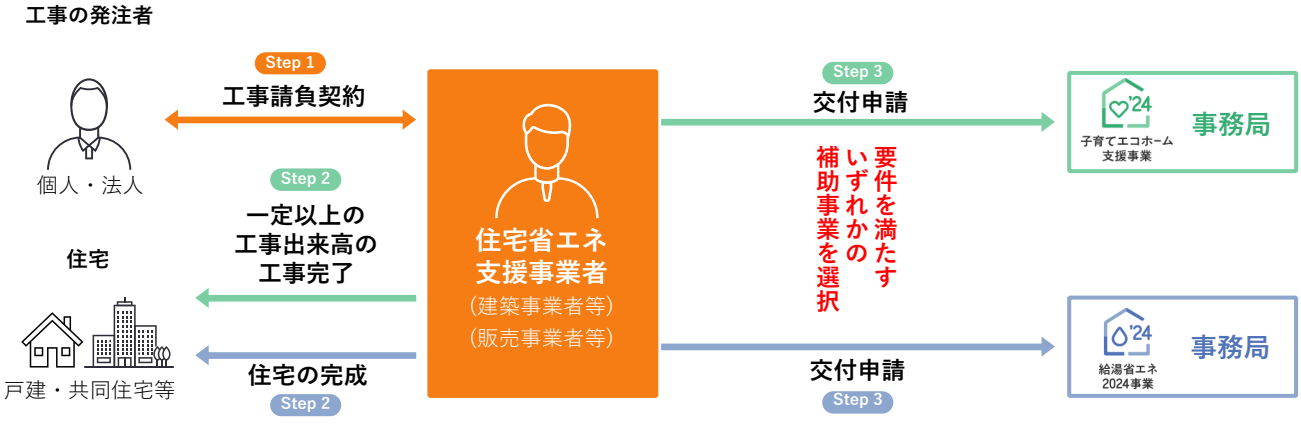

目次

第1章 事業の概要 4

1－1 目的・趣旨 5
1－2 事業名称 5
1－3 補助対象事業と補助対象者 5
1－4 エコホーム支援事業者の登録 6
1－5 エコホーム支援事業者の要件 6
1－6 補助対象となる新築住宅及びリフォーム 7
1－7 補助額 9
1－8 補助金の交付と還元 9
1－9 事業スケジュール 10
1－10 補助の対象外 11
1－11 補助金の併用 12
1－12 リフォーム工事における3省連携について 13
1－13 ワンストップ申請について 14
1－14 事業予算 14

(注)第1章は各補助対象事業で共通の内容となっています。

第2章 補助対象の詳細 15

2－1 事業イメージ 16
2－2 補助対象となる方 17
2－3 補助対象となる新築住宅 18
2－4 補助額 22
2－5 補助対象期間 23
2－6 その他 23

第3章 申請方法 24

3－1 住宅省エネポータルについて 27
3－2 住宅省エネポータルの利用アカウントについて 27
3－3 共同事業実施規約の締結 29
3－4 交付申請の予約 任意 30
3－5 一定以上の出来高の工事完了 31
3－6 交付申請 32
3－7 交付決定 33
3－8 補助金の確定・交付 33
3－9 完了報告 34
3－10 書類の保管 34

第4章 提出書類の詳細 35

第5章 その他 59

5－1 交付決定時の郵送物 60
5－2 補助金の確定・交付時の郵送物 60
5－3 国費を財源とする他の補助金等との併用可否一覧表 61

第6章 更新履歴 62

子育てエコホーム
支援事業

補助対象事業 A　注文住宅の新築

第1章　事業の概要

（注）第1章は各補助対象事業で共通の内容となっています。

1－1　目的・趣旨

子育てエコホーム支援事業(以下、「本事業」という。)は、エネルギー価格などの物価高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して支援することにより、子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050年のカーボンニュートラルの実現を図る事業です。

1－2　事業名称

子育てエコホーム支援事業

1－3　補助対象事業と補助対象者

本事業の補助対象となる事業(以下、「補助対象事業」という。)は下表のAからDです。
それぞれの補助対象事業における補助金の交付申請は、補助対象者(以下、「共同事業者」という。)と新築注文住宅の建築事業者または新築分譲住宅の販売事業者またはリフォームの工事施工者(以下、「補助事業者」という。)が共同で行い、補助事業者が代表して交付申請等の手続きを行います。

補助対象事業	締結する契約	補助対象者(共同事業者)	補助事業者
A 注文住宅の新築	工事請負契約	建築主	建築事業者
B 新築分譲住宅の購入	不動産売買契約	購入者	販売事業者＊1
C リフォーム(戸別)	工事請負契約	工事発注者	施工業者
D リフォーム(一括)			

A 注文住宅の新築及びB 新築分譲住宅の購入については、共同事業者が「子育て世帯」または「若者夫婦世帯」に該当し、長期優良住宅またはZEH水準住宅の基準に適合する住宅を取得する場合に限り、以下の要件を満たす子や配偶者と共同で交付申請を行います。

・子育て世帯＊2　：交付申請時点(予約を行う場合は、予約提出時点)において、
平成17(2005)年4月2日以降に出生した子を有する世帯
※令和6(2024)年3月31日までに建築着工するものについては、
平成16(2004)年4月2日以降に出生した子を有する世帯

・若者夫婦世帯＊2　：交付申請時点(予約を行う場合は、予約提出時点)において夫婦であり、
いずれかが昭和58(1983)年4月2日以降の出生である世帯
※令和6(2024)年3月31日までに建築着工するものについては、
昭和57(1982)年4月2日以降の出生である世帯

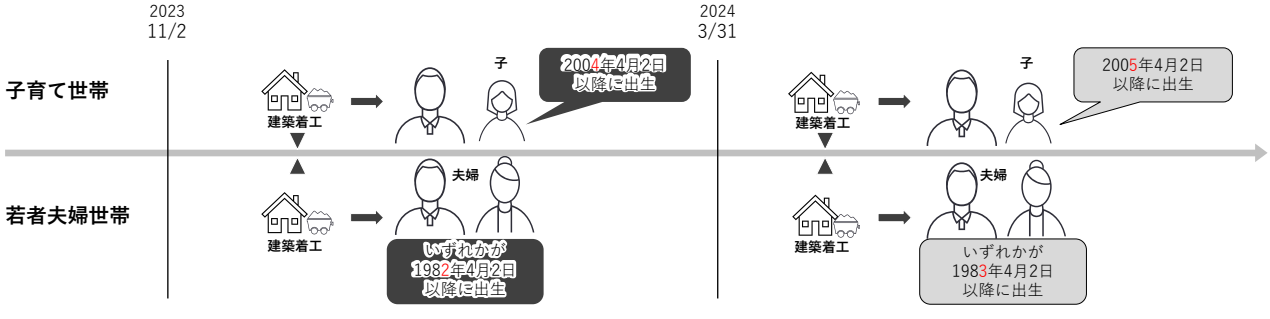

C、D リフォームの共同事業者には世帯の制限はありません。
なお、上記の世帯が行うCのリフォーム工事については、補助上限の引き上げを受けられる場合があります。

＊1　住宅の販売事業者に代わり購入者と不動産売買契約を締結し、購入代金の振込先である販売代理事業者を含みます。
ただし、いずれの場合も宅地建物取引業者であることが必要です。
＊2　本事業における「世帯」とは、同居し生活を共にしている家族や親族等の集まりをいいます。
同居については、原則として住民票(の写し)に記載されている「住所」で確認を行います。

1－4　エコホーム支援事業者の登録

「エコホーム支援事業者」とは、共同事業者に代わり交付申請の手続きを代行し、交付を受けた本補助金を共同事業者に還元する者として、予め本事業に登録した事業者です。
登録は住宅省エネ2024キャンペーンのホームページ(以下、「キャンペーンのホームページ」という。) から行い、登録にあたっては「事業者登録規約(住宅省エネ2024キャンペーン)」及び「事業者登録規約(子育てエコホーム支援事業)」に同意を行います。

なお、補助事業者の登録が、国や事務局が優良な事業者として認定するものではありません。
優良誤認の可能性がある広報活動を行うことはできません。

1－5　エコホーム支援事業者の要件

エコホーム支援事業者の登録は、以下のすべてを満たす法人または個人事業主が対象です。

法人、個人事業主	法人・団体は、日本国内に法人格を有すること 個人事業主は、日本国内に住民登録を行う個人であること(国籍は不問)
環境	インターネット環境を有し、 事務局が提供する「住宅省エネポータル」を利用できること
許認可	本補助金の取り扱いに関連する法令に従い、必要な許認可を受けていること なお、新築分譲住宅の販売は宅地建物取引業者に限る
振込口座	本補助金の受取口座が、日本国内に支店を有する金融機関の口座であること
言語	日本語を用いて事務局との連絡、交付申請等の提出書類の作成が出来ること
規約類の遵守	本補助金の交付規定、登録規約、その他事務局が交付申請の要件について(交付申請の手引き)(以下、「本手引き」という。)等に定める事項を遵守して事業を行うこと
事業者の登録	住宅省エネ支援事業者として登録されている事業者であること

【補　足】

□ **住宅省エネ支援事業者とエコホーム支援事業者について**
本事業に参加を希望する事業者は、まず住宅省エネ2024キャンペーンにおいて「住宅省エネ支援事業者」として登録を行います。住宅省エネ支援事業者は、任意の時期に本事業に参加を希望し、「エコホーム支援事業者」としても登録を受けることができます。
ただし、事務局が定める除外要件(P.11 1－10参照)に該当しない場合に限ります。

□ **住宅省エネポータルとは**
事務局が提供するWebシステムです。本キャンペーンの事業者登録手続き、各構成事業の交付申請等の手続きは、すべて住宅省エネポータル（以下、「本ポータル」という）上で行うため、
登録にあたっては本ポータルを活用できる環境及びリテラシーが求められます。

1－6　補助対象となる新築住宅及びリフォーム

本事業の補助対象は、下表のとおりです。
詳しい基準については、本事業のホームページ等で確認できます。

≪新築住宅の対象要件≫

補助対象事業	対象要件		
（A）注文住宅の新築 （B）新築分譲住宅の購入	**以下のａ)～ｇ)を満たす住宅**		
	ａ）	証明書等により、長期優良住宅またはZEH水準住宅に該当することが確認できる	長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられている住宅で、所管行政庁（都道府県、市町村等）にて認定を受けたもの ※令和4(2022)年10月1日以降に所管行政庁に認定申請をしたものまたは登録住宅性能評価機関に「長期使用構造等の確認」申請をしたもの（変更認定は除く） 強化外皮基準に適合し、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量が削減される性能を有するもの ※ZEH、Nearly ZEH、ZEH ReadyまたはZEH Oriented *1に加え、令和4(2022)年10月1日以降に認定申請をした認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅はこれに該当します。
	ｂ）	所有者(建築主/購入者)自らが居住する	「居住」は、住民票における住所(居住地等)で確認
	ｃ）	住戸の床面積が50 ㎡以上240㎡以下である	「床面積」とは、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により算定 なお、吹き抜け、バルコニー、メーターボックス、ガレージ、ポーチ・屋外のデッドスペース、備蓄倉庫等の部分は除き、住戸内に階段が存在する場合、階段下のトイレ及び収納等の面積を含める
	ｄ）	土砂災害防止法に基づく、土砂災害特別警戒区域または災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域または地すべり防止区域と重複する区域に限る）に原則立地しないもの	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害特別警戒区域 または建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条に基づく災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域または地すべり防止区域と重複する区域に限る）に原則立地しないもの
	ｅ）	都市再生特別措置法第88条第5項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による勧告に従わなかった旨の公表がされていないもの	「都市再生特別措置法第88条第5項の規定」とは、「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外の区域」かつ「災害レッドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域)内」で建設されたもののうち、一定の規模以上(３戸以上または１戸または２戸で規模が1,000㎡以上)の開発によるもので、都市再生特別措置法第88条第3項に基づき適正なものとするために行われる市町村長の勧告に従わなかった場合、その旨が市町村長により公表できることとされている規定
	ｆ）	【(B)のみ】 未完成または完成から1年以内であり、人の居住の用に供したことのないもの*2	「完成」は、検査済証の発出日で確認 売買契約時点で1年以内であること
	ｇ）	交付申請時、一定以上の出来高の工事完了が確認できる	基礎工事(杭基礎の場合は杭工事)の完了、または1住戸あたりの補助額(40~100万円)に総戸数 *3を乗じた金額以上の出来高の工事完了で確認 建築士による証明書が必要

＊1　BELS 評価書に記載される「ゼロエネ相当」(強化外皮基準に適合しないもの)は対象となりません。
＊2　住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）第2条2項で定める新築住宅。
＊3　戸建は、1住戸です。共同住宅等は、当該住棟の全住戸数(申請しない住戸を含む) です。

≪リフォームの対象要件≫

補助対象事業	対象要件			
（C）リフォーム（戸別）（D）リフォーム（一括）	**以下のａ)～ｈ)に該当するリフォーム工事等** ただし、ｄ)～ｈ)については、ａ)～ｃ)のいずれかと同時に行う場合のみ補助対象 (「先進的窓リノベ2024事業」、「給湯省エネ2024事業」及び「賃貸集合給湯省エネ2024事業」の補助金交付を受けている場合は、ｄ)～ｈ)のみでも可。ただし、リフォーム(一括)は除きます。) また、交付申請する補助額の合計が5万円以上のものに限る (「先進的窓リノベ2024事業」、「給湯省エネ2024事業」及び「賃貸集合給湯省エネ2024事業」の補助金交付を受けている場合は、交付申請する補助額の合計が2万円以上のもの。ただし、リフォーム(一括)は除きます。)			
	a）開口部の断熱改修	ガラス交換 内窓設置 外窓交換 ドア交換	開口部に対する補助対象製品を設置・交換する工事 ※補助対象製品はキャンペーンのホームページで確認できます。	
	b）外壁、屋根・天井または床の断熱改修		部位ごとに、補助対象製品である断熱材を一定量以上使用する断熱改修工事 ※補助対象製品はキャンペーンのホームページで確認できます。	
	c）エコ住宅設備の設置	太陽熱利用システム 高断熱浴槽 高効率給湯器 蓄電池 節水型トイレ 節湯水栓 （1箇所／1住戸）	補助対象製品を設置・交換する工事 ※補助対象製品はキャンペーンのホームページで確認できます。	
	d）子育て対応改修	家事負担の軽減に資する設備の設置	ビルトイン食器洗機 掃除しやすいレンジフード ビルトイン自動調理対応コンロ 浴室乾燥機 宅配ボックス （1箇所／1住戸＊）	補助対象製品を設置・交換する工事 ※補助対象製品はキャンペーンのホームページで確認できます。
		防犯性の向上に資する開口部の改修	外窓交換 ドア交換	開口部に対する補助対象製品を設置・交換する工事 ※補助対象製品はキャンペーンのホームページで確認できます。
		生活騒音への配慮に資する開口部の改修	ガラス交換 内窓設置 外窓交換 ドア交換	開口部に対する補助対象製品を設置・交換する工事 ※補助対象製品はキャンペーンのホームページで確認できます。
		キッチンセットの交換を伴う対面化改修（1箇所／1住戸）		基準を満たさないキッチンセットを、基準を満たすキッチンセットに交換する対面化改修工事 ※基準はキャンペーンのホームページで確認できます。
	e）防犯性能向上改修	ガラス交換 外窓交換	開口部に対する補助対象製品を設置・交換する工事 ※補助対象製品はキャンペーンのホームページで確認できます。	
	f）バリアフリー改修	手すりの設置（1箇所／1住戸）	便所、浴室、脱衣室、その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路のうち、いずれか1箇所以上に1本以上の手すりを取り付ける工事	
		段差解消（1箇所／1住戸）	便所、浴室、脱衣室、その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路のうち、いずれか1箇所以上の床の段差を解消する工事(勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。)	
		廊下幅等の拡張（1箇所／1住戸）	介助用の車いすで容易に移動するために通路または出入口のうち、いずれか1箇所以上の幅を拡張する工事	
		衝撃緩和畳の設置（1箇所／1住戸）	衝撃緩和畳を新設または入れ替えにより設置する工事 (4.5畳以上設置する場合に限る。)	
	g）空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置		補助対象製品を設置・交換する工事 ※補助対象製品はキャンペーンのホームページで確認できます。	
	h）リフォーム瑕疵保険等への加入		補助対象となるリフォーム工事と併せて加入する、国土交通大臣が指定する住宅瑕疵担保責任保険法人が取り扱うもの	

＊リフォーム(一括)で宅配ボックスを共用として設置する場合は、設置するボックス数(20を上限とする)になります。

1－7　補助額

本事業の補助対象事業(申請タイプ)ごとの補助額は下表のとおりとします。
詳細については、各申請タイプの交付申請等の要件について(交付申請の手引き)を参照してください。

補助対象事業(申請タイプ)	補助額
(A) 注文住宅の新築	長期優良住宅の場合：1戸あたり100万円*1 ZEH水準住宅の場合：1戸あたり80万円*1
(B) 新築分譲住宅の購入	
(C) リフォーム(戸別)	実施する補助対象工事及び工事発注者の属性等に応じて5万円から60万円*2
(D) リフォーム(一括)	実施する補助対象工事に応じて1棟(建物)につき5万円から 「30万円×総戸数」*3

【補　足】

□ **リフォームにおける最低補助額**
「先進的窓リノベ2024事業」、「給湯省エネ2024事業」または「賃貸集合給湯省エネ2024事業」において補助金の交付を受けている場合は、本事業における1申請当たりの合計補助額が2万円以上であれば申請可能です。
ただし、リフォーム(一括)は除きます。

□ **補助額上限変更要件**
＊1：以下①かつ②に該当する区域に立地している住宅については長期優良住宅の場合は原則補助額を50万円、ZEH水準住宅の場合は原則補助額を40万円とします。ただし、立地上の制約から、従前の土地で既存住宅の建替えを行う場合はこの限りではありません*1。詳細はP.44～48を参照。
①市街化調整区域
②土砂災害警戒区域または浸水想定区域（洪水浸水想定区域または高潮浸水想定区域における浸水想定高さ３m以上の区域をいう。）

＊2：以下①または②の条件に該当する場合、それぞれ補助額の上限を引き上げます。
①子育て世帯または若者夫婦世帯が、自ら居住する住宅に行うリフォーム工事である
②既存住宅を購入しリフォームを行う場合、または長期優良住宅の認定（増築・改築）を受ける場合

＊3：住棟単位で長期優良住宅の認定を受ける場合、補助額の上限を引き上げます。

1－8　補助金の交付と還元

交付申請を行った補助事業者に交付された補助金は、補助事業者から補助対象者である共同事業者に以下①②のいずれかの方法により還元します。還元方法については、本事業の『子育てエコホーム支援事業補助金 共同事業実施規約(以下、「共同事業実施規約」という。)』により、両者で交付申請の前に予め確認してください。
なお、**還元方法は原則①とします。**

① 契約に係る乙の甲に対する債務(最終支払に限る。)に充当する方法
② 現金で支払う方法(ただし、契約に係る代金が清算済みであり、乙の甲に対する債務に充当できないことが見込まれる場合に限る。)

【補　足】

□ **交付される補助金の会計処理について**
本補助金の受益者はあくまでも共同事業者である新築住宅の建築主・購入者、またはリフォーム工事の発注者です。
補助事業者にとって、交付される補助金は、共同事業者が支払うべき住宅代金(売上)の一部です。
よって、還元方法①②によらず、補助事業者の会計において「預り金」として扱われることが一般的です。
詳しくは、税理士及び最寄りの税務署にご確認ください。

□ **還元方法②の選択について**
以下のような事情がある場合、還元方法②を選択することができます。
ただし、補助対象事業がA 注文住宅の新築、B 新築注文住宅の購入については**完了報告時に共同事業者が本補助金の要件を満たせない場合、事務局は補助事業者に補助金の返還を求めるため、補助事業者は共同事業者から回収することとなります。**

≪還元方法②が選択可能な事情例≫
◆補助金が交付された時点において契約に係る代金が精算済みであり、①の債務に充当できないことが見込まれる場合
◆ローンの申込金額から補助金相当分を除外できない場合(金融機関が残金を一括決済する 等)
◆再開発組合が工事請負契約を締結する等、住宅取得者(共同事業者)と契約者が一致しない場合

＊1　なお、「新築分譲住宅の購入」で本事業の申請を行う方は建替え住宅の要件の対象外となります。

1－9　事業スケジュール

契約日の期間　：契約日に要件はありません。ただし、以下であること
◆工事請負契約(新築の場合)　/　建築着工前に締結
◆工事請負契約(リフォームの場合)　/　対象工事の着手前に締結
◆不動産売買契約　/　交付申請(予約を含む)までに締結

対象工事*1の期間　：2023年11月2日以降
交付申請期間　：2024年4月2日～予算上限に達するまで(遅くとも2024年12月31日まで)
※交付申請の予約　：2024年4月2日～予算上限に達するまで(遅くとも2024年11月30日まで)
※お早めの申請をおすすめします。

≪(A)注文住宅の新築 / (B)新築分譲住宅の購入の場合のみ≫

完了報告期間　：補助対象である建物に応じた以下の期限
◆戸建住宅　/　交付決定～2025年7月31日
◆共同住宅等で階数*2が10以下　/　交付決定～2026年4月30日
◆共同住宅等で階数*2が11以上　/　交付決定～2027年2月28日

【補　足】

□ **着工日・着手日について**
◆本事業の新築の**建築着工日とは、根切り工事または基礎杭打ち工事に着手する日**です。
なお、以下は着工にはあたりません： 地盤改良工事、造成工事、解体工事、足場の設置、資材の搬入、地盤調査のための堀削・ボーリングの実施、現場の整地及びやり方、地鎮祭の挙行、現場の仮囲いの設置、現場事務所の建設、既設建築物の除却
◆本事業の新築の**対象工事の着手日とは、補助対象住宅の建築において、基礎工事より後の工程の工事に着手する日**です。

＊1　新築は基礎工事より後の工程の工事(具体例は下表参照)

○	2023年11月1日時点で、着手可能な工事	杭、基礎、地下室、基礎断熱、足場等の仮設、給排水、電気、土台敷*4、外構
×	2023年11月1日時点着手済の場合は、対象とはならない工事	地上階の柱、壁、梁、屋根

リフォームはリフォームの工事とする。
＊2　階数とは建築物の地下を含めた階数のことです。(例：地下1階、地上9階の建物の階数は10)

1－10 補助の対象外

① 本補助金における重複申請の禁止

以下に該当する場合、本補助金を重複して交付申請することはできません。

◆ 1つの住宅について「注文住宅の新築」 の補助金の交付を受けた建築主等または「新築分譲住宅の購入」の補助金の交付を受けた購入者等は、当該住宅と別の住宅であったとしても、再度「注文住宅の新築」または「新築分譲住宅の購入」の補助金の交付を受けることはできません。

◆ 1つの住宅について、「注文住宅の新築」の補助金の交付を受けた建築主等または「新築分譲住宅の購入」の補助金の交付を受けた購入者等は、当該住宅と別の住宅において「リフォーム」の補助金の交付を受けることは可能です。ただし、工事発注者が子育て世帯または若者夫婦世帯に該当する場合は、当該住宅とは別の住宅において「リフォーム」の補助金の補助上限を引き上げて交付を受けることはできません。

◆ 「注文住宅の新築」の補助金の交付を受けた住宅と同じ住宅について、「新築分譲住宅の購入」や「リフォーム」の補助金の交付を受けることはできません。

◆ 「新築分譲住宅の購入」の補助金の交付を受けた住宅と同じ住宅について、「注文住宅の新築」や「リフォーム」の補助金の交付を受けることはできません。

② 先進的窓リノベ2024事業、給湯省エネ2024事業または賃貸集合給湯省エネ2024事業との重複について

「注文住宅の新築」または「新築分譲住宅の購入」の補助金の交付を受けた住宅と同じ住宅について、「先進的窓リノベ2024事業」、「給湯省エネ2024事業」または「賃貸集合給湯省エネ2024事業」の補助金の交付を受けることはできません。

③ 本補助金の交付申請を制限される者(除外要件)

以下に該当する法人及び個人は、本補助金の交付申請を行うことができません。

◆ 過去3カ年度内に国土交通省住宅局が所管する他の補助金事業において交付決定の取り消し及び補助金の返還を求められたことがある者。ただし、本事業への参加について制限しない旨の通知をのあった者を除く。

◆ 法人においては、暴力団*1または役員等(実質的に経営に関与する者)が暴力団員*1である、個人においては、暴力団員である法人、個人によらず、暴力団及び暴力団員と社会通念上不適切な関係にある者

＊1 「暴力団」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」第2条第2号に規定する組織をいいます。また、「暴力団員」とは同法第2条第6号の規定するものをいいます。
＊2　一体的に実施される床工事を含む。

1－11 補助金の併用

原則として、本事業と補助対象が重複する国の他の補助制度との併用はできません。
なお、地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを除き、併用可能です。
具体的には以下①②のとおりとします。

① 注文住宅の新築、新築分譲住宅の購入について

住宅の本体工事の全部または一部を対象とする国の他の補助制度との併用はできません。

≪代表的な補助制度との併用の取り扱い≫

補助制度	併用可否
住まいの復興給付金	○
外構部の木質化対策支援事業	○
こどもエコすまい支援事業	×
地域型住宅グリーン化事業	×
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業	×
戸建住宅ネット･ゼロ･エネルギー･ハウス（ZEH）化等支援事業及び集合住宅の省 CO2 化促進事業	×

② リフォームについて

住宅(外構含む)のリフォーム工事を対象とする国の他の補助制度との併用はできません。
ただし、本事業で対象とするリフォーム工事の請負契約と、他の補助制度で対象とするリフォーム工事の請負契約が別である場合については、併用することができます。
また、「先進的窓リノベ2024事業」、「給湯省エネ2024事業」
または「賃貸集合給湯省エネ2024事業」、及び前年度事業である「先進的窓リノベ事業」、
「給湯省エネ事業」については、補助対象が重複しなければ併用が可能です。

≪代表的な補助制度との併用の取り扱い≫

補助制度	併用可否
こどもエコすまい支援事業	△（請負工事契約が別である場合は併用可）
外構部の木質化対策支援事業	△（請負工事契約が別である場合は併用可）
長期優良住宅化リフォーム推進事業	△（請負工事契約が別 かつ工期が別である場合は併用可）
住宅・建築物安全ストック形成事業	△（請負工事契約が別である場合は併用可）
戸建住宅ネット･ゼロ･エネルギー･ハウス（ZEH）化等支援事業 及び集合住宅の省 CO2 化促進事業	△（請負工事契約が別である場合は併用可）
次世代省エネ建材支援事業	△（請負工事契約が別である場合は併用可）
住宅エコリフォーム推進事業（補助金）	△（請負工事契約が別 かつ工期が別である場合は併用可）
住宅・建築物省エネ改修推進事業（交付金）	△（請負工事契約が別 かつ工期が別である場合は併用可）

その他国費を財源とする他の補助金等との併用可否については、P.61を参照ください。

1－12 リフォーム工事における3省連携について

リフォーム工事については、国土交通省、経済産業省及び環境省が連携することで、
以下の4事業をワンストップで利用可能とします。
※ワンストップ申請はリフォーム戸別のみ、リフォーム一括はありません。

① 先進的窓リノベ2024事業　＜環境省＞
（断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省 CO2 加速化支援事業）
② 給湯省エネ2024事業　＜経済産業省＞
（高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金）
③ 子育てエコホーム支援事業　＜国土交通省＞※本事業

工事内容		（対象事業）	補助対象	補助額
1）省エネ改修	㋑高断熱窓の設置	①先進的窓リノベ2024事業 ＜環境省＞	高性能の断熱窓 熱貫流率(Uw値)1.9以下等、 建材トップランナー制度2030年 目標水準値を超えるもの等、 一定の基準を満たすもの	リフォーム工事内容に 応じて定める額 上限200万円/戸
	㋺高効率給湯器 の設置	②給湯省エネ2024事業 ＜経済産業省＞	高効率給湯器 a)ヒートポンプ給湯機 b)ハイブリッド給湯機 c)家庭用燃料電池	定額（主な補助額） a)10万円/台 b)13万円/台 c)20万円/台 ※戸建住宅は2台まで、共同住宅は 1台までが上限 ※高い性能要件を満たす場合、 その性能に応じた定額を補助
	㋩開口部・躯体等 の省エネ改修工事	③子育てエコホーム支援事業 ＜国土交通省＞	開口部・躯体等の一定の 断熱改修、エコ住宅設備 （節湯水栓、高断熱浴槽等） の設置	リフォーム工事内容に 応じて定める額 上限20万円／戸 * （長期優良リフォームを行う 場合は、30万円/戸） ＊子育て世帯・若者夫婦世帯は、上限 30万円/戸 （既存住宅購入を伴う場合は 60万円/戸） （長期優良リフォームを行う場合は、 45万円/戸）
2）その他のリフォーム工事 ※1）㋑～㋩のいずれかの工事を行った場合に限る			住宅の子育て対応改修、 バリアフリー改修、 空気清浄機能・換気機能付き エアコン設置工事等	

1－13 ワンストップ申請について

高断熱窓の設置または高効率給湯器の設置を行った場合、対象建材・設備の性能に応じて先進的窓リノベ2024事業、給湯省エネ2024事業、賃貸集合給湯省エネ2024事業のいずれかにおいて補助を受けられる場合があります。各々の設備がどちらの事業で補助を受けられるかがわからない場合、ワンストップ申請を利用すると便利です。実施した補助対象すべての工事の情報を登録することで、最も有利に補助が受けられるように対象製品を振り分けて交付申請を行うことができます。
※ワンストップ申請はリフォーム戸別のみ、リフォーム一括はありません。

≪ワンストップ申請のイメージ≫

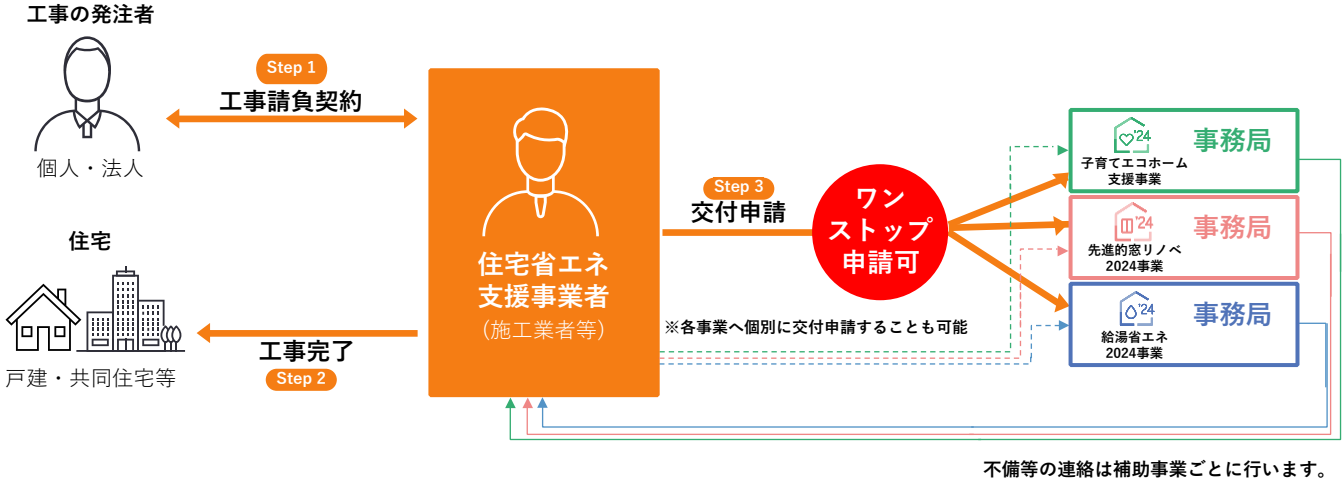

【補　足】

□ **本事業における交付申請要件の緩和**
先進的窓リノベ2024事業、給湯省エネ2024事業、賃貸集合給湯省エネ2024事業でリフォーム工事に補助を受けている場合、子育てエコホーム支援事業の申請要件について、以下①②の緩和を受けることができます。*1

No	緩和前の要件	緩和後の要件
①補助対象となる補助額	子育てエコホーム支援事業において **合計5万円以上**	子育てエコホーム支援事業において **合計2万円以上**
②対象となるリフォーム工事	子育てエコホーム支援事業において **「開口部の断熱改修」、「外壁等の断熱改修」、「エコ住宅設備の設置」のいずれかで申請必須**	子育てエコホーム支援事業において **「開口部の断熱改修」、「外壁等の断熱改修」、「エコ住宅設備の設置」が含まれなくても申請可**

＊1 ただし、リフォーム(一括)は除きます。

□ **ワンストップ申請の注意と制限**
◆本ワンストップ申請は、リフォーム工事のみ利用可能です。
◆事業者登録時に参加を申告した補助事業のみ利用可能です。
◆提出書類は、各補助事業ごとに定められた書類の添付が必要です。
◆ワンストップ申請の提出以降の手続き(審査・不備等の連絡・交付決定・振込み)は、補助事業ごとに行います。
(交付申請の予約をワンストップ申請で提出した場合、予約後の交付申請は、補助事業ごとに行う必要があります。)
◆分離発注や複数受注による工事について、ワンストップ申請を利用することはできません。
◆交付申請の提出後、不備等の訂正過程で申請内容が変わった場合、「最も補助額が高い組合せ」ではない場合があります。
◆本事業と併せて先進的窓リノベ2024事業、給湯省エネ2024事業または賃貸集合給湯省エネ2024事業(以下、本文中は「他事業」という。)を併用する場合、交付申請要件緩和の適用を確認するため、本事業の交付決定は、併せて申請される他事業が交付決定後となります。(各補助事業を別々に交付申請した場合も同様です。)

1－14 事業予算

令和5年度補正予算　：　2,100億円
令和6年度当初予算案　：　400億円

子育てエコホーム
支援事業

補助対象事業 A　注文住宅の新築

第2章

補助対象の詳細

2－1　事業イメージ

本事業は、新築住宅の建築事業者(補助事業者)が、新築住宅を建築する子育て世帯または若者夫婦世帯(共同事業者)の委託を受けて補助金の申請及び交付を受けるものです。
「子育て世帯」と「若者夫婦世帯」における事業のイメージは以下のとおりです。

≪子育て世帯が交付申請するイメージ≫

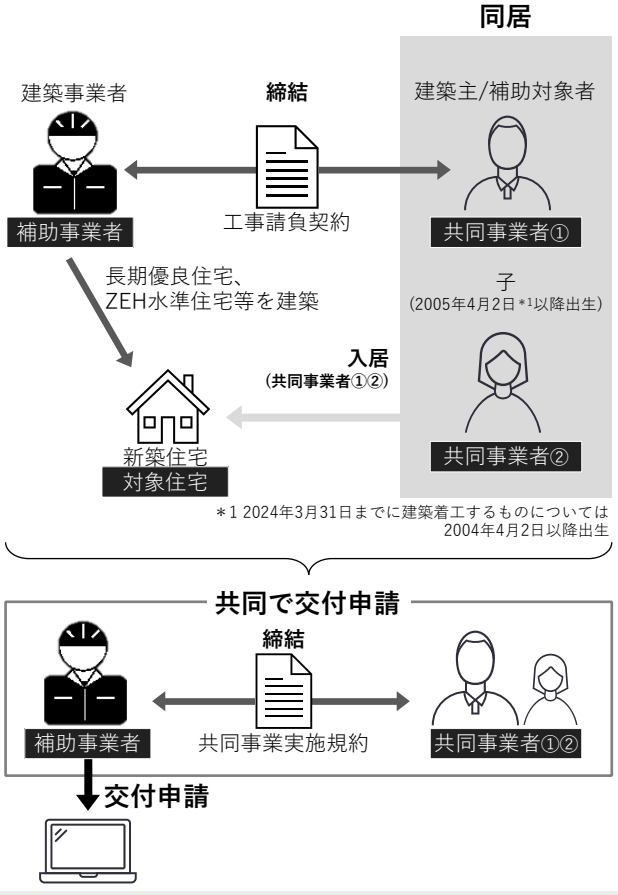

≪若者夫婦世帯が交付申請するイメージ≫

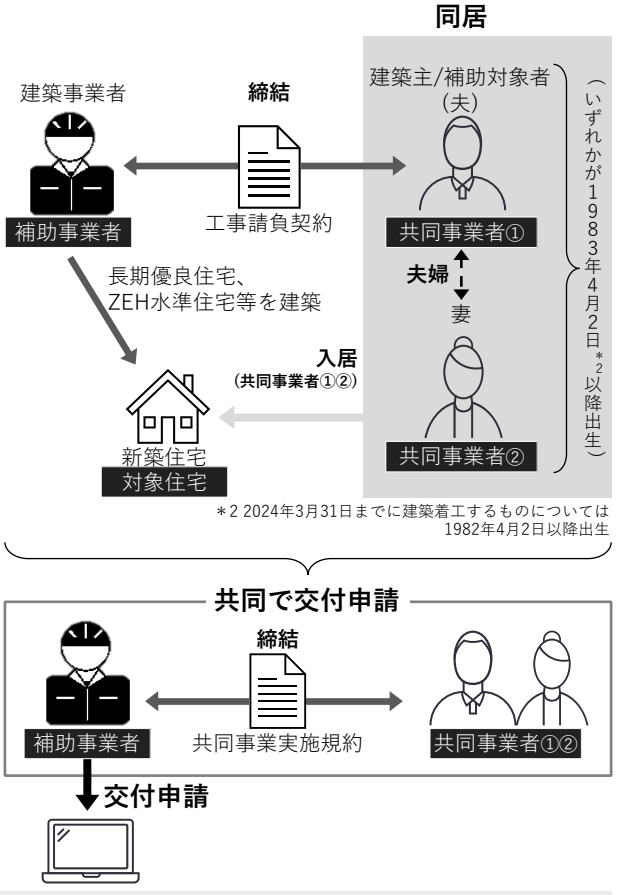

【補　足】

□ **世帯について**
本事業における「世帯」とは、同居し生活を共にしている家族や親族等の集まりをいいます。
同居については、原則として、住民票(の写し)に記載されている「住所」で確認を行います。
※交付申請時に同居していない子や若者夫婦等が、新築住宅において同居する場合も対象になります。
　ただし、完了報告時に提出する住民票で同居が確認できない場合、交付決定の取り消し及び補助金の返還を求められることがあります。

□ **子育て世帯について**
建築主と子が親子である場合に限りません。
孫と同居し、子育てを行う祖父母等が住宅を取得する場合も対象になります。
ただし、孫も共同事業実施規約に同意の上、共同で交付申請を行う必要があります。

□ **若者夫婦世帯について**
建築主が、若者夫婦のいずれかに該当する場合に限りません。
若者夫婦と同居し、共同で生活する若者夫婦の親等が住宅を取得する場合も対象になります。
ただし、若者夫婦も共同事業実施規約に同意の上、共同で交付申請を行う必要があります。

□ **事実婚の取り扱いについて**
いわゆる事実婚については、交付申請(予約を行う場合は予約の提出)時に住民票や追加書類においてその事実が確認できる場合、対象になることがあります。
例) 住民票続柄が「夫(未届)」「妻(未届)」、自治体が証明するパートナーシップ証明書（詳細はP.49）や公正証書による婚姻契約 等
※交付申請(予約を行う場合は予約の提出)時に事実婚であることが確認できない場合、対象になりません。

□ **単身赴任等について**
本事業における「世帯」とは、同居し生活を共にしている家族や親族等の集まりをいいます。
よって、原則、同居していない家族や親族を世帯に含めて、補助金の交付申請を行うことはできません。
ただし、単身赴任等やむを得ない事由により同居できないと事務局が判断する場合、当該要件の緩和を受けることができる場合があります。

2－2　補助対象となる方

以下の①②を満たす方が補助対象者(共同事業者)になります。

① 子育て世帯または若者夫婦世帯のいずれかである

以下の書類にて確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
住民票(世帯票)の写し	(予約時) 交付申請時	世帯内に、交付申請時点(交付申請の予約を行う場合は予約の提出時点)において2005年4月2日以降に出生した子を有する世帯(2024年3月31日までに建築着工するものについては2004年4月2日以降に出生した子を有する世帯) または 交付申請時点(交付申請の予約を行う場合は予約の提出時点)において夫婦であり、いずれかが1983年4月2日以降に出生した世帯(2024年3月31日までに建築着工するものについてはいずれかが1982年4月2日以降に出生した世帯)が含まれること	P.49

② エコホーム支援事業者*1と工事請負契約*2を締結し、住宅を新築*3する方

以下の書類にて確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
工事請負契約書	(予約時) 交付申請時	発注者が建築主、請負者がエコホーム支援事業者であること	P.37

【補　足】

□ **連名による対象住宅の建築について**
対象住宅の建築工事の発注を複数の者が連名で行う場合、これらの者のうち、対象住宅に居住する者を代表者(共同事業者【乙】)として交付申請を行うことができます。

□ **分離発注による注文住宅の新築について**
複数の事業者に工事を分割して発注し、住宅を建築する(いわゆる分離発注)場合、住宅の構造耐力上主要な部分*4の工事を行う建築事業者のいずれかが代表事業者*5として、他の事業者を取りまとめて交付申請等の手続きを行う場合に限り、補助対象となります。
なお、代表事業者は、エコホーム支援事業者として事務局に登録を行う必要があります。

□ **工事請負契約の電子契約について**
本事業において提出される工事請負契約は電子契約を用いて締結されたものでも構いませんが、提出する契約書の紙面上において、本事業の要件が確認できる必要があります。詳しくはP.38をご確認ください。

＊1　エコホーム支援事業者とは、新築住宅の建築事業者で、建築主に代わり交付申請等の手続きを代行し、交付を受けた補助金を建築主に還元する者として、予め本事業に登録をした補助事業者です。
＊2　「建設業法(昭和24年5月24日法律第100号)」第19条に定める工事請負契約をいいます。本事業では、工事請負契約を締結しない建築工事は補助対象になりません。
＊3　令和5(2023)年11月2日以降に基礎工事より後の工程の工事(一般的には基礎工事の次の工程である地上階の柱、または壁の工事等)に着手した住宅が補助対象です。
＊4　構造耐力上主要な部分とは基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材(筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。)、床版、屋根版または横架材(はり、けたその他これらに類するものをいう。)で、当該住宅の自重または積載荷重、積雪、風圧、土圧または水圧または地震その他の震動または衝撃を支えるものとする。
(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令第5条)
＊5　原則、住宅瑕疵担保責任保険または住宅瑕疵担保責任任意保険に加入する幹事会社を代表事業者としてください。
代表事業者が住宅の構造耐力上主要な部分の工事を行う建築事業者ではない等、必要に応じて他の事業者の契約等を確認する場合があります。

2－3　補助対象となる新築住宅

以下のａ)～ｇ）を満たす住宅が補助対象になります。

ａ ）住宅証明書等により、長期優良住宅またはZEH水準住宅の基準に適合することが確認できる

長期優良住宅(長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられている住宅で、所管行政庁(都道府県、市区町村等）にて認定を受けたもの)またはZEH水準住宅(強化外皮基準に適合し、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量が削減される性能を有するもの（ZEH、Nearly ZEH、 ZEH Ready、 ZEH Oriented))を補助対象とします。

(以下、㋐～㋕のいずれかの書類で確認します。)

分類	住宅証明書等の書類	基準	参照
長期優良住宅	㋐ 長期優良住宅建築等計画認定通知書*1*2	長期使用構造等確認申請が2022年10月1日以降のもの	P.51
ZEH水準住宅	㋑ 低炭素建築物新築等計画認定通知書*2*3	認定申請が2022年10月1日以降のもの	P.52
	㋒ 性能向上計画認定通知書*2*3	認定申請が2022年10月1日以降のもの	P.52
	㋓ BELS評価書*4*5*6*7	ZEHマークまたはZEH-Mマークが表示されているもの	P.53
	㋔ 設計住宅性能評価書*6*7 または 建設住宅性能評価書*6*7 または 住宅省エネルギー性能証明書*6*9	断熱等性能等級5以上かつ 一次エネルギー消費量等級6に適合しているもの (2022年4月1日以降に取得したもの)	P.55
	㋕ フラット35Ｓ適合証明書 及び竣工現場検査申請書・適合証明申請書(すべての面)*7 または フラット35Ｓ設計検査に関する通知書 及び設計検査申請書(すべての面)*7	証明書・申請書等の書式が2022年10月以降*8のもので、金利Aプランの省エネルギー性、断熱性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6にチェックがあること またはZEHの基準適合欄の ZEH(-M)、Nearly ZEH(-M)、ZEH-M Ready またはZEH(-M) Orientedのいずれかにチェックがあること	P.56

※各書類の詳細については、P50以降の「Ⓖ 住宅の性能を証明する住宅証明書等」を参照ください。

認定基準変更に伴う住宅の性能を証明する住宅証明書等の取り扱いについては、P58を参照ください。

＊1　交付申請の予約時には「長期使用構造等である旨の確認書」での提出も可能ですが、交付申請時に必ず「同認定通知書」の提出が必要です。

＊2　変更認定通知書のみでは申請できません。変更前の同認定通知書も併せて提出してください。

＊3　交付申請の予約時には「技術的審査適合証」での提出も可能ですが、交付申請時に必ず「同認定通知書」の提出が必要です。

＊4　BELS評価書に記載される「ゼロエネ相当」(強化外皮基準に適合しないもの)は、補助対象になりません。

＊5　令和6(2024)年4月1日以降に受付のBELS評価書の新様式の場合は、総合判定の誘導基準が「達成」となっているものが補助対象となります。

＊6　BELS評価書でZEHマークの記載があるもの、または令和4(2022)年4月1日以降は住宅性能評価書、もしくは住宅省エネルギー性能証明書で断熱等級5以上かつ一次エネルギー等級6の記載があるものは、再生可能エネルギー設備の導入がなくても補助対象となります。

＊7　交付申請の予約時には「発行受付書」での提出も可能ですが、交付申請時に必ず証明書の提出が必要です(詳細はP.57参照)。

＊8　設計検査申請が2022年9月30日以前の金利Aプランの場合、一次エネルギー消費量等級5を技術基準としており、ZEHレベルへの適合が確認できないため、本補助金の申請には利用できません。

＊9「住宅省エネルギー性能証明書」は建物の工事が全て完了した後に作成が可能になる書類であるため、対象の工事が完了していない場合、本補助金の申請には利用できません。

b) 所有者(建築主)自らが居住*1する

以下の書類にて確認します。

添付書類	提出	確認方法
住民票の写し	完了報告時	氏名が建築主であること、 住所が新築する住宅であること

【補　足】

□ **共同申請する世帯全員の住民票の写しの提出について**
以下のいずれかに該当する場合、共同申請する全員分(共同事業実施規約における乙及び丙①②)の住所が確認できる住民票の写し(世帯票等)の提出を求めます。
◆交付申請時、建築主と子または配偶者の同居が確認できない場合
◆建築主が若者夫婦のいずれにも該当しない場合(建築主が若者夫婦の親等の場合)

c) 住戸の床面積*2が50～240m²である

以下①②いずれかの書類及び③④いずれかの書類にて確認します。

添付書類	提出	確認方法
① **≪戸建住宅・共同住宅(注文住宅の新築)の場合≫** 確認済証または建築工事届	予約時または 交付申請時	住戸の延べ面積の申請部分が50㎡以上240㎡以下であること
② **≪共同住宅(新規分譲住宅の購入)の場合≫** 不動産売買契約書	予約時または 交付申請時	住戸の延べ面積の申請部分が50㎡以上240㎡以下であること
③ **≪戸建住宅の場合≫** 建築基準法に基づく検査済証	完了報告時	住戸の延べ面積の申請部分が50㎡以上240㎡以下であること
④ **≪共同住宅等の場合≫** 不動産登記における 建物の登記事項証明書・謄本 (所有権保存登記されているもの)	完了報告時	原則として、表題部、専有部分の建物の表示の床面積が50㎡以上240㎡以下であること(併用住宅は住宅部分の延べ面積が50㎡以上240㎡以下であること)

【補　足】

□ **確認申請が不要な地域について**
交付申請時には確認済証の代わりに「建築工事届」で確認、完了報告時には検査済証の代わりに「不動産登記における建物の登記事項証明書」で確認します。

□ **不動産登記における建物の登記事項証明書について**
二世帯住宅や賃貸を含む住宅等、交付申請する住宅部分が区分登記されていない場合、図面等の提出を求める場合があります。

＊1　「居住する」とは住民基本台帳に登録された住所を居住地とし、完了報告時点で対象住宅を居住地としていることをいいます。

＊2　「床面積」とは、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により算定。
なお、吹き抜け、バルコニー、メーターボックス、ガレージ、ポーチ・屋外のデッドスペース、備蓄倉庫等の部分は除き、住戸内に階段が存在する場合、階段下のトイレ及び収納等の面積を含めます。

d ）土砂災害防止法*1に基づく、土砂災害特別警戒区域または災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域または地すべり防止区域と重複する区域に限る）に原則立地しないもの

以下の書類にて確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
本事業用 工事出来高確認書（様式10）	交付申請時	住宅の着工時点で住宅の全部または一部が土砂災害特別警戒または災害危険区域(急傾斜地崩壊危険区域または地すべり防止区域と重複する区域に限る)*2に立地しないこと	P.43~44

【補　足】

□ **一部が土砂災害特別警戒区域・災害危険区域にかかる場合について**

◆建物(共同住宅等を含む)の一部が土砂災害特別警戒区域または災害危険区域内に立地している場合、すべての住戸が本補助金の対象になりません。

◆土地(敷地)の一部が土砂災害特別警戒区域または災害危険区域内に立地している場合(建物は区域外)、本補助金の対象になります。

◆土砂災害特別警戒区域または災害危険区域内において、区域の制限解除の開発行為を実施した場合、当該制限解除の公示がされていない場合は対象になりません。

◆土砂災害特別警戒または災害危険区域は、建築士が自治体が公表するハザードマップの確認または建築行政部局に問い合わせを行って確認します。

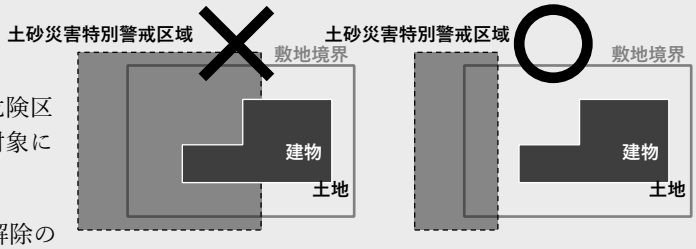

※災害危険区域の場合も同様です

e ）都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第88条第5項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による勧告に従わなかった旨の公表がされていないもの

「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外の区域」かつ「災害レッドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域)内」で建設されたもののうち、一定の規模以上(3戸以上または1戸または2戸で規模が1,000 ㎡以上)の開発によるもので、都市再生特別措置法第88条第3項に基づき立地を適正なものとするために行われる市町村長の勧告に従わず、その旨が市町村長により公表されている場合は補助対象になりません。

以下の書類にて確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
本事業用 工事出来高確認書（様式10）	交付申請時	都市再生特別措置法第88条第5項の規定による、同条第3項における勧告に従わなかった旨が公表されていないこと	P.43

＊1 「土砂災害防止法」とは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)
＊2 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく地方公共団体が条例にて定める災害危険区域のうち、急傾斜地崩壊危険区域または地すべり防止区に重複する区域

g ）交付申請時、一定以上の出来高の工事完了が確認できる

交付申請は補助額以上の工事の出来高が確認できる時点以降とし、建築士が次のいずれかを確認した場合に補助額以上の工事が完了しているとみなします。

① 基礎工事(杭基礎の場合は杭工事)**の完了**

② 住戸あたりの補助額＊1(40～100万円/戸)に総戸数＊2を乗じた金額以上の出来高の工事完了建物価格×工事出来高(〇%)≧戸あたり補助額(40～100万円/戸)×総戸数＊2

以下の書類にて確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
本事業用 工事出来高確認書（様式10）	交付申請時	基礎工事の完了または 住戸あたりの補助額（40～100万円/戸）に総戸数を乗じた金額以上の出来高の工事完了建物価格×工事出来高(〇%)≧戸あたり補助額(40～100万円/戸)×総戸数を満たすこと	P.43

【補　足】

□ **1つの建物に2住戸を有する住宅(いわゆる二世帯住宅)における一定以上の出来高の工事完了の考え方**

一定以上の出来高の工事完了は、建物の建築工事における進捗を要件としています。
よって、二世帯住宅では、建物全体の工事の出来高が、すべての住戸で交付申請した場合の交付申請額を超えることを確認します。

≪二世帯住宅における工事出来高の確認≫

本事業の専用ポータル(P27 3－1参照)において、二世帯住宅の交付申請を行う場合、予め建物の情報を登録し、各住戸の交付申請の作成時は当該建物情報を参照します。
建物情報において、一定以上の出来高が確認できない場合、
当該建物のすべての住戸の交付申請の手続きを進めることはできません。

≪二世帯住宅の交付申請イメージ≫

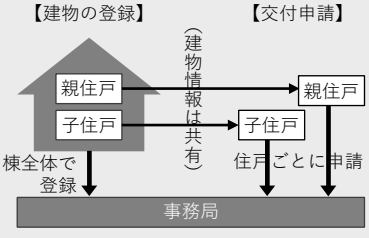

□ **基礎工事に該当する杭基礎の判定について**

地盤改良は、杭基礎に該当しないため基礎工事とは見なされず、出来高に含むことはできませんのでご注意ください。

〇 杭基礎

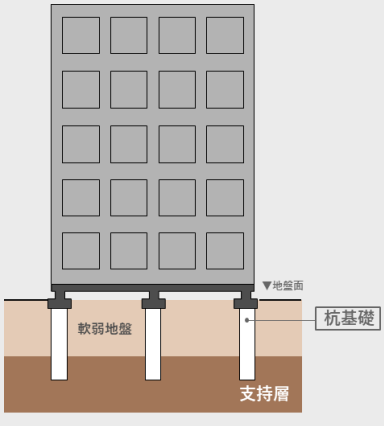

基礎と杭が一体となっている。

× 地盤改良

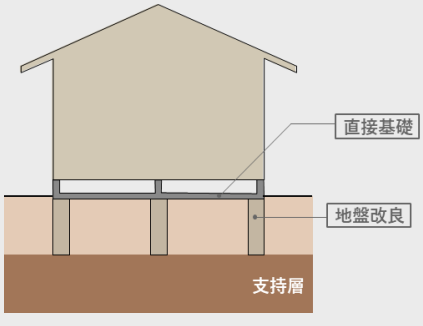

基礎と杭が一体となっていない。

＊1　建物の性能や立地に応じて40~100万円
＊2　戸建住宅：１戸、共同住宅：当該住宅の全住戸数（申請しない住戸を含みます）

2－4　補助額

以下が補助額になります。

対象住宅	補助額
①長期優良住宅 ②ZEH水準住宅	①100万円/戸 ②80万円/戸 ※以下①かつ②に該当する区域に立地している住宅については長期優良住宅の場合は原則補助額を50万円、ZEH水準住宅の場合は原則補助額を40万円とします。 ①市街化調整区域 ②土砂災害警戒区域または浸水想定区域（洪水浸水想定区域または高潮浸水想定区域における浸水想定高さ３ｍ以上の区域をいう。）

【補　足】

□ **市街化調整区域・土砂災害警戒区域または浸水想定区域（最大規模）の考え方**

市街化調整区域かつ「土砂災害警戒区域または浸水想定区域（洪水浸水想定区域または高潮浸水想定区域における浸水想定高さ３ｍ以上の区域をいう。）」に該当する住戸は補助額の上限が、長期優良住宅の場合は50万円、ZEH水準住宅の場合は40万円となります。ただし、立地上の制約から従前の土地で既存住宅の建替えを行う場合はこの限りではありません*3。詳細はP.44を参照

市街化調整区域　かつ　土砂災害警戒区域または浸水想定区域（3m以上）　→　補助額上限
長期優良住宅：50万円
ZEH水準住宅：40万円

市街化調整区域は建築確認申請書または建築工事届にて確認します。
土砂災害警戒区域または浸水想定区域（最大規模）は国土交通省が運用する「重ねるハザードマップ」で確認します。※詳細はP.45を参照

＊1　なお、「新築分譲住宅の購入」で本事業の申請を行う方は建替え住宅の要件の対象外となります。

2－5　補助対象期間

以下をすべて満たす事業が補助対象となります。

	対象期間
工事請負契約	契約日に要件はありません（建築着工までに工事請負契約が締結されていること。）
対象工事*1の着手	2023年11月2日以降（工事請負契約後に工事が行われること。）

【補　足】

□ **完了報告について**
本事業は、事務局指定の期間に完了報告を行う必要があります。完了報告の提出期限は以下です。

◆戸建住宅　：交付決定 ～ 2025年7月31日
◆共同住宅等(階数が10以下)　：交付決定 ～ 2026年4月30日
◆共同住宅等(階数が11以上)　：交付決定 ～ 2027年2月28日

2－6　その他

① 本補助金の重複について

◆ 1つの住宅について「注文住宅の新築」の補助金の交付を受けた建築主と子または配偶者は、当該住宅と別の住宅であっても、再度「注文住宅の新築」、「新築分譲住宅の購入」の補助金の交付を受けることはできません。

◆ 1つの住宅について「注文住宅の新築」の補助金の交付を受けた建築主等は、当該住宅と別の住宅において「リフォーム」の補助金の交付を受けることは可能です。ただし、工事発注者が子育て世帯または若者夫婦世帯に該当する場合は、当該住宅とは別の住宅において「リフォーム」の補助金の補助上限を引き上げて交付を受けることはできません。

◆「注文住宅の新築」の補助金の交付を受けた住宅と同じ住宅について「注文住宅の新築」や「新築分譲住宅の購入」、「リフォーム」の補助金の交付を受けることはできません。

② 先進的窓リノベ2024事業、給湯省エネ2024事業、賃貸集合給湯省エネ2024事業との重複について

「注文住宅の新築」の補助金の交付を受けた住宅と同じ住宅について、「先進的窓リノベ2024事業」や「給湯省エネ2024事業」、「賃貸集合給湯省エネ2024事業」の補助金の交付を受けることはできません。

③ 他の補助金との併用

当該住宅に対して、重複して国の他の補助制度から補助を受けることはできません。
なお、地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを除き、併用可能です。

④ 財産処分の制限について

本補助金の交付を受けた建築主は、補助金の交付を受けて取得した住宅について、エコホーム支援事業者に補助金の振込み後、10年間は国または事務局の承認なく補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、担保に供し、または取り壊すことができません。(住宅として販売、譲渡または貸付等を行う場合を除きます。)ただし、災害または火災により使用できなくなった場合、立地上または構造上危険な状態にある場合の取壊しまたは廃棄に該当する場合には、財産処分承認申請書を本事務局に提出することによって、承認を受けたものとみなします。

⑤ 経理書類の保管

エコホーム支援事業者は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、これらの帳簿及び書類を本補助金の交付を受けた年度終了後５年間保存しておかなければなりません。

⑥ 補助事業者が倒産や死亡した場合について

補助事業者の倒産や死亡等により、本事業の交付規程や本マニュアルに定める交付申請等の手続き及び補助金の還元ができないことが明らかである場合に限り、共同事業者により交付申請等の手続き・補助金の受領を自ら行うことができる場合があります。個別に事務局へご相談ください。

＊1　基礎工事より後の工程の工事(一般的には基礎工事の次の工程である地上階の柱、又は壁の工事等)

子育てエコホーム
支援事業

補助対象事業 A　注文住宅の新築

第3章

申請方法

本補助金の交付申請にあたり、住宅省エネポータル(P.27 3－1参照)のアカウント発行から補助金の交付までの手続きは、以下のとおりです。
本手引きでは、交付申請の予約及び交付申請に係る手続きを中心に解説を行います。
完了報告については、交付決定を受けた者に対し別途交付申請の要件等について(完了報告の手引き)を公開(時期未定)する予定です。

[例：交付申請締切前（～2024年12月31日）に完了報告が提出される場合]

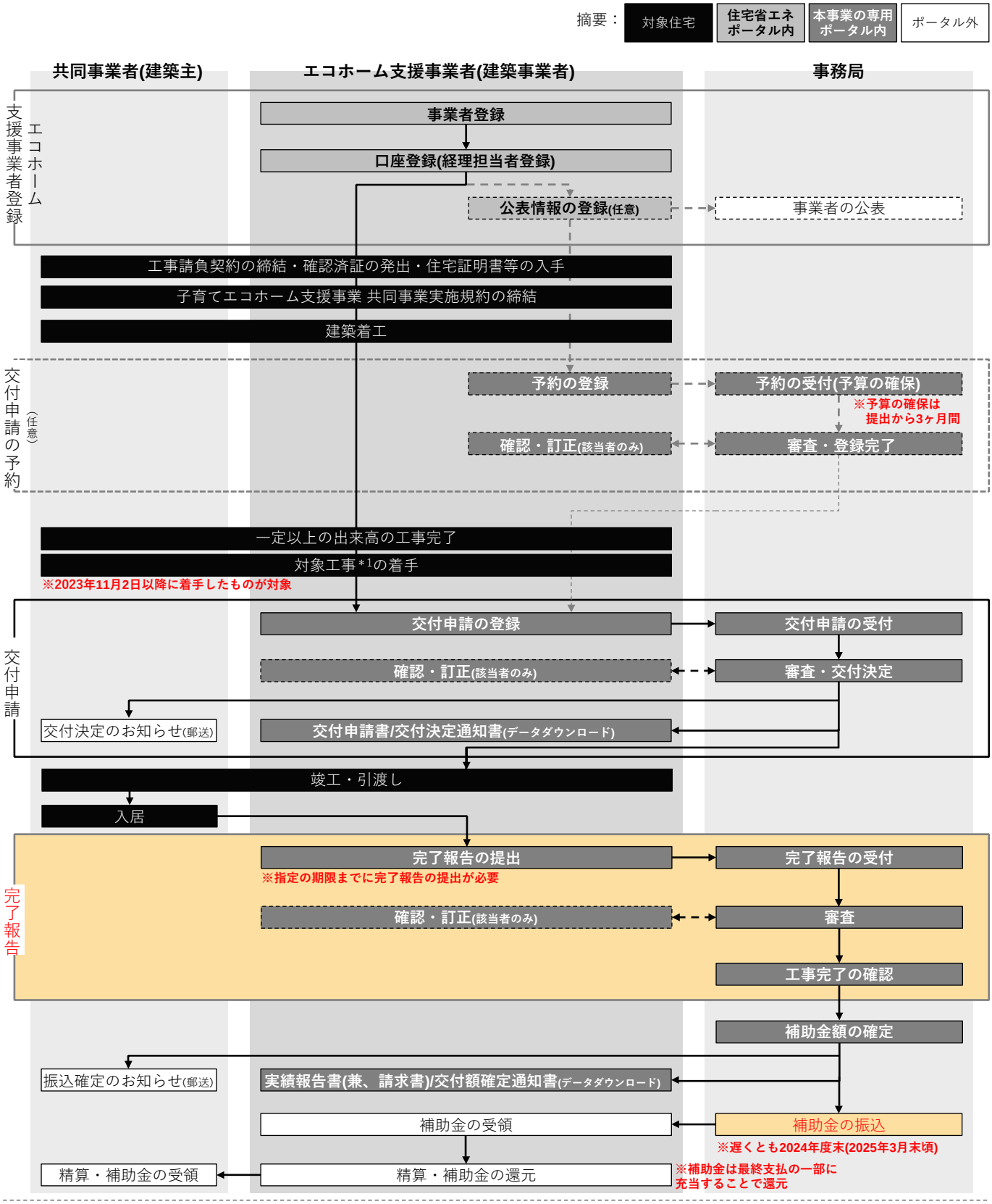

＊1　基礎工事より後の工程の工事(一般的には基礎工事の次の工程である地上階の柱、または壁の工事等)

交付申請締切後（2025年1月1日～）に完了報告が提出される場合、当該完了報告前に振込を行います。
上記の場合、アカウント発行から補助金の交付までの手続きは、以下のとおりです。

[例：交付申請締切後（2025年1月1日～）に完了報告が提出される場合]

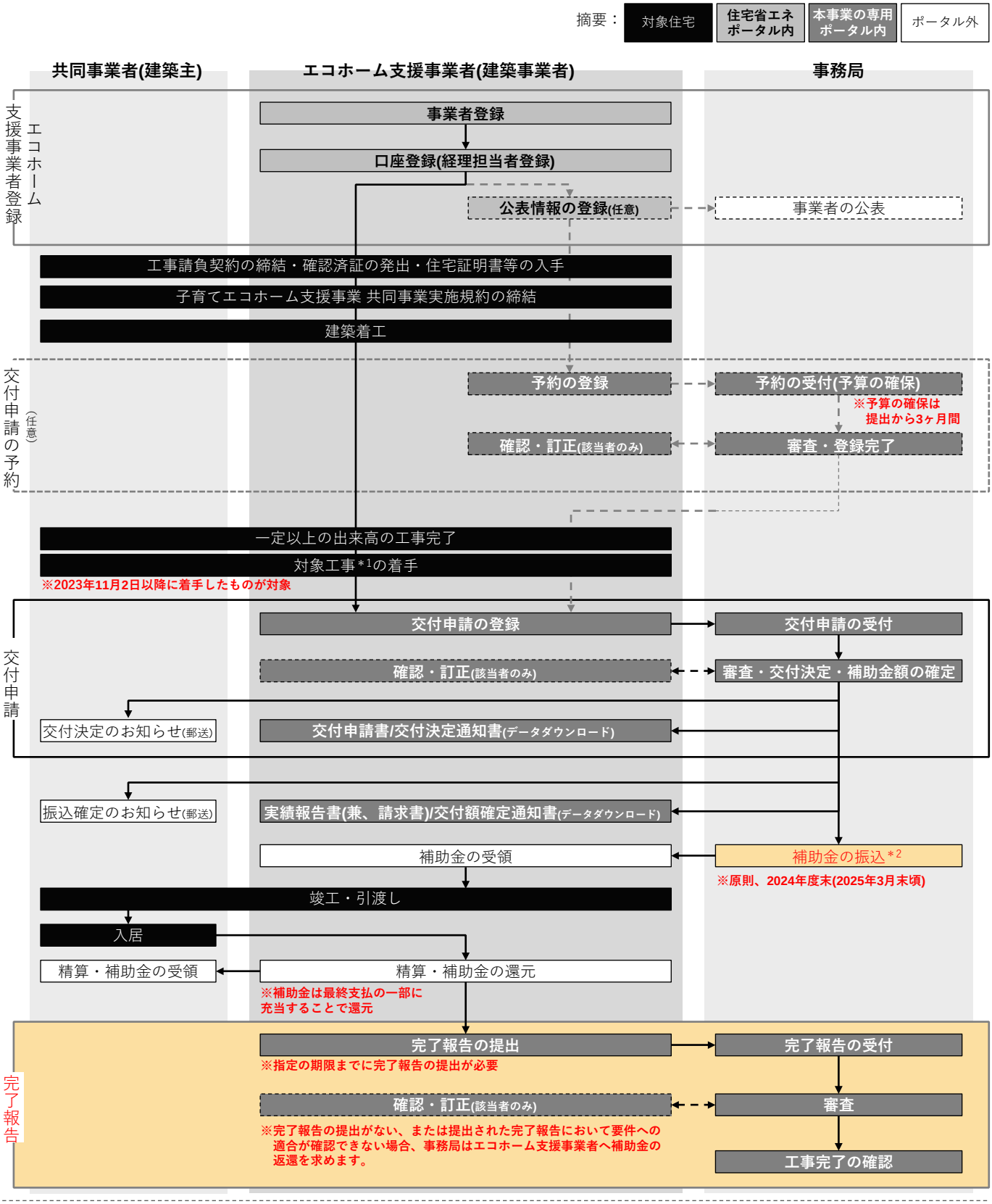

＊1　基礎工事より後の工程の工事(一般的には基礎工事の次の工程である地上階の柱、または壁の工事等)
＊2　ただし完了報告の提出日によっては、補助金の振込が竣工・引渡しや完了報告と前後する可能性があります。

3－1　住宅省エネポータルについて

本事業の交付申請等のすべての手続きは、新築住宅の建築事業者が、住宅省エネ2024キャンペーンが提供するWEBシステム『住宅省エネポータル』上で行います。
建築主の方が、自身で手続きを行うことはできません。

住宅省エネポータルは1つの「共通ポータル」と4つの「専用ポータル」計5つのポータルで構成されています。すべてのポータルは1つのアカウントで利用することができます。

◆共通ポータル
キャンペーン全体、4つの補助事業を一括管理するためのポータルです。
(専用ポータルの入口となります。)

◆専用ポータル
各補助事業の交付申請を作成する等、それぞれを管理するためのポータルです。
なお、参加申告を行った補助事業のみ利用できます。

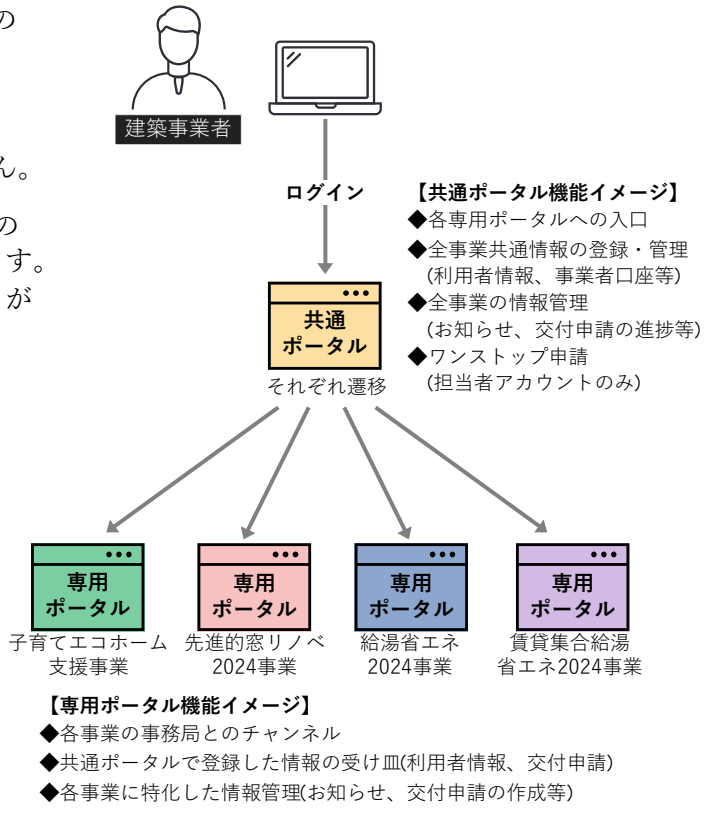

3－2　住宅省エネポータルの利用アカウントについて

住宅省エネポータルの利用にあたっては、住宅省エネ2024キャンペーンホームページからアカウントの発行を受ける必要があります。
以下ａ)～ｃ)の内容を理解し、アカウントの取得を行ってください。

ａ）アカウントの種類

住宅省エネポータルには、異なる機能を有する「統括アカウント」と「担当者アカウント」の2種類のアカウントがあり、それぞれの目的と利用者のイメージは以下のとおりです。
なお、統括アカウントは、事業者ごとに1アカウントのみ取得、利用してください。
(事業者登録の登録申請後、他のアカウントから当該事業者の事業者登録はできなくなります。)

アカウントの種類	目的と利用者のイメージ	こどもエコすまい事業者からの継続事業者	新規事業者
統括アカウント	本事業の参加登録(事業者登録)を行い、各営業担当者が行う交付申請や補助金の受領を管理するためのアカウント。 **本社の管理部門等の担当者が取得、利用してください。** **(１事業者１アカウントのみ)**	2024年1月17日 登録開始※1 (自動発行されません)	2024年1月17日 登録開始
担当者アカウント	消費者と契約し、交付申請の登録を行うためのアカウント。 **消費者から必要書類を集められる営業担当者等が取得し、利用してください。(アカウント数に制限はありません)**	2024年3月18日 登録開始※1 (自動発行されません)	2024年3月18日 登録開始

※1「こどもエコすまい支援事業」から継続して参加される事業者で登録情報の引継ぎを希望される場合は、住宅省エネ2023キャンペーンで登録されたメールアドレスにてアカウント発行依頼を行うようにお願いいたします。
(異なるメールアドレスで登録される場合、新規登録の扱いとなってしまうこと、ご注意ください)
(担当者アカウントの利用者は、2024年3月18日以降に自身で発行依頼を行う必要があります。自動発行はされません)

※次ページへ続く

b）各アカウントの機能

それぞれのアカウントが有する機能のイメージは以下のとおりです。
(開発中のため、今後変更があることがあります。予めご了承ください。)

機能	統括アカウント		担当者アカウント	
事業者登録	**登録可**	登録申請書(要押印)、印鑑証明書等を提出	×	–
各事業への参加申告	**登録可**	書類等は不要	×	統括アカウントの参加事業を利用
公表情報	**登録可**	公表を希望する場合	×	–
交付申請(予約)	**アカウントの連携が必要**			
(完了報告)	×	各担当者アカウントの進捗は管理可	**登録可**	複数登録可
補助金振込口座	**登録可**	支店単位等、複数登録可	×	統括アカウントが登録した口座を選択
入金管理	**すべての交付申請**	口座ごとに経理担当者を設定可 設定した場合、毎月振込通知を送付	**自身が担当している交付申請のみ**	–

c）アカウントの連携

担当者アカウントが交付申請の登録を行うためには、事業者登録が完了した統括アカウントと結びつける「アカウント連携」が必要になります。
アカウント連携は、統括アカウントの共通ポータル上に発行される「**登録事業者番号**」と「**連携用パスコード**」を担当者アカウントの共通ポータル上で入力することで完了します。
パスコードは外部に漏れないよう、管理を行ってください。

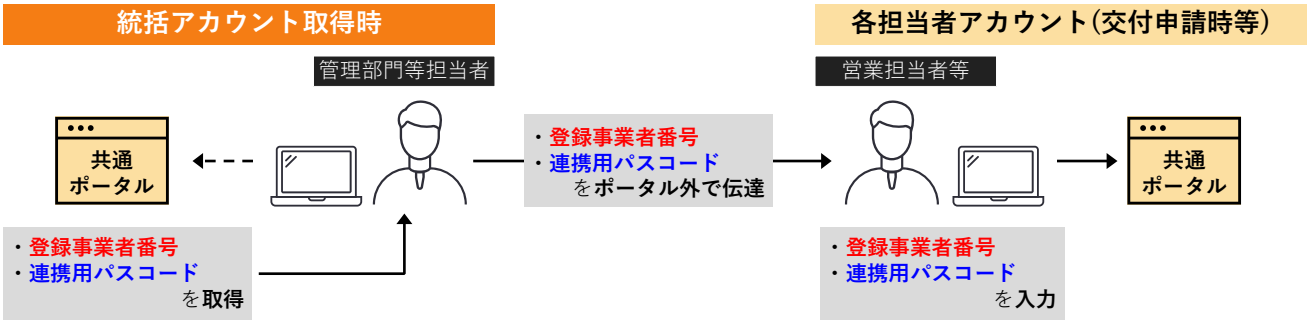

【補　足】

□ **本事業への参加登録の停止**
本事業の参加登録した後であっても、補助金の交付申請を制限される者(P.11参照)に該当する場合、本事業の事業者登録規約に反した場合、事務局は参加登録を停止することができます。
参加登録の停止を受けた場合、本事業の交付申請を行うことはできません。

3－3　共同事業実施規約の締結

本事業は対象住宅の建築主(共同事業者)への補助金の還元を行う、エコホーム支援事業者である建築事業者(補助事業者)が、交付申請等の手続き及び補助金の受取りを代表して行います。

本事業指定「**子育てエコホーム支援事業補助金 共同事業実施規約(新築用)**」は、本事業の利用にあたり両者間で予め確認するべきことを規定しています。
交付申請(予約を含む)にあたっては、共同事業実施規約の締結と提出が必要になります。

≪共同事業実施規約のイメージ≫

(1枚目)

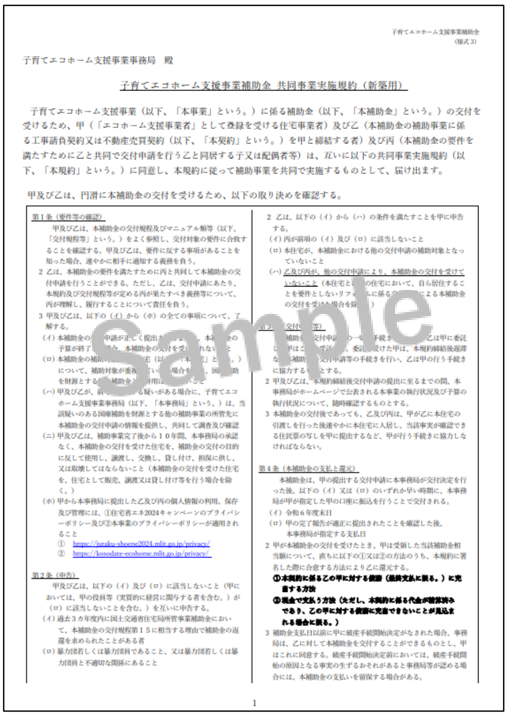
子育てエコホーム支援事業補助金
（様式3）

子育てエコホーム支援事業事務局　殿

子育てエコホーム支援事業補助金　共同事業実施規約（新築用）

子育てエコホーム支援事業（以下、「本事業」という。）に係る補助金（以下、「本補助金」という。）の交付を受けるため、甲（「エコホーム支援事業者」として登録を受ける住宅事業者）及び乙（本補助金の補助事業に係る工事請負契約又は不動産売買契約（以下、「本契約」という。）を甲と締結する者）及び丙（本補助金の要件を満たすために乙と共同で交付申請を行う乙と同居する子又は配偶者等）は、互いに以下の共同事業実施規約（以下、「本規約」という。）に同意し、本規約に従って補助事業を共同で実施するものとして、届け出ます。

甲及び乙は、円滑に本補助金の交付を受けるため、以下の取り決めを確認する。

第1条（要件等の確認）
甲及び乙は、本補助金の交付規程及びマニュアル類等（以下、「交付規程等」という。）をよく参照し、交付対象の要件に合致することを確認する。甲及び乙は、要件に反する事項があることを知った場合、速やかに相手に通知する義務を負う。
2 乙は、本補助金の要件を満たすために丙と共同して本補助金の交付申請を行うことができる。ただし、乙は、交付申請にあたり、本規約及び交付規程等が定める丙が果たすべき義務等について、丙が理解し、履行することについて責任を負う。
3 甲及び乙は、以下の（イ）から（ホ）の全ての事項について、了解する。
（イ）本補助金の[illegible]
（ロ）本補助金の[illegible]
（ハ）甲及び乙が、[illegible]疑いがある場合に、子育てエコホーム支援事業事務局（以下、「本事務局」という。）は、当該疑いのある国庫補助を財源とする他の補助事業の所管先に本補助金の交付申請の情報を提供し、共同して調査及び確認
（ニ）甲及び乙は、補助事業完了後から10年間、本事務局の承認なく、本補助金の交付を受けた住宅を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊してはならないこと（本補助金の交付を受けた住宅を、住宅として販売、譲渡又は貸し付け等を行う場合を除く。）
（ホ）甲から本事務局に提出した乙及び丙の個人情報の利用、保存及び管理には、①住宅省エネ2024キャンペーンのプライバシーポリシー及び②本事業のプライバシーポリシーが適用されること
① https://jutaku-shoene2024.mlit.go.jp/privacy/
② https://kosodate-ecohome.mlit.go.jp/privacy/

第2条（申告）
甲及び乙は、以下の（イ）及び（ロ）に該当しないこと（甲においては、甲の役員等（実質的に経営に関与する者を含む。）が（ロ）に該当しないことを含む。）を互いに申告する。
（イ）過去3カ年度内に国土交通省住宅局所管事業補助金において、本補助金の交付規程第15に相当する理由で補助金の返還を求められたことがある者
（ロ）暴力団若しくは暴力団員であること、又は暴力団若しくは暴力団員と不適切な関係にあること

2 乙は、以下の（イ）から（ハ）の条件を満たすことを甲に申告する。
（イ）丙が前項の（イ）及び（ロ）に該当しないこと
（ロ）本住宅が、本補助金における他の交付申請の補助対象となっていないこと
（ハ）乙及び丙が、他の交付申請により、本補助金の交付を受けていないこと（[illegible]）

第3条（交付申請等）
[illegible]
2 甲及び乙は、本規約締結後交付申請の提出に至るまでの間、本事務局がホームページで公表される本事業の執行状況及び予算の執行状況について、随時確認するものとする。
3 本補助金の交付後であっても、乙及び丙は、甲が乙に本住宅の引渡しを行った後速やかに本住宅に入居し、当該事実が確認できる住民票の写しを甲に提出するなど、甲が行う手続きに協力しなければならない。

第4条（本補助金の支払と還元）
本補助金は、甲の提出する交付申請に本事務局が交付決定を行った後、以下の（イ）又は（ロ）のいずれか早い時期に、本事務局が甲が指定した甲の口座に振込を行うことで交付される。
（イ）令和6年度末日
（ロ）甲の完了報告が適正に提出されたことを確認した後、本事務局が指定する支払日
2 甲が本補助金の交付を受けたとき、甲は受領した当該補助金相当額について、直ちに以下の①又は②の方法のうち、本規約に署名した際に合意する方法により乙に還元する。
①本契約に係る乙の甲に対する債務（最終支払に限る。）に充当する方法
②現金で支払う方法（ただし、本契約に係る代金が精算済みであり、乙の甲に対する債務に充当できないことが見込まれる場合に限る。）
3 補助金支払日以前に甲に破産手続開始決定がなされた場合、事務局は、乙に対して本補助金を交付することができるものとし、甲はこれに同意する。破産手続開始決定前においては、破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがあると事務局等が認める場合には、本補助金の支払いを留保する場合がある。

1

(2枚目)

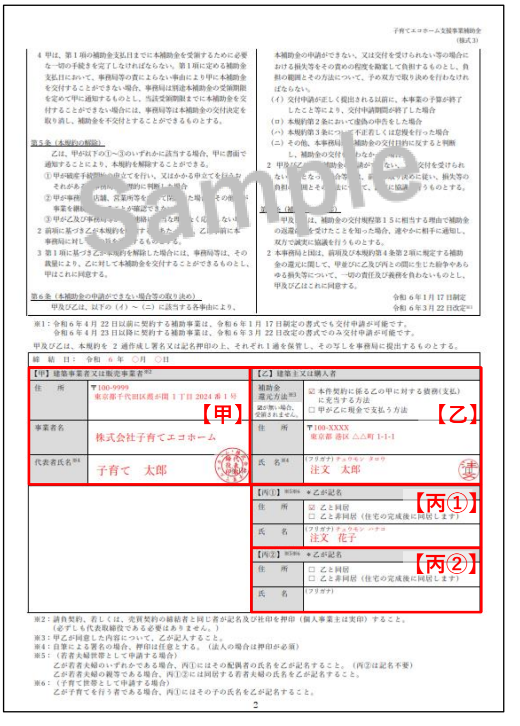
子育てエコホーム支援事業補助金
（様式3）

4 甲は、第1項の補助金支払日までに本補助金を受領するために必要な一切の手続きを完了しなければならない。第1項に定める補助金支払日において、事務局等の責によらない事由により甲に本補助金を交付することができない場合、事務局は別途本補助金の受領期限を定めて甲に通知するものとし、当該受領期限までに本補助金を交付することができない場合には、事務局等は本補助金の交付決定を取り消し、補助金を不交付とすることができるものとする。

第5条（本規約の解除）
乙は、甲が以下の①～③のいずれかに該当する場合、甲に書面で通知することにより、本規約を解除することができる。
[illegible]
3 第1項に基づき乙が本規約を解除した場合には、事務局等は、その裁量により、乙に対して本補助金を交付することができるものとし、甲はこれに同意する。

第6条（本補助金の申請ができない場合等の取り決め）
甲及び乙は、以下の（イ）～（ニ）に該当する各事由により、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられない等の場合における損失等をその責めの程度を勘案して負担するものとし、負担の範囲とその方法について、予め双方で取り決めを行わなければならない。
（イ）交付申請が正しく提出される以前に、本事業の予算が終了したこと等により、交付申請期間が終了した場合
（ロ）本規約第2条において虚偽の申告をした場合
（ハ）本規約第3条について不正若しくは怠慢を行った場合
（ニ）その他、本事務局[illegible]補助金の交付目的に反すると判断し、補助金の交付[illegible]
2 [illegible]

第7条（[illegible]）
甲及び乙は、補助金の交付規程第15に相当する理由で補助金の返還[illegible]を受けたことを知った場合、速やかに相手に通知し、双方で誠実に協議を行うものとする。
2 本事務局と国は、前項及び本規約第4条第2項に規定する補助金の還元に関して、甲並びに乙及び丙との間に生じた紛争やあらゆる損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとし、甲及び乙はこれに同意する。

令和 6年1月17日制定
令和 6年3月22日改定※1

※1：令和6年4月22日以前に契約する補助事業は、令和6年1月17日制定の書式でも交付申請が可能です。
令和6年4月23日以降に契約する補助事業は、令和6年3月22日改定の書式でのみ交付申請が可能です。

甲及び乙は、本規約を 2 通作成し署名又は記名押印の上、それぞれ1通を保管し、その写しを事務局に提出するものとする。

締結日：　令和 6 年 ○月 ○日

【甲】建築事業者又は販売事業者※2		【乙】建築主又は購入者	
住所	〒100-9999 東京都千代田区霞が関1丁目2024番1号	補助金還元方法※3	☑ 本件契約に係る乙の甲に対する債務(支払)に充当する方法 □ 甲が乙に現金で支払う方法
事業者名	株式会社子育てエコホーム	住所	〒100-XXXX 東京都港区△△町1-1-1
代表者氏名※4	子育て　太郎	氏名※4	(フリガナ) チュウモン タロウ 注文　太郎
		【丙①】※5※6 ＊乙が記名	
		住所	☑ 乙と同居 □ 乙と非同居（住宅の完成後に同居します）
		氏名	(フリガナ) チュウモン ハナコ 注文　花子
		【丙②】※5※6 ＊乙が記名	
		住所	□ 乙と同居 □ 乙と非同居（住宅の完成後に同居します）
		氏名	(フリガナ)

【甲】【乙】【丙①】【丙②】

※2：請負契約、若しくは、売買契約の締結者と同じ者が記名及び社印を押印（個人事業主は実印）すること。
（必ずしも代表取締役である必要はありません。）
※3：甲乙が同意した内容について、乙が記入すること。
※4：自筆による署名の場合、押印は任意とする。（法人の場合は押印が必須）
※5：（若者夫婦世帯として申請する場合）
乙が若者夫婦のいずれかである場合、丙①にはその配偶者の氏名を乙が記名すること。（丙②は記名不要）
乙が若者夫婦の親等である場合、丙①②には同居する若者夫婦の氏名を乙が記名すること。
※6：（子育て世帯として申請する場合）
乙が子育てを行う者である場合、丙①にはその子の氏名を乙が記名すること。

2

≪重要≫共同事業実施規約の改定に伴う、交付申請の取り扱いについて

□ **工事請負契約を2024年4月22日までに締結した場合**
令和6年1月17日制定版(旧書式)と令和6年3月22日改定版のいずれの書式でも申請可能です。
□ **工事請負契約を2024年4月23日以降に締結した場合**
令和6年3月22日改定版の書式に限り申請可能です。(旧書式を提出した場合、差し替えが必要です)
※　共同事業実施規約の締結日が令和6年1月16日以前の場合は申請不可となります。

※本事業のホームページよりダウンロードできます。リフォーム用とは様式が異なりますので、ご注意ください。
※書類の作成方法については、P.36参照

【補　足】

□ **世帯と共同事業実施規約の締結について**
共同事業実施規約における乙と丙①②は、共同事業者の世帯により以下に例示するとおりです。
なお、建築主が若者夫婦のいずれかに該当しない若者夫婦世帯（例「ほ」及び「へ」等）については、交付申請（予約を行う場合は予約）時に加えて完了報告時に、共同で交付申請する全員の住民票の提出を求め、同居を確認します。

≪子育て世帯の例≫

例	乙 **【工事発注者】**	丙①	丙②
い	子の父(母)	子	(不要)
ろ	子の祖父(祖母)		
は	子の兄弟(姉妹)		

≪若者夫婦世帯の例≫

例	乙 **【工事発注者】**	丙①	丙②
に	若者夫婦である夫(妻)	若者夫婦である妻(夫)	(不要)
ほ	若者夫婦の父(母)	若者夫婦である夫(妻)	若者夫婦である妻(夫)
へ	若者夫婦の兄弟姉妹		

3－4　交付申請の予約 任意

補助金の交付が見込まれる新築住宅の建築工事に着手した場合、交付申請の予約を行うことができます。
交付申請の予約を行った場合、予約の有効期限内については、予算※が確保されます。
交付申請の予約は建築着工後、必要書類が揃い次第行うことができます。
なお、交付申請の予約は任意の手続きです。予約を省略して交付申請を行うこともできます。
※事務局が審査し、承認した補助額が確保されます。

① 交付申請の予約期間

2024年4月2日～ 予算上限に達するまで(遅くとも2024年11月30日まで)

※予算の執行状況により、交付申請の受付を終了した場合、同日までとなります。
※交付申請の予約は、担当者アカウントから本事業の専用ポータル上で行います。
　登録にあたり、統括アカウントとのアカウント連携を行う必要があります。

② 交付申請の予約に必要な書類

交付申請の予約時には、以下のすべての書類を提出します。

書類名	参照ページ
子育てエコホーム支援事業補助金　共同事業実施規約(新築用)	P.36
工事請負契約書	P.37
建築基準法に基づく確認済証	P.39
建築確認申請書	P.42
建築主本人と世帯構成が確認できる住民票(世帯票)の写し等	P.49
住宅の性能を証明する住宅証明書等（発行受付書でも可）	P.50～57

※申請内容に応じて、事務局から追加書類の提出を求めることがあります。

【補　足】

□ **予約後の交付申請**
交付申請の予約を行った補助事業については、事務局の予約の審査が完了した後に交付申請を行うことができます。
事務局の審査には一定期間要しますので、予めご了承ください。

③ 予約の有効期間

交付申請の予約における有効期間は、以下ａ)ｂ)のうち、**もっとも早い日付まで**です。
有効期間を超過した予約は、交付申請ステータスによらず失効します。(**事前の通知は行いません。**)

ａ）**交付申請の予約を事務局に提出した日から3ヶ月後**
　(例：4月1日に提出した場合、7月2日0時に失効します。)

ｂ）**2024年12月31日**

なお、以下の場合は、予約の有効期間を待たずに予約は失効となります。

ｃ）**提出された交付申請の予約を事務局が審査した結果、要件を満たさないとして却下した日**

ｄ）**予約承認後、交付申請を提出した日**＊1

＊1 予約済の交付申請により継続して予算は確保されますが、当該交付申請が却下または取り下げられた場合、
　予算は確保されなくなります。
※ 有効期間を超過した予約であっても、予約期間内に再度交付申請の予約を行うことができます。
　また、交付申請期間内であれば、交付申請を行うことができます。
　ただし、要件外として却下された交付申請の予約を除きます。

④ 注意事項

◆同じ新築住宅について、複数の交付申請(予約を含む)を重複して行うことはできません。
(別アカウントによる交付申請(予約を含む)を含みます。)
事務局は、重複する交付申請(予約を含む)の全部または一部を、事前の通知なく却下することがあります。

◆同じ共同事業者(共同事業実施規約における乙及び丙①②)による複数の交付申請(予約を含む)を重複して行うことはできません。(別アカウントによる交付申請(予約を含む)を含む。また、他の住宅における補助上限の引き上げを伴わないリフォームに係る交付申請(予約を含む)を除きます。)
事務局は、重複する交付申請(予約を含む)の全部または一部を、事前の通知なく却下することがあります。

◆交付申請の予約から交付申請までに補助対象の住宅、住宅の省エネ性能、共同事業者(同居する子や配偶者含む)等が変更になる場合、当該予約は無効となります。
(要件を満たす場合、交付申請期間内であれば、再度交付申請の予約を行うことができます。)

3－5　一定以上の出来高の工事完了

本事業は、一定以上の出来高の工事完了(以下、「出来高の工事完了」という。)後に交付申請を行うことができます。出来高の工事完了は、**資格を有する建築士**が現地を確認して、本事業の指定様式「工事出来高確認書」を作成し、提出を行います。

① 出来高の工事完了

本事業において、出来高の工事完了とは、以下ａ）またはｂ）のいずれかをいいます。

ａ)	**基礎工事**※1(杭基礎の場合は杭工事)**の完了**
ｂ)	住戸あたりの補助額に総戸数※2を乗じた金額以上の出来高の工事完了 **建築主との建築工事の契約金額(税込)× 出来高(%) ≧ 住戸あたりの補助額(40~100万円) × 総戸数**※2

※1　地盤改良は基礎工事に該当しません。詳細はP.21を参照ください。
※2　戸建は、1住戸です。共同住宅等は、当該住棟の全住戸数(申請しない住戸を含む)です。

② 工事出来高確認書

工事出来高の確認は、以下の手順で行ってください。

手順1： 建築士自身が現地で工事の進捗を確認

手順2： 一定の出来高以上の工事完了が確認できる写真(以下、「出来高工事写真」という。)を撮影

手順3： 出来高工事写真を添付して、工事出来高確認書を作成

※指定様式は、本事業のホームページよりダウンロードできます。
※書類の作成方法については、P.43参照

≪工事出来高確認書のイメージ≫

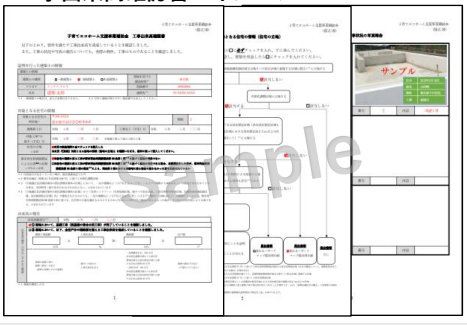

【補　足】

□ **出来高工事写真の撮影について**
出来高工事写真の撮影にあたり、**異なる角度から**少なくとも**2枚以上の写真**を撮影してください。
撮影にあたり、「**確認した日付**」と「**工事場所または邸名**」を記載した**工事写真用看板**※を設置してください。
※工事写真用看板は、電子黒板でもかまいません。ただし、信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するアプリケーションを使用し、(一社)施工管理ソフトウェア産業協会で提供する「デジタル工事写真　信憑性チェックツール」により撮影日が検証できることを前提とします。事務局は必要に応じて工事出来高確認書に貼付された画像の元データを求めることがあります。

□ **住宅の土砂災害特別警戒区域外・災害危険区域外の立地確認について**
建築士が、自治体が公表するハザードマップの確認または建築行政部局に問い合わせを行って確認します。

□ **住宅の市街化調整区域*1、土砂災害警戒区域または浸水想定区域外*2の立地確認について（詳細はP.44）**
◆市街化調整区域：建築士が自治体が公表する情報にて確認します。また、該当有無を事務局が確認するため、建築確認申請書または建築工事届の提出が必要となります。
◆土砂災害警戒区域・浸水想定区域：市街化調整区域に該当する場合に限り、国土交通省が運用する「重ねるハザードマップ」にて確認します。確認した結果は「重ねるハザードマップ提出用台紙」に添付のうえ、併せて提出してください。

□ **立地上の制約による従前の土地での既存住宅の建替えについて（詳細はP.46）**
市街化調整区域かつ土砂災害警戒区域または浸水想定区域内に立地する住宅は、補助上限額が長期優良住宅は50万円／戸、ZEH水準住宅は40万円／戸となります。ただし、立地上の制約により従前の土地にて既存住宅の建替えを行った住宅においてはその限りではない場合があります*3。詳細な確認方法はP.46～48をご参照ください。

□ **都市再生特別措置法第88条第5項の規定による、同条第3項における勧告に従わなかった旨が公表されていないことの確認について**
建築士が、自治体が公表する都市計画等の確認または建築行政部局に問い合わせを行って確認します。

□ **工事の出来高に含められない費用について**
工事請負契約書に含まれる費用であっても、以下に例示するような費用は工事の出来高に含めることはできません。
◆住宅の建設にあたらない工事の費用(地盤改良、古家の除却、外構工事　等)
◆住宅の建築現場で行われない製造等の費用(木材のプレカット、住宅設備の製造　等)

□ **1つの建物に2住戸を有する住宅(いわゆる二世帯住宅)の出来高の工事完了について**
いわゆる二世帯住宅においてb)で工事の出来高を確認する場合、以下のようになります。

※b)における例
・二世帯住宅1棟の建設費：8千万円
・総戸数：2戸
・対象住宅：長期優良住宅
・市街化調整区域、土砂災害警戒区域または浸水想定区域：区域外　の場合

➡ **出来高が200万円以上で補助額以上の工事完了とみなす**
※パーセンテージで2.5%以上
(出来高≧(100万円×2戸)÷8千万円)

＊1　都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく市街化調整区域
＊2　水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく浸水想定区域のうち、洪水浸水想定区域または高潮浸水想定区域における浸水想定最大規模が高さ 3m 以上の区域
＊3　なお、「新築分譲住宅の購入」で本事業の申請を行う方は建替え住宅の要件の対象外となります。

3－6　交付申請

新築住宅の建築工事に着手し、出来高の工事完了を確認した補助事業は、交付申請を行うことができます。

① 交付申請の期間

2024年4月2日 ～ 予算上限に達するまで(遅くとも2024年12月31日まで)

※お早めの申請をおすすめします。
※ 交付申請は、担当者アカウントから本事業の専用ポータル上で行います。
　登録にあたり、統括アカウントとのアカウント連携を行う必要があります。

② 交付申請の必要書類

交付申請時には、以下のすべての書類を提出します。
ただし、交付申請の予約を行っている場合、予約時に既に提出した書類の再提出は不要です。

書類名	参照ページ
子育てエコホーム支援事業補助金　共同事業実施規約(新築用)	P.36
工事請負契約書	P.37
建築基準法に基づく確認済証	P.39
建築確認申請書	P.42
子育てエコホーム支援事業補助金　工事出来高確認書(現地写真を含む)	P.43
建築主本人と世帯構成が確認できる住民票(世帯票)の写し等	P.49
住宅の性能を証明する住宅証明書等	P.50～58

※申請内容に応じて、事務局から追加書類の提出を求めることがあります。

③ 注意事項

◆同じ新築住宅について、複数の交付申請(予約を含む)を重複して行うことはできません。
(別アカウントによる交付申請(予約を含む)を含みます。)
事務局は、重複する交付申請(予約を含む)の全部または一部を、事前の通知なく却下することがあります。

◆同じ共同事業者(共同事業実施規約における乙及び丙①②)による複数の交付申請(予約を含む)を重複して行うことはできません。(別アカウントによる交付申請(予約を含む)を含む。また、他の住宅における補助上限の引き上げを伴わないリフォームに係る交付申請(予約を含む)を除きます。)
事務局は、重複する交付申請(予約を含む)の全部または一部を、事前の通知なく却下することがあります。

◆交付申請から完了報告までに補助対象の住宅、住宅の省エネ性能、共同事業者(同居する子や配偶者含む)等が変更になる場合、当該交付申請は無効となる場合があります。

3－7　交付決定

事務局は、交付要件を満たす補助事業に対し、交付申請後、申請内容に不備等がなければ1.5～2ヶ月程度で補助金の交付を決定し、『交付決定通知書(様式５)』を発行し、担当者アカウントの利用者にメールで通知します。(建築主に対しても交付決定を通知する書類*1を郵送します。)
同時に保管用の『交付申請書(様式２)』が作成され、これらの書類は本事業の専用ポータルからダウンロードできるようになります。

【補　足】

□ **交付申請の取り下げ①**
交付決定後、何らかの事情により必要となる場合には交付申請の取り下げを申告できます。
取り下げを希望する場合は事務局の指示に従い、『取り下げ申請書(様式８)』を提出してください。
(交付決定前の取り下げについては、当該書類の提出は不要です。
本事業の専用ポータルから却下依頼を行うことができます。)

□ **交付決定の条件**
事務局は、交付決定に際して条件を付すことができます。
完了報告時に当該条件を満たさない場合、交付決定の取り消しを行います。
既に補助金が交付されている場合、当該補助金の返還を求めます。

≪交付決定通知書のイメージ≫

3－8　補助金の確定・交付

事務局は、交付決定を行った補助事業について、以下の時期のいずれか早い時期に、手続きを行ったエコホーム支援事業者である建築事業者の指定口座に振込みを行います。

いずれか早い方	2024年度末 (2025年3月末ごろ振込)	交付された補助金は原則、建築代金の最終支払の一部に充当することで建築主に還元することとなっており、それまでの間、建築事業者が留保する必要があります。
	完了報告の審査完了 (毎月20日締、翌月末支払い予定)	

振込みにあたっては、事前に担当者アカウントの利用者にメールで通知します。
※統括アカウントの利用者または口座に設定された経理担当者に、
　口座単位の振込明細*1を郵送します。
※建築主に対しても交付確定額と振込日を通知する書類*1を郵送します。

同時に保管用の『実績報告書(兼、請求書)(様式６)』及び『交付額確定通知書(様式７)』が作成され、これらの書類は本事業の専用ポータルからダウンロードできるようになります。

【補　足】

□ **交付申請の取り下げ②**
補助金の交付(振込み)までに、補助要件を満たさない変更(契約の解除等)が生じた場合、速やかに交付申請の取り下げを行ってください。

≪実績報告書(兼、請求書)のイメージ≫

≪交付額確定通知書のイメージ≫

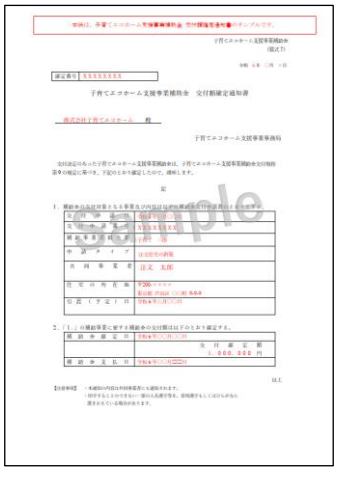

＊1　各郵送物のイメージはP.60をご参照ください。

3－9　完了報告

完了報告期限までに補助事業を終了し、完了報告の提出を行ってください。

① 完了報告の期間

◆戸建住宅　交付決定～2025年7月31日
◆共同住宅等で階数が10以下　交付決定～2026年4月30日
◆共同住宅等で階数が11以上　交付決定～2027年2月28日

② 完了報告の必要書類

完了報告時には、以下のすべての書類を提出します。

書類名
建築基準法に基づく検査済証
住民票の写し(交付申請時に要件を満たす世帯の同居確認ができていない場合は世帯票)
(共同住宅のみ)不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本

③ 完了報告方法

本事業の専用ポータル上にて手続きを行ってください。

【補　足】

□ **完了報告の未提出**
完了報告の提出がない場合、事務局は当該交付申請のエコホーム支援事業者である建築事業者に補助金の返還を求めます。

3－10　書類の保管

エコホーム支援事業者である建築事業者は、本事業の関連書類について、本補助金の交付を受けた年度終了後5年間、保管が必要です。(本事業は、会計検査院による検査の対象となる場合があります。書類の保管はデータでも構いませんが、検査の際に出力を求められることがあります。)

順番	書類名		
1	様式２	交付申請書	※手続きの進捗に応じて本事業の専用ポータルからダウンロードできます。
2	様式５	交付決定通知書*1	
3	様式６	実績報告書(兼、請求書)	
4	様式７	交付額確定通知書*1	
5	交付申請の提出書類	共同事業実施規約	
6		工事請負契約書	
7		建築基準法に基づく確認済書	
8		建築確認申請書	
9		工事出来高確認書	
10		共同事業者の同居が確認できる住民票	
11		住宅の性能を証明する住宅証明書等	
12		その他、交付申請時に提出を求められた書類	
13	完了報告の提出書類	建築基準法に基づく検査済証	
14		共同事業者の新築住宅への入居が確認できる住民票	
15		その他、完了報告時に提出を求められた書類	

＊1　本補助金の交付を受けた共同事業者が確定申告の際に、提出を求められることがあります。必要に応じて共同事業者に配布してください。(確定申告の詳細は税務署にご確認ください。事務局は書類の再発行には応じられません。)

子育てエコホーム支援事業

補助対象事業 A　注文住宅の新築

第4章　提出書類の詳細

提出書類一覧

	提出			書類名	スキャン	参照ページ
	予約あり		予約なし			
	予約時	予約後交付申請	交付申請のみ			
Ⓐ	●	-	●	子育てエコホーム支援事業補助金　共同事業実施規約(新築用)	カラー	P.36
Ⓑ	●	-	●	工事請負契約書	カラー	P.37～38
Ⓒ	●	-	●	建築基準法に基づく確認済証	白黒可	P.39~41
Ⓓ	●	-	●	建築確認申請書	白黒可	P.42
Ⓔ	-	●	●	子育てエコホーム支援事業補助金　工事出来高確認書(現地写真を含む)	カラー	P.43~48
Ⓕ	●	-	●	建築主本人と世帯構成が確認できる住民票(世帯票)の写し等	白黒可	P.49
Ⓖ	●	-	●	住宅の性能を証明する住宅証明書等	白黒可	P.50～58

※申請内容に応じて、事務局から追加書類の提出を求めることがあります。

※次頁以降に記載の 指定様式 は本事業指定様式の書類です。様式は本事業のホームページよりダウンロードできます。

【補　足】

□ **アップロードするファイルについての注意事項**

◆1ファイルあたり5MB以下としてください。(必要に応じて分割してください。)
◆ファイル形式はJPEG、GIF、PNG、PDFのいずれかです。
◆天地が正しく保存されたファイルを添付してください。(横向き書類は受理されないことがあります。)
◆文字が鮮明に読めるファイルを添付してください。(不鮮明な書類は受理されないことがあります。)
◆添付タイプごとに保存してください。(「共同事業実施規約」と「契約書」を1つのPDFで保存することは不可)

Ⓐ 予約時　予約後交付申請　交付申請のみ　子育てエコホーム支援事業補助金 共同事業実施規約(新築用)　カラー

指定様式　入手 建築事業者(補助事業者)

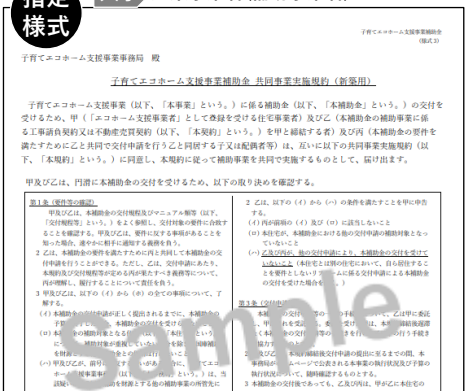
子育てエコホーム支援事業補助金
(様式3)

子育てエコホーム支援事業事務局　殿

子育てエコホーム支援事業補助金 共同事業実施規約（新築用）

子育てエコホーム支援事業（以下、「本事業」という。）に係る補助金（以下、「本補助金」という。）の交付を受けるため、甲（「エコホーム支援事業者」として登録を受ける住宅事業者）及び乙（本補助金の補助事業に係る工事請負契約又は不動産売買契約（以下、「本契約」という。）を甲と締結する者）及び丙（本補助金の要件を満たすために乙と共同で交付申請を行うこと同居する子又は配偶者等）は、互いに以下の共同事業実施規約（以下、「本規約」という。）に同意し、本規約に従って補助事業を共同で実施するものとして、取り決まます。

甲及び乙は、円滑に本補助金の交付を受けるため、以下の取り決めを確認する。

第1条（規程等の確認）
甲及び乙は、本補助金の交付規程及びマニュアル類等（以下、「交付規程等」という。）をよく参照し、交付対象の要件に合致することを確認する。甲及び乙は、要件に反する事項があることを知った場合、速やかに相手に通知する義務を負う。
2 乙は、本補助金の要件を満たすために丙と共同して本補助金の交付申請を行うことができる。ただし、乙は、交付申請にあたり、本規約及び交付規程等が定める丙が果たすべき義務等について、丙が理解し、履行することについて責任を負う。
3 甲及び乙は、以下の（イ）から（ホ）の全ての事項について、了解する。
（イ）本補助金の交付申請が正しく提出されるまでに、本補助金の子育てエコホーム支援事業、本補助金の交付を受けるに[illegible]は、本事業[illegible]補助規定等
（ロ）本[illegible]の補助対象となる[illegible]（以下、「本住[illegible]」という。）[illegible]に、補助対象の[illegible]を除く。）[illegible]障害[illegible]を対象[illegible]
（ハ）甲及び乙が、前号[illegible]することが[illegible]に、[illegible]エコホーム支援事業等（以下、「[illegible]」という。）は、当該[illegible]を対象とする他の補助事業の所管先に本補助金の交付申請の情報を提供し、丙同士で調査及び確認
（ニ）甲及び乙は、補助事業実施日から10年間、本事務局の承認なく、本補助金の交付を受けた住宅を、補助金の交付の目的に反して提供し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊してはならないこと（本補助金の交付を受けた住宅を、住宅として販売、譲渡又は貸し付け等を行う場合を除く。）
（ホ）甲から本事務局に提出した及び丙の個人情報の利用、保存及び管理には、三住宅若エネ2024キャンペーンのプライバシーポリシー及び三本事業のプライバシーポリシーが適用されること
① https://jutaku-shoene2024.mlit.go.jp/privacy/
② https://kosodate-ecohome.mlit.go.jp/privacy/

第2条（申告）
甲及び乙は、以下の（イ）及び（ロ）に該当しないことを（甲においては、甲の役員等（実質的に経営に関与する者を含む。）が（ロ）に該当しないことを含む。）を互いに申告する。
（イ）過去3年度内に国土交通省住宅局所管事業補助金において、本補助金の交付規程第15に相当する理由で補助金の返還を求められたことがある者
（ロ）暴力団若しくは暴力団員であること、又は暴力団若しくは暴力団員と不適切な関係にあること
2 乙は、以下の（イ）から（ハ）の条件を満たすことを甲に申告する。
（イ）丙が前項の（イ）及び（ロ）に該当しないこと
（ロ）本住宅が、本補助金における他の交付申請の補助対象となっていないこと
（ハ）乙及び丙が、他の交付申請により、本補助金の交付を受けていないこと（本住宅とは別の住宅において、自ら居住することを要件としない[illegible]に係る交付申請による本補助金の交付を受ける場合を[illegible]）
3 [illegible]

子育てエコホーム支援事業補助金
(様式3)

4 甲は、第1項の補助金支払日までに本補助金を受領するために必要な一切の手続を完了しなければならない。第1項に定める補助金支払日において、事務局等の責によらない事由により甲に本補助金を交付することができない場合、事務局は別途本補助金の受領期限を定めて甲に通知するものとし、当該受領期限までに本補助金を交付することができない場合には、事務局等は本補助金の交付決定を取り消し、補助金を交付しないものとする。

第7条（本規約の解除）
乙は、甲が以下の（一）～（三）のいずれかに該当する場合、甲に書面で通知することにより、本規約を解除することができる。
① 甲[illegible]の申立[illegible]の申立てを行い、又は[illegible]
[illegible]あると同[illegible]
② 甲[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]が事業[illegible]ことが[illegible]
③ 甲が乙及び事務[illegible]
2 前項に[illegible]には、乙は事前に本事務[illegible]通知するものとする。
3 第1項に基づき乙が本規約を解除した場合には、事務局等は、その裁量により、乙に対して本補助金を交付することができるものとし、甲はこれに同意する。

第8条（本補助金の申請ができない場合等の取り決め）
甲及び乙は、以下の（イ）～（ニ）に該当する各事由により、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられない等の場合における損失等をそれぞれ甲の責任を勘案して負担するものとし、負担の範囲とその方法について、予め双方で取り決めを行わなければならない。
（イ）交付申請がまだ提出される以前に、本事業の予算が終了したことを等により、交付申請期間が終了した場合
（ロ）本規約第3条に[illegible]の中告をした場合
（ハ）本規約第3条に[illegible]不正若しくは[illegible]を行った場合
（ニ）その他、本事務局[illegible]補助金[illegible]する判断[illegible]
[illegible]
2 甲[illegible]は、[illegible]を受けられ[illegible]ことなく[illegible]合等[illegible]前[illegible]取り決め[illegible]は、損失等の負担[illegible]は[illegible]に、[illegible]るものとする。
第9条（その他）
甲及び乙は、補助金の交付規程第15に相当する理由で補助金の返還[illegible]を受けたことを知った場合、速やかに相手に通知し、双方で誠実に協議を行うものとする。
2 本事務局と[illegible]は、前項及び本規約第4条第2項に規定する補助金の還元に関して、甲及びに乙及び丙との間に生じた紛争やあるゆる損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとし、甲及び乙はこれに同意する。
令和6年1月17日制定
令和6年3月22日改定(※)

※1：令和6年4月22日以前に契約する補助事業は、令和6年1月17日制定の書式でも交付申請が可能です。
令和6年4月23日以降に契約する補助事業は、令和6年3月22日改定の書式でのみ交付申請が可能です。
甲及び乙は、本規約を2通作成し署名又は記名押印の上、それぞれ1通を保管し、その写しを事務局に提出するものとする。

❶ 締結日：令和○年○月○日

【甲】建築事業者又は販売事業者※2		【乙】建築主又は購入者	
住所	〒100-9999 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号 【甲】	補助金還元方法※3（該当欄に○を付けること。） ☒ 本件契約に係る乙の甲に対する債務(支払)に充当する方法 □ 甲が乙に現金で支払う方法 【乙】	
事業者名	株式会社子育てエコホーム ❷	住所	〒100-XXXX 東京都 港区 △△町 1-1-1 ❸
代表者氏名※4	子育て　太郎	氏名※4	（フリガナ）チュウセン タロウ 注文　太郎
		【丙1】※5No. ＊乙が記名	
		住所	☒ 乙と同居 □ 乙と非同居（住宅の完成後に同居します）
		氏名	（フリガナ）チュウセン ハナコ 注文　花子 【丙①】 ❹
		【丙2】※5No. ＊乙が記名	
		住所	□ 乙と同居 □ 乙と非同居（住宅の完成後に同居します）
		氏名	（フリガナ） 【丙②】

※2：請負契約、若しくは、売買契約の締結者と同じ者が記名及び押印を押印（個人事業主は実印）すること。
（必ずしも代表取締役である必要はありません。）
※3：甲乙が同意した内容について、乙が記入すること。
※4：自署による署名の場合、押印は任意とする。（法人の場合は押印が必須）
※5：（若者夫婦世帯として申請する場合）
乙が若者夫婦のいずれかである場合、丙①にはその配偶者の氏名をと記入すること。（丙②は記名不要）
乙が若者夫婦の親等である場合、丙①②には同居する若者夫婦の氏名をと記入すること。
※6：（子育て世帯として申請する場合）
乙が子育てを行う者である場合、丙①にはその子の氏名をと記入すること。

Sample

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶様式が新築用であること
※リフォーム用は不可

❷規約の締結日が記入されていること
※記入漏れ不可
※令和6年1月16日以前は申請不可

❸ ⅰ)建築事業者の住所、事業者名、代表者氏名が記入され、押印(法人印)されていること(個人事業主は実印)
ⅱ)補助事業者【甲】と一致すること

❹ ⅰ)建築主の住所、氏名が記入され、押印(または自署による署名)されていること
ⅱ)共同事業者【乙】と一致すること

≪2024年4月23日以降に契約する補助事業の場合≫
ⅲ)補助金還元方法のいずれかにチェックがあること
※工事請負契約を2024年4月22日までに締結した場合で、令和6年1月17日制定版(旧書式)を使って申請する場合は、申請金還元方法に関してのチェック項目はありませんが、必ず双方で補助金還元方法に同意したうえで申請してください。
共同事業実施規約(新築用)の書式の取り扱いについては、P.29をご確認ください。

❺ ⅰ)建築主と同居する子または配偶者等の氏名が記入され、締結時点での同居状況にチェックされていること
ⅱ)共同事業者【丙】と一致すること

【補　足】

□ **共同事業実施規約の記入時における注意点**

≪共同事業実施規約における【甲】の注意点≫
・工事請負契約を締結した役職の方が記名・押印してください。(必ずしも法人の代表者である必要はありません。)
・分離発注で住宅を建築する場合、交付申請等の手続きを代表して行う任意の建築事業者が【甲】となり締結を行ってください。
(原則、住宅瑕疵担保責任保険または住宅瑕疵担保責任任意保険に加入する幹事会社が望ましい。)

≪共同事業実施規約における【乙】の注意点≫
・連名で発注し、契約を締結している場合、要件を満たす代表者が記名・押印してください。
(自署による署名の場合、押印は不要です。)
・共同で交付申請する【丙①②】の申告について、責任を負います。

≪共同事業実施規約における【丙】の注意点≫
・乙が丙に代わり記名してください。(丙の自署である必要はありません。)

□ **共同事業実施規約における【丙】の同居について**
交付申請時に共同事業実施規約における【乙】と同居していなく、新築住宅において【乙】と同居する場合は「乙と非同居(住宅の完成後に同居します)」をチェックしてください。(同居の予定がないものは対象になりません。)

□ **共同事業実施規約の締結日について**
共同事業実施規約は、対象住宅の工事請負契約と同時に締結されることが望ましいですが、やむを得ない場合、工事請負契約の締結日と一致しなくても構いません。
※例えば、工事請負契約の締結日が令和6年1月16日以前の場合は、共同事業実施規約の様式公開前であるため、工事請負契約の締結日と共同事業実施規約の締結日は一致しません。共同事業実施規約には、実際の締結日を記入してください。

□ **条項の追加について**
共同事業実施規約に定めのない事項について両者で合意を行う場合、別途覚書等を取り交わしてください。
(共同事業実施規約は指定様式であり、エコホーム支援事業者や共同事業者が変更することはできません。)

Ⓑ 予約時 ／ 予約後交付申請 ／ 交付申請のみ　工事請負契約書　カラー

入手 建築事業者(補助事業者)

建築工事請負契約書

注文者　住宅　太郎　(以下、甲)と
請負者　株式会社○○工務店　(以下、乙)とは
この契約書に従い添付の設計図書、明細の通り工事請負契約を締結する

1. 工事名　○○○○新築工事
2. 工事場所　○○県○○市○○町0-0-0
3. 建築面積　床面積　㎡
4. 工事内容　○○○○○○○○○○○○
5. 工期　着手　契約の日から　○○日以内
工事許可の日から　○○日以内
令和○○年○○月○○日
完成　着手の日から　○○日以内
令和○○年○○月○○日
6. 引渡しの時期　着手の日から　○○日以内
7. 請負代金の額　金　00,000,000
(うち消費税　0,000,000)
8. 支払方法　甲は請負代金を次のように乙に支払う
この契約成立のとき
部分払い　第一回
第二回
完成引渡しのとき　00,000,000
9. 甲と乙は互いに協力して誠実を守り忠実にこの契約を履行する(略)
10. 乙は工事に支障を及ぼす天候の不良その他、乙の責任に基づき工事期間内に工事を完成することができない場合は遅延なく甲にその理由を申告して、工事期間の延長を求める事が出来る
11. 乙は工事物件の引き渡しに当たり自己の費用を以て期日の日内物件工事材料その他工事の施工に関する廃棄物を廃棄物処理法に従って適正に処理しなければならない
12. 甲は、目的物に瑕疵があるときは、乙に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。但し、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は修補の請求をすることができない。
13. この工事に関して[illegible]については必要に応じて双方協議して定める工事物件の[illegible]引渡し、瑕疵[illegible]の修補等を第15条の通りとし、請負代金の金額支払いとする
14. 甲が[illegible]
この契約の証として本書2通を作り当事者が記名捺印して各自通を保有する
令和○○年○○月○○日
住所　○○県○○市○○町0-0-0
注文者　住宅　太郎
住所　○○県○○市○○町0-0-0
請負者　株式会社○○工務店
Sample

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶工事請負契約の原契約であること
(変更契約により要件を満たすことが確認できる場合は、原契約書と併せて変更契約書を提出)
❷工事請負契約の締結日の記載があり、建築着工前であること
❸工事場所の記載があり、新築する住宅の所在地と一致すること
※「新築する住宅の所在地」が記載されている工事届、確認申請書・確認済証、住宅証明書等と工事場所の記載が異なる場合は、別途書類を求めることがございます。
❹工事発注者(注文者)の記名・押印があり、共同事業者であること
(記名が自署の場合は押印無しでも可)
❺工事請負者(受注者)の記名・押印があり、補助事業者であること
❻以下の項目が確認できること
・新築工事
・工事代金
※上記❷～❻の内容が確認できる場合、売買契約書等でも可。

【補　足】

□ **注文書・注文請書による契約の締結について**
工事請負契約を、注文書及び注文請書(請書)を取り交わすことで締結した注文住宅の新築についても対象になります。
ただし、それぞれの書類について、以下の確認事項のすべてが確認できるものに限ります。
なお、契約締結日は請書の日付(請負日)とします。

≪注文書≫

入手 建築事業者(補助事業者)

注文書
株式会社○○工務店　御中
注文者　住宅　太郎
工事名　○○○○新築工事
工事場所　○○県○○市○○町0-0-0
金額　¥00000000
Sample

＋

必ずセットで提出

≪注文請書(請書)≫

入手 建築主(共同事業者)

請書
住宅　太郎　御中
株式会社○○工務店
工事名　○○○○新築工事
工事場所　○○県○○市○○町0-0-0
金額　¥00000000
Sample

注文者(建築主)が建築事業者に対して、工事の発注時に発行する書類で、以下のすべてが確認できるものに限ります。

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶注文日
❷工事場所(＝新築する住宅の所在地と一致)
※注文者欄の住所が対象住宅の所在地である場合、記載不要
※「新築する住宅の所在地」が記載されている工事届、確認申請書・確認済証、住宅証明書等と工事場所の記載が異なる場合は、別途書類を求めることがございます。
❸注文者(建築主)の署名または記名・押印
❹請負者(建築事業者)の事業者名(個人の場合、氏名)
❺新築住宅工事を含んだ契約であることが分かる記述
❻注文した工事の金額

建築事業者が注文者(建築主)に対して、工事の受注時に発行する書類で、以下のすべてが確認できるものに限ります。

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶請負日(＝契約締結日)
❷工事場所(＝新築する住宅の所在地と一致)
※「新築する住宅の所在地」が記載されている工事届、確認申請書・確認済証、住宅証明書等と工事場所の記載が異なる場合は、別途書類を求めることがございます。
❸注文者(建築主)の氏名
❹請負者(建築事業者)の事業者名(個人の場合、氏名)と押印
❺注文書に記載された工事の請書であることが分かる記述
(書類の管理番号や工事名称等の一致で確認できる等)
❻請け負った工事の金額(注文書の金額と一致すること)

【補　足】

□ **工事請負契約(注文書・注文請書を含む)の電子契約について**

本事業の補助対象となる注文住宅の新築について、提出される工事請負契約は電子契約にて締結されたものでも構いません。
ただし、提出する契約書の紙面上において、確認事項のすべてが確認できるものに限ります。
特に以下の事項にご注意ください。

◆契約日は提出する契約書上に記載を求めます。
(アプリケーション上のタイムスタンプは、必ずしも契約日に該当しないので不可)

◆契約者の署名または押印が契約書上で確認できない場合、アプリケーション上の締結証明画面や管理画面等の提出を求めます。
※詳しくは本事業のホームページの資料ダウンロード/その他/補足資料「契約日の記載されない電子契約について」(https://kosodate-ecohome.mlit.go.jp/pdf/electronic_contract.pdf)を参照

□ **分離発注について**

複数の建築事業者に工事を分割して発注し、住宅を建築する(いわゆる分離発注) 場合は代表事業者と建築主が締結した工事請負契約書を提出してください。

※代表事業者はエコホーム支援事業者として登録している必要があります。
※原則、住宅瑕疵担保責任保険または住宅瑕疵担保責任任意保険に加入する幹事会社を代表事業者としてください。
なお、必要に応じて他の事業者の契約等を確認する場合があります。

Ⓒ 予約時 / 予約後交付申請 / 交付申請のみ　建築基準法に基づく確認済証　白黒可

入手 特定行政庁 または 指定確認検査機関

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶建築基準法第6条第1項または第6条の2第1項の規定による確認済証であること

❷「建物の用途」が「一戸建ての住宅」「共同住宅」「長屋」のいずれかであること
(「寄宿舎」「老人ホーム」「老人福祉施設」「倉庫」「旅館」等は不可)

❸「工事種別」が「新築」であること
(増築、改築、大規模の修繕等によるものは原則不可)

❹「建物の所在地」が新築する住宅の所在地と一致すること
※工事請負契約書の「新築する住宅の所在地」と記載が異なる場合は、別途書類を求めることがございます。

≪戸建住宅の場合≫

❺住戸の延べ面積の申請部分が50㎡以上240㎡以下であること

【補　足】

□ **確認済証における「増築」「改築」について**
別棟の建築等、建築確認上「増築」と扱われる住宅であっても、建築された当該建物が住宅瑕疵担保履行法の資力担保措置等に準ずる新築住宅と確認できる場合、対象となる場合があります。その場合は建築確認申請書にて対象是非を確認いたします。（P.42参照）
なお、建築確認申請書と住宅瑕疵担保履行法上の扱いが異なる場合は、事務局にご相談ください。(別途、住宅瑕疵担保責任保険の保険証券等を求める場合があります。)

□ **確認済証で要件の確認ができない**
確認済証の内容は発行機関により異なるため、「工事種別(新築)」「延床面積」の記載がない書類が発行される場合があります。その際は、建築確認申請書にて「工事種別(新築)」「延床面積」の確認を行います。（P.42参照）また併用住宅で確認済証から住宅部分の面積が判別できない場合も同様になります。

建築確認が不要な地域の場合　都道府県(市区町村)の受領印<u>がある</u>建築基準法に基づく建築工事届

≪建築工事届≫

入手 市区町村

(第一面)

(第二面)

(第三面)

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶第一面に都道府県(市区町村)の受領印または発行印があること

❷「所在地(敷地の位置イ.地名地番)」が新築する住宅の所在地と一致すること
※工事請負契約書の「新築する住宅の所在地」と記載が異なる場合は、別途書類を求めることがございます。

❸「工事種別」が「新築」であること

❹「主要用途」に「住宅」が含まれていること

【補　足】

□ 建築工事届等を交付申請(予約を含む)時に提出する場合は、完了報告にて「不動産登記における建物の登記事項証明書」の提出が必要です。

□ 建築工事届の「建築確認」に記載がある場合、確認済証が発行されているため、建築工事届等の書類では交付申請できません。

□ 建築工事届は必ず「第一面」から「第三面」のすべてを提出してください。

□ 特定行政庁より「受領印のある建築工事届の写し」を取得できなかった場合は、「受領印がない建築基準法に基づく建築工事届の写し」と併せて「発行印のある建築事届証明願」または本事業の指定様式である「理由書」（P.41参照）のどちらかを提出いただく必要があります。

【補　足】

□ **確認済証または建築工事届に記載されている延床面積が50㎡以上240㎡以下でない場合**
本事業における申請床面積では、吹き抜け、バルコニー、メーターボックス、ガレージ、ポーチ・屋外のデッドスペース、備蓄倉庫等の部分は除き、住戸内に階段が存在する場合、階段下のトイレ及び収納等の面積を含めます。
建築基準法に基づく延床面積が50㎡以上240㎡以下でないが上記考慮することで申請床面積が50㎡以上240㎡以下になる場合は、住宅の平面図及び求積図を提出してください。

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶建築士が作成した対象住宅の平面図及び求積図であり図面内に建築士の氏名と建築士番号が記載されていること
❷平面図及び求積図にて除外対象となる箇所または包含対象となる箇所が赤枠で囲まれていること
❸除外対象となる箇所または包含対象となる箇所の名称を図外に示すこと
❹求積図には面積表を併せて示し、延床面積、除外箇所または包含箇所の面積及び申請床面積を明らかにすること
❺平面図と求積図それぞれに対応した寸法が記載されていること

平面図

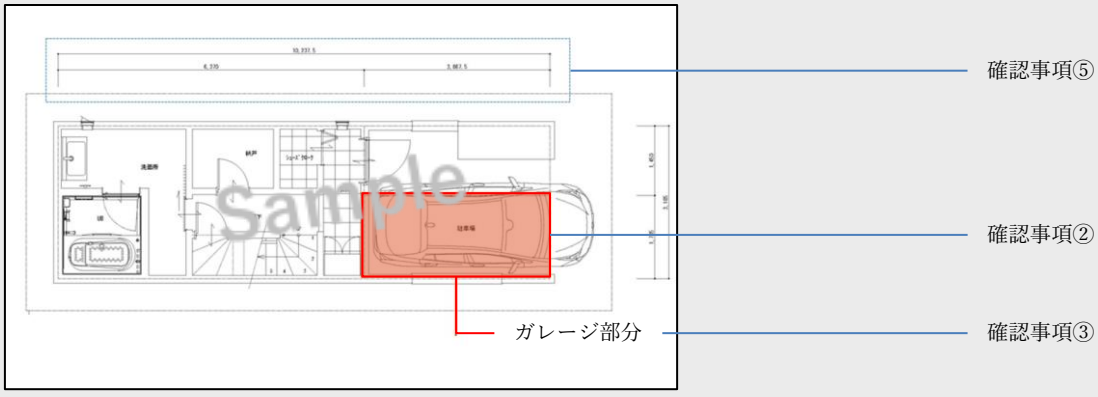

求積図

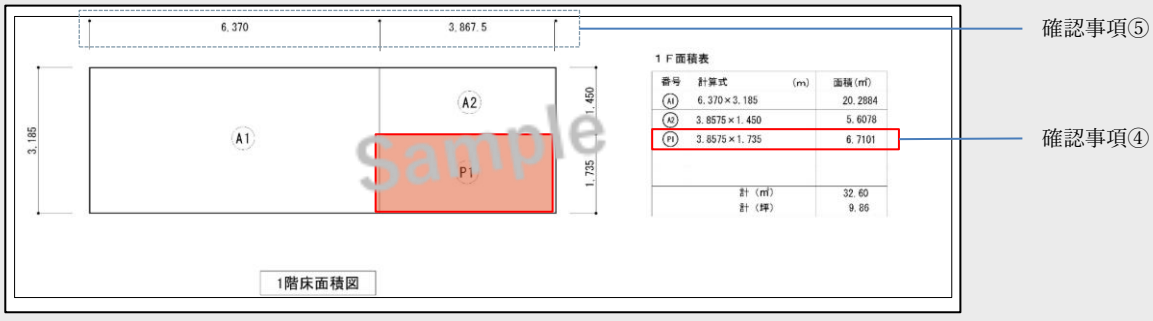

【補　足】

□ **建築工事届に都道府県(市区町村)の受領印がない場合**

交付申請（予約を含む）にあたり、特定行政庁より「受領印のある建築工事届の写し」を取得できなかった場合は、「受領印がない建築基準法に基づく建築工事届の写し」と併せて「発行印のある建築工事届証明願」または本事業の指定様式である「理由書」のどちらかを提出いただく必要があります。
※指定様式は、本事業のホームページよりダウンロードできます。
https://kosodate-ecohome.mlit.go.jp/secretariat-download/

≪理由書（建築工事届）≫

指定様式　入手 建築事業者(補助事業者)

理由書（建築工事届）

本理由書は、特定行政庁より「受領印のある建築工事届の写し」を取得できなかった場合に提出する書類です。
交付申請（子育て分）にあたっては、事前に特定行政庁に問い合わせをした上で、本理由書を記入し、受領印がない建築工事届の写しを併せて提出してください。
（建築工事届の写し自体が準備できない場合は申請できません）

※ 別途、事務局より特定行政庁へ問い合わせをする場合があります。

子育てエコホーム支援事業事務局 御中

年　月　日

作成者*（自筆）
*特定行政庁に問い合わせした者
住所
電話番号

受領印のある建築工事届の写しを提出できない理由を以下に記載いたします。

（1）補助対象住宅（新築する住宅）の住所
〒

Sample

（2）建築工事届に特定行政庁の受領印がない理由
以下の該当するものにチェックしてください（複数選択可）
□ 提出先の特定行政庁が受領印を押印する運用となっていないため
□ 民間の指定確認検査機関経由で特定行政庁に提出したため
□ 押印があるものを紛失したため

（3）特定行政庁への確認
以下の3点について、特定行政庁へ確認し、問い合わせ先を記入してください。
✓ 受領印のある建築工事届の発行・再発行を行っていないこと
✓ 発行には情報開示請求*1が必要であること（理由書の提出に、情報開示請求は不要です。）
✓ 「建築工事届証明願」の発行を行っていないこと
※1. 情報開示請求した場合には、特定行政庁と相談・ヒアリを実施されるため

【問い合わせ先（特定行政庁）】

特定行政庁名	
担当部署	
連絡先	

2403

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶書類作成年月日が記載されていること
❷建築事業者の氏名が記載されていること
❸現住所が記載されていること
❹資料作成者の電話番号が記載されていること
❺補助対象住宅（新築する住宅）の住所が記載されていること
※工事請負契約書の「新築する住宅の所在地」と記載が異なる場合は、別途書類を求めることがございます。
❻建築工事届に受領印がない理由のいずれかにチェックがついていること
❼建築工事届を発行した特定行政庁の情報が記載されていること

Ⓓ 予約時 / 予約後交付申請 / 交付申請のみ　建築確認申請書　白黒可

入手 特定行政庁 または 指定確認検査機関

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶第一面から第六面まで<すべての面>が揃っていること
❷「建物の所在地」が新築する住宅の所在地と一致すること
※工事請負契約書の「新築する住宅の所在地」と記載が異なる場合は、別途書類を求めることがございます。
❸第三面「3.都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等」のいずれかにチェックが入っていること

確認済証同様、建築確認が不要な地域である場合は、建築工事届を提出してください。
(詳細P.39)

【補　足】

□ **確認済証発行後または建築確認申請書提出後に建物の建築計画が変更になった場合**
確認済証発行後に建物の計画に変更が生じた場合や、確認申請書提出後に建物の建築計画が変更となった場合、計画変更前の建築確認申請書と最新の確認済証と併せて計画変更確認申請書や変更届を提出する必要があります。

≪計画変更確認申請書≫

入手 特定行政庁 または 指定確認検査機関

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶変更前の「建築確認申請書」が添付されていること
❷確認済証が1枚の場合は、最新の確認済証が添付されていること
❸確認済証の発行日が「計画変更確認申請書（変更届）」の【計画を変更する建築物の直前の確認】以降であること
❹確認申請書（第一面）と計画変更確認申請書（第一面）の「申請者氏名」が一致すること
❺「地名地番」「住居表示」が新築住宅の所在地と一致していること
※工事請負契約書の「新築する住宅の所在地」と記載が異なる場合は、別途書類を求めることがございます。
❻「都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等」のいずれかにチェックがはいっていること
❼「主要用途」に「住宅」が含まれていること
❽「工事種別」の「新築」にチェックが入っていること

□ **工事種別について**
建築確認申請書と住宅瑕疵担保履行法上の扱いが異なる場合、住宅瑕疵担保責任保険の保険証券等を提出する必要があります。

Ⓔ 予約時　予約後交付申請　交付申請のみ　子育てエコホーム支援事業補助金 工事出来高確認書(現地写真を含む)　カラー

指定様式　入手 建築士

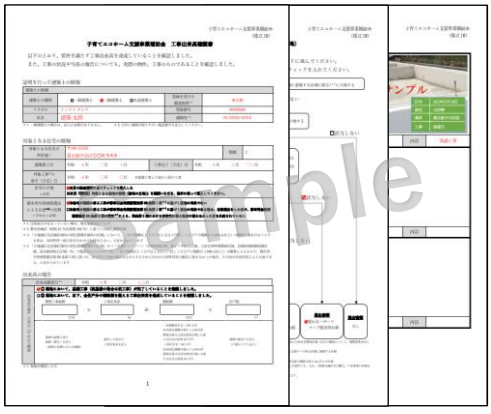

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶証明を行った建築士の情報に記入漏れがないこと
❷対象となる住宅の所在地が記載されていること
※工事請負契約書の「新築する住宅の所在地」と記載が異なる場合は、別途書類を求めることがございます。
❸建築着工日＊1が記載されていること
❹工事完了(予定)日が記載されていること
❺対象工事の着手(予定)日＊1が2023年11月2日以降であること
❻都市再生特別措置法による公表の有無のいずれかにチェックがあること
❼出来高の報告に記入漏れがないこと
❽「【別紙】対象となる住宅の情報（住宅の立地）」の該当箇所に全てチェックがあり、かつ「対象となる住宅の情報」の「住宅の立地」にチェックがあること
❾異なる角度から撮影した2枚以上の工事状況写真が提出されていること

【補　足】

□ **【別紙】対象となる住宅の情報（住宅の立地）の記入方法について**

◆資料を上から順番に「**該当する**」または「**該当しない**」のどちらか一方の□に必ずチェックをいれ、次の選択肢に進んでください。
◆該当する「**追加で提出が必要な書類**」を確認してください。(詳細はP.44～48)
◆「**追加で提出が必要な書類**」を用意したら□にチェックを入れてください。
◆全てチェックが完了したら、**1枚目「対象となる住宅の情報」の「住宅の立地」欄に必ずチェックをいれてください。**

※立地確認の詳細はP.44をご確認ください。
※「土砂災害特別警戒区域または災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域または地　すべり防止区に重複する区域に限る)に立地する」で「該当する」を選択した場合は申請不可となります。

≪【別紙】対象となる住宅の情報（住宅の立地）記入例≫

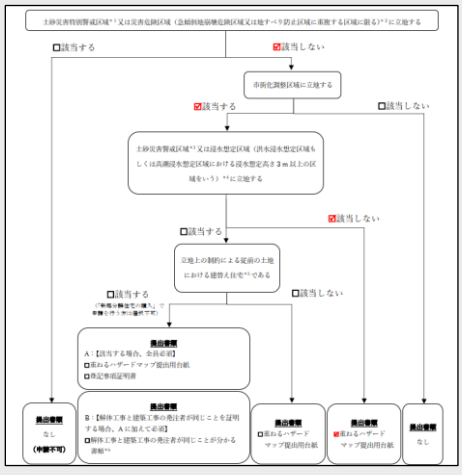

□ **出来高工事写真の撮影について**

出来高工事写真の撮影にあたり、異なる角度から少なくとも**2枚以上**の写真を撮影してください。
撮影にあたり、「**確認した日付**」と「**工事場所または邸名**」を記載した工事写真用看板※を設置してください。

※工事写真用看板は、電子黒板でもかまいません。ただし、信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するアプリケーションを使用し、(一社)施工管理ソフトウェア産業協会で提供する「デジタル工事写真　信憑性チェックツール」により撮影日が検証できることを前提とします。事務局は必要に応じて工事出来高確認書に貼付された画像の元データを求めることがあります。

≪出来高工事写真のイメージ(要複数角度)≫

基礎工事の写真イメージ

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶基礎のコンクリート打設が完了していること
❷基礎型枠が外れていること
❸基礎工事のおおよそ全体が確認できること

※工事写真用看板が映ってない写真は不備となりますのでご注意ください。

なお、一定の出来高以上の工事であれば、他の工事の写真も出来高工事写真として提出できます。
(例えば、棟上げや住宅が完成していることが確認できる写真等でも可)

□ **都市再生特別措置法第88条第5項の規定による、同条第3項における勧告に従わなかった旨が公表されていないことの確認について**

建築士が、自治体が公表する都市計画等の確認または建築行政部局に問い合わせを行って確認します。

※次ページへ続く

＊1　着工日・着手日の定義についてはP.10を参照ください。

【補　足】

□ **工事の出来高に含められない費用について**

工事請負契約書に含まれる費用であっても、以下に例示するような費用は工事の出来高に含めることはできません。

◆住宅の建設にあたらない工事の費用(地盤改良、古家の除却、外構工事 等)

◆住宅の建築現場で行われない製造等の費用(木材のプレカット、住宅設備の製造 等)

□ **1つの建物に2住戸を有する住宅(いわゆる二世帯住宅)の出来高の工事完了について**

いわゆる二世帯住宅において、住戸あたりの補助額に総戸数を乗じた金額以上の出来高の工事完了で工事の出来高を確認する場合、以下のようになります。

※例

・二世帯住宅1棟の建設費：8千万円
・総戸数：2戸
・対象住宅：長期優良住宅
・市街化調整区域外　　の場合

→ **出来高が200万円以上で補助額以上の工事完了とみなす**

※パーセンテージで2.5%以上
(出来高≧(100万円×2戸)÷8千万円)

□ **住宅の土砂災害特別警戒区域外・災害危険区域外の立地確認について**

建築士が、自治体が公表するハザードマップの確認または建築行政部局に問い合わせを行って確認します。

□**住宅の市街化調整区域*1、土砂災害警戒区域または浸水想定区域*2外の立地確認について**

市街化調整区域及び土砂災害警戒区域または浸水想定区域（洪水浸水想定区域または高潮浸水想定区域における 浸水想定高さ３ｍ以上の区域をいう。）に該当する場合、 補助上限額が長期優良住宅は50万円／戸、ZEH水準住宅は40万円／戸となります。それぞれ下記書類を用いて該当有無の確認を行います。

※ 要件や提出書類の詳細は、別紙「市街化調整区域・浸水想定区域の判定に資する補足資料」を参照ください。

◆市街化調整区域：建築士が自治体が公表する情報にて確認します。また、該当有無を事務局が確認するため、建築確認申請書または建築工事届の提出が必要となります。

◆土砂災害警戒区域・浸水想定区域：市街化調整区域に該当する場合に限り、国土交通省が運用する「重ねるハザードマップ」にて確認します。確認した結果は「重ねるハザードマップ提出用台紙」に添付のうえ、併せて提出してください。（提出書類の詳細はP.45）

◆建替え住宅の要件：立地上の制約から、従前の土地で既存住宅の建替えを行う場合には、補助上限額が長期優良住宅は100万円／戸、ZEH水準住宅は80万円／戸になる場合があります*3。下記a～cの要件を満たすことが条件となります。（提出書類の詳細はP.46～48）

a.「従前建物と同一場所（住所）での事業であること」
b.「当該事業が新築であること」
c.「建替え前後の住宅所有者が同じであること」または「解体工事と建築工事の発注者が同じであること」

※ 解体工事と新築工事の発注者が同一であり、建替えとともに同居する（二世帯住宅）場合も対象となり得ます。

立地条件に応じた補助上限・必要書類の確認フロー

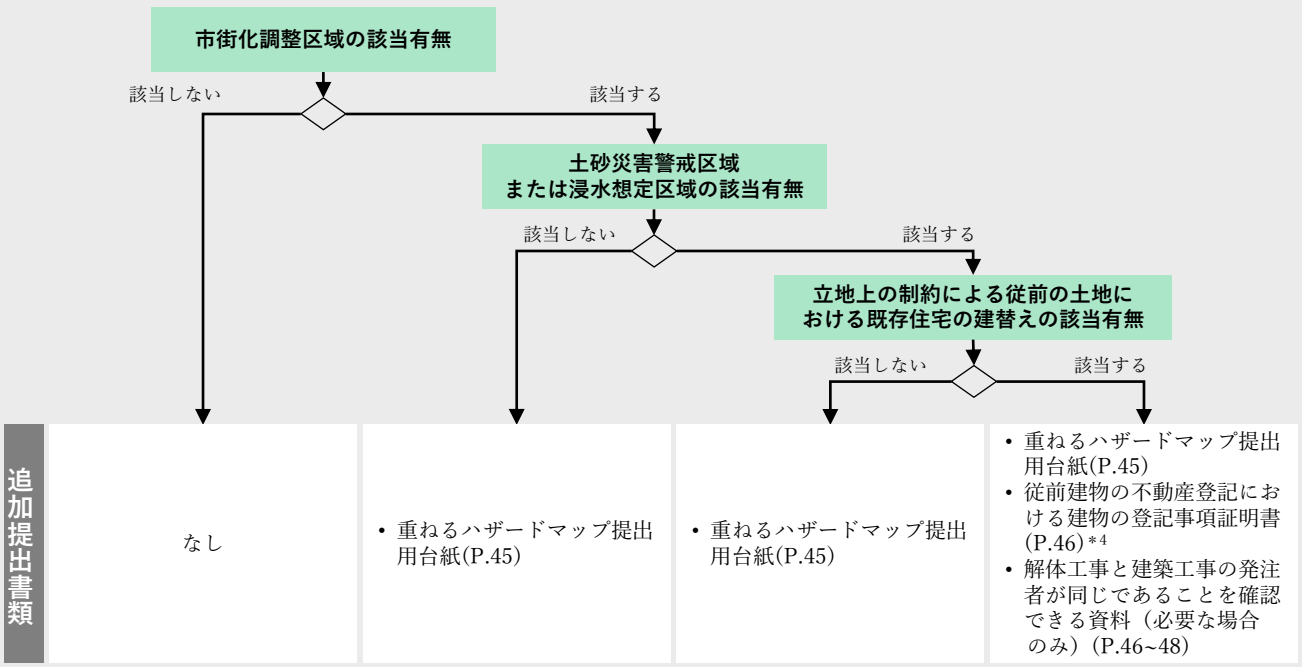

※次ページへ続く

＊1　都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく市街化調整区域
＊2　水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく浸水想定区域のうち、洪水浸水想定区域または高潮浸水想定区域における浸水想定最大規模が高さ 3m 以上の区域
＊3　なお、「新築分譲住宅の購入」で本事業の申請を行う方は建替え住宅の要件の対象外となります。
＊4　「従前建物の不動産登記における建物の登記事項証明書」を提出できない場合は「従前建物の不動産登記における建物の登記事項証明書」の確認事項（P.46）が記載されている他書類の提出も認めています(詳細はP.48参照)。

【補　足】

□ 重ねるハザードマップ提出用台紙の提出方法

市街化調整区域に該当する場合は重ねるハザードマップ提出用台紙に提出が必要です。
※要件や提出書類の詳細は、別紙「市街化調整区域・浸水想定区域の判定に資する補足資料」を参照ください。

重ねるハザードマップ提出用台紙（①土砂災害用）

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶ 所在地が工事出来高確認書に記載されている所在地と同様であること
❷ 国土交通省が運用する「重ねるハザードマップ」であること
❸ 災害種別で「土砂災害」を選択していること
❹ 災害種別内訳選択情報では「急傾斜地の崩壊」「土石流」「地すべり」を選択していること
❺ 対象住宅地周辺を含む地図※の画面をキャプチャまたはカラー印刷していること（※右下の縮尺距離は「50mまたは100m」とする）
❻ 対象住宅箇所が赤で囲まれていること
❼ 右下に「重ねるハザードマップ」のサイト閲覧日時が記載されていること

重ねるハザードマップ提出用台紙（②洪水・高潮用）

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶ 所在地が工事出来高確認書に記載されている所在地と同様であること
❷ 国土交通省が運用する「重ねるハザードマップ」であること
❸ 災害種別で「洪水」「高潮」を選択していること
❹ 災害種別内訳選択情報では「洪水浸水想定区域（想定最大規模）」「高潮浸水想定区域（想定最大規模）」を選択していること
❺ 対象住宅地周辺を含む地図※の画面をキャプチャまたはカラー印刷していること（※右下の縮尺距離は「50mまたは100m」とする）
❻ 対象住宅箇所が赤で囲まれていること
❼ 右下に「重ねるハザードマップ」のサイト閲覧日時が記載されていること

□ 住宅の市街化調整区域、土砂災害警戒区域または浸水想定区域該当の判定方法ついて

≪土砂災害警戒区域≫

土砂災害警戒区域では、住宅の一部でも土砂災害警戒区域に該当する場合は「区域内」と判定します。

【ケース①】

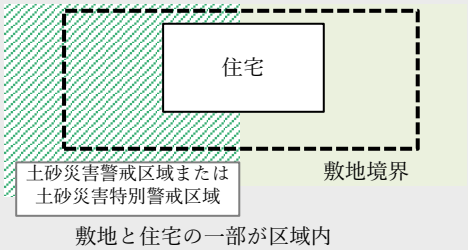

敷地と住宅の一部が区域内
→　区域内

【ケース②】

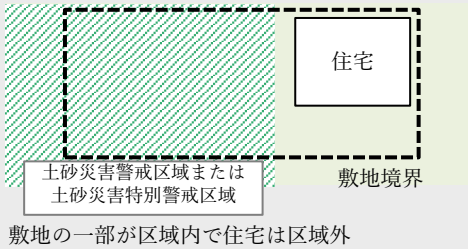

敷地の一部が区域内で住宅は区域外
→　区域外

≪浸水想定区域≫

浸水想定区域(最大規模)では、住宅のすべてが浸水想定区域に該当する場合に「区域内」と判定します。

【ケース①】

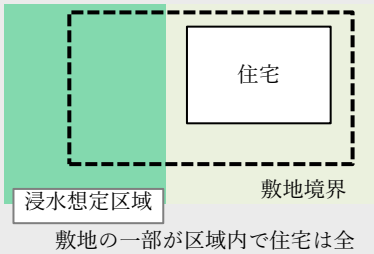

敷地の一部が区域内で住宅は全て区域外　→　区域外

【ケース②】

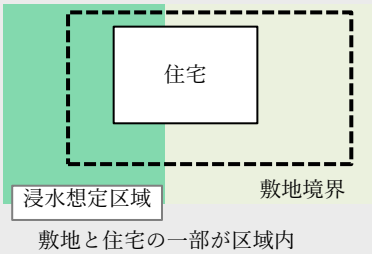

敷地と住宅の一部が区域内
→　区域外

【ケース③】

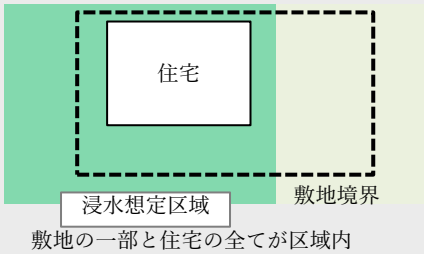

敷地の一部と住宅の全てが区域内
→　区域内

※次ページへ続く

【補　足】

□ **立地上の制約による従前の土地における既存住宅の建替えに該当する場合の提出書類について**
住宅が「①市街化調整区域」および「②土砂災害警戒区域または浸水想定区域」に立地する場合においても、提出書類により立地上の制約による従前の土地における既存住宅の建替えに該当することが認められた場合、補助上限額が長期優良住宅は100万円／戸、ZEH水準住宅は80万円／戸となります。
なお、申請する住宅において「建替え前後の住宅所有者が同じであること」または「解体工事と建築工事の発注者が同じであること」を示す根拠書類を提出する必要があります。
※要件や提出書類の詳細は、別紙「市街化調整区域・浸水想定区域の判定に資する補足資料」を参照ください。

【「建替え前後の住宅所有者が同じであること」を証明する場合の提出書類】
下記資料の提出をお願いします。
・従前建物の不動産登記における建物の登記事項証明書*1

従前建物の不動産登記における建物の登記事項証明書

確認事項(以下のすべてを満たすこと)
❶「所在」にⒷ工事請負契約書(P.37)の工事場所と同一の住所が記載されていること
❷「①種類」が「居宅」であること
❸「権利部」に所有者の氏名が記載されていること
(「建替え前後の住宅所有者が同じであること」を確認する場合)
所有者(建築主)自らが居住することを確認するための住民票の写し(P.19)に記載の氏名、及びⒷ工事請負契約書(P.37)の発注者氏名と同一の氏名が記載されていること
(「解体工事と建築工事の発注者が同じであること」を確認する場合)
氏名の一致は問いません

【「解体工事と建築工事の発注者が同じであること」を証明する場合の提出書類】
下記2資料の提出をお願いします。
・上記記載の従前建物の不動産登記における建物の登記事項証明書*1
・「解体工事と建築工事の発注者が同じであること」を確認できる書類

「解体工事と建築工事の発注者が同じであること」を確認できる書類

例①：従前建物の解体工事請負契約書

＜従前建物の解体工事請負契約書＞

確認事項(以下のすべてを満たすこと)
❶「注文者」にⒷ工事請負契約書(P.37)の発注者氏名と同一の氏名が記載されていること
❷「工事場所」にⒷ工事請負契約書(P.37)の工事場所と同一の住所が記載されていること

※次ページへ続く

*1　「従前建物の不動産登記における建物の登記事項証明書」を提出できない場合は「従前建物の不動産登記における建物の登記事項証明書」の確認事項が記載されている他書類の提出も認めています(詳細はP.48参照)。

【補　足】

例②： 建物の除却に係る工事が含めれていることが分かる見積

＜建物の除却に係る工事が含めれていることが分かる見積＞

2020年12月17日
No.2020121706H

工事 御見積書

御中

株式会社□□
〒000-0000
○○県○○郡○○町○○
TEL：00-0000-0000
FAX：00-0000-0000
担当○○○○

下記の通りお見積り申し上げます。

お見積金額　¥0－

工事件名：
工事場所：
工事概要：
工事期間：　2020年12月24日　～　2020年12月31日
支払条件：
有効期限：

工事項目	内容	数量	単価	金額
			小計	0
			消費税(10%)	0
			合計	0

備考

Sample

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶見積書の受取人がⒷⒷ工事請負契約書(P.37)の発注者氏名と同一の氏名が記載されていること

❷「工事場所」にⒷⒷ工事請負契約書(P.37)の工事場所と同一の住所が記載されていること

❸「合計金額」にⒷⒷ工事請負契約書(P.37)の工事代金と同一の金額が記載されていること

❹建物の除却に係る工事の記載が含まれていること

例③ ：建物滅失証明書と従前建物の不動産登記における滅失の登記完了証

＜建物滅失証明書＞

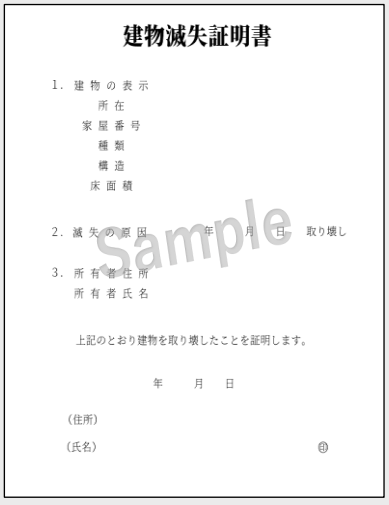
建物滅失証明書

1．建物の表示
　所在
　家屋番号
　種類
　構造
　床面積

2．滅失の原因　　年　月　日　取り壊し

3．所有者住所
　所有者氏名

上記のとおり建物を取り壊したことを証明します。

年　月　日

（住所）

（氏名）　㊞

Sample

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶「所有者氏名」にⒷⒷ工事請負契約書(P.37)の発注者氏名と同一の氏名が記載されていること

❷「建物の表示」にⒷⒷ工事請負契約書(P.37)の工事場所と同一の住所が記載されていること

❸証明者の氏名が記入され、押印(または自署による署名)されていること

＜従前建物の不動産登記における滅失の登記完了証＞

登記完了証（書面申請）

次の登記申請に基づく登記が完了したことを通知します。

申請受付年月日		
申請受付番号	第　　号	
登記の目的		
登記の年月日	―	
不動産	土地	不動産番号
	建物	不動産番号
	共担	

（注）1　「登記の目的」欄に表示されている内容は、「不動産」欄の最初に表示されている不動産に記録された登記の目的です（種別に関する登記の場合に限ります。）。
2　「登記の年月日」欄は、表示に関する登記が完了した場合に記録されます。
3　「不動産」欄に表示されている不動産のうち、下線のあるものは、登記記録が閉鎖されたことを示すものです。
4　この登記完了証は、登記識別情報を通知するものではありません。

以上

平成　年　月　日
　　法務局　支局
登記官

1／1頁

Sample

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶「登記の目的」に建物の滅失の登記である旨が記載されていること

❷「不動産」にⒷⒷ工事請負契約書(P.37)の工事場所と同一の住所が記載されていること

【補　足】

【「従前建物の不動産登記における建物の登記事項証明書」を提出できない場合の提出書類】

従前建物が既に解体されており、登記もされていなかった場合などにおいて「従前建物の不動産登記における建物の登記事項証明書」を提出できない場合は、「従前建物の不動産登記における建物の 登記事項証明書」の確認事項が記載されている他書類の提出も認めています。

例）固定資産課税台帳

「従前建物の不動産登記における建物の 登記事項証明書」の確認事項が記載されている書類

＜固定資産課税台帳＞

固定資産課税台帳記載事項証明書（土地・家屋用）

納税義務者

	所在地番	登記地目 類似地目又は家屋番号	課税地積又は類似床面積 ㎡　円	固定資産税課税標準額 都市計画税課税標準額	固定資産税公課金 都市計画税公課金
土地	○○町一丁目 1-1	宅地 宅地	100.00㎡ 10,000,000円		
家屋	○○町一丁目 1-1 用途:居宅　構造:木造　スレート葺	○○町一丁目 1-1	100.00㎡ 10,0[illegible],000		

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成○○年○○月○○日

○○市長　○○　○○

電子公印

Sample

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶納税義務者の氏名が共同事業者【乙】と一致すること

❷土地、家屋欄に記載の住所が新築住宅の所在地と一致すること

※工事請負契約書の「新築する住宅の所在地」と記載が異なる場合は、別途書類を求めることがございます。

❸用途に「居宅」または類似する記載があること

❹発行自治体の発行印があること

Ⓕ 予約時 / 予約後交付申請 / 交付申請のみ　建築主本人と世帯構成が確認できる住民票(世帯票)の写し等　白黒可

入手 建築主(共同事業者)

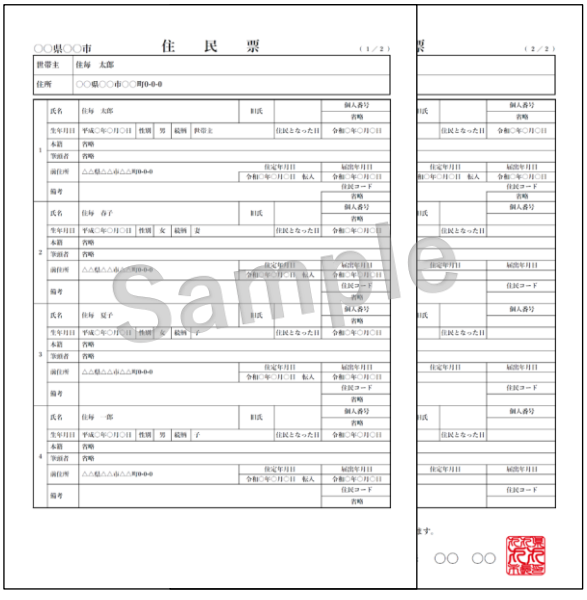

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶世帯内に建築主(共同事業者【乙】)の「氏名」があること

❷世帯内に「生年月日」が2005年4月2日以降の子、
またはどちらかの「生年月日」が1983年4月2日以降の夫婦
(共同事業者【丙】)が含まれること

※2024年3月31日までに建築着工するものについては、
「生年月日」が2004年4月2日以降の子、
またはどちらかの「生年月日」が
1982年4月2日以降の夫婦(共同事業者【丙】)が含まれること

❸**2023年11月2日以降に発行されたものであること**

【補　足】

□ **住民票の記載内容について**

市区町村の窓口にて以下の内容で発行を依頼してください。

①世帯全員分
②続柄記載あり
③マイナンバー記載なし(記載があるものは受理できません)
④本籍記載なし

※提出する住民票の写しは、個票でも構いません。それぞれの住民票の写しに記載された住所により同居を確認します。

※住民票（世帯票）にて続柄が確認できない場合は、戸籍謄本等の続柄が確認できる公的書類の提出を求める場合がございます。

□ **交付申請時の同居について**

交付申請時に同居していない子や若者夫婦等が、新築住宅において同居する場合も対象になります。
ただし、完了報告時に提出する住民票で同居が確認できない場合、交付決定の取り消し及び補助金の返還を求められることがあります。
なお、交付申請時点で同居していない場合でも、共同で交付申請する子や若者夫婦の住民票についても提出が必要になります。

□ **事実婚などにより「住民票・世帯票」で婚姻関係が認められない場合について**

事実婚などについては、交付申請(予約を行う場合は予約の提出)時に追加書類においてその事実が確認できる場合、対象になることがあります。
例）自治体が証明するパートナーシップ証明書

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶証明書に記載の氏名が、共同事業者【乙】及び共同事業者【丙】の氏名と一致すること

≪パートナーシップ証明書≫

入手 各自治体

※発行元によってレイアウトは異なります

Ⓖ 予約時 / 予約後交付申請 / 交付申請のみ　住宅の性能を証明する住宅証明書等　白黒可

以下㋐～㋕(次ページ以降詳細記載)のいずれかの書類を提出

分類		住宅証明書等の書類	参照
長期優良住宅	㋐	長期優良住宅建築等計画認定通知書 (予約時：長期使用構造等である旨の確認書でも可)	P.51
ZEH水準住宅	㋑	低炭素建築物新築等計画認定通知書 (予約時：低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証でも可)	P.52
	㋒	性能向上計画認定通知書 (予約時：性能向上計画に係る技術的審査適合証でも可)	P.52
	㋓	BELS評価書	P.53~54
	㋔	設計住宅性能評価書または 建設住宅性能評価書(断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6) または住宅省エネルギー性能証明書	P.55
	㋕	フラット35 S 適合証明書及び竣工現場検査申請書・適合証明申請書(すべての面) またはフラット35 S 設計検査に関する通知書及び設計検査申請書(すべての面)	P.56

【補　足】

□ 証明書の入手にはそれぞれ発行手数料が必要です。
(手数料は、各機関等にお問い合わせください)

□ 共同住宅等において、対象住宅を含む住棟全体で
評価された住宅の対象住宅証明書等でも、要件を満たす場合は有効となります。

□ 交付申請に必要な証明書類は、補助金の交付を約束するものではありません。
(他の要件を満たさない場合、交付申請期限に間に合わない場合等)

□ **㋓、㋔、㋕の証明書について**
予約時において各証明書の発行依頼を行っている場合で、
本事業用の「【新築】ZEHレベルの省エネ性能を証明する書類の発行受付書」
の発行が受けられる場合、交付申請の予約を行うことができます。(引受許諾書等は不可)
ただし、交付申請時には各証明書の提出が必要です。
なお、登録住宅性能評価機関等によっては、本事業用の発行受付書の発行を行っていない
ことがあります。
予め登録住宅性能評価機関等にご確認ください。
※住宅省エネルギー性能証明書については、発行受付書による対応は受け付けておりません。
なお、本証明書は建物の工事完了後に発行可能となる書類であるため、交付申請時に建物の工事が完了されている方のみ
提出可能な書類となりますことご留意ください。
※各証明書の発行受付書の詳細についてはP.57参照

≪各証明書の発行受付書≫

入手 登録住宅性能評価機関等

※次ページへ続く

㋐ 長期優良住宅建築等計画認定通知書（予約時：長期使用構造等である旨の確認書でも可※）

※長期優良住宅建築等計画の認定申請時に「設計住宅性能評価書」を提出している場合は、長期使用構造等への適合確認の結果が記載された「設計住宅性能評価書」を提出してください。（詳細はP.55参照）

≪認定通知書≫

入手 所管行政庁

確認事項（以下のすべてを満たすこと）

❶所管行政庁が発行した証明書であること

❷「申請年月日」が2022年10月1日以降であること

❸「住宅の品質確保の促進などに関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2 第5項の確認書または住宅性能評価書またはこれらの写しを添えた申請にあっては、同条第1項の規定による確認の求めを行った年月日」が2022年10月1日以降であること

❹「認定に係る住宅の位置」が新築する住宅の所在地と一致すること

※工事請負契約書の「新築する住宅の所在地」と記載が異なる場合は、別途書類を求めることがございます。

【補　足】

□ 2022年9月30日以前に旧基準で申請された認定通知書は補助対象外となります。

□ 変更認定を受けている場合、変更認定通知も追加で提出してください。
（変更認定通知書のみでは新基準での認定有無が確認できないため不備となる場合があります。）

≪長期使用構造等である旨の確認書の要件≫

入手 登録住宅性能評価機関

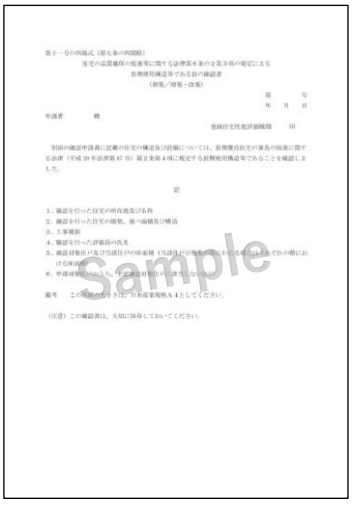

確認事項（以下のすべてを満たすこと）

❶登録住宅性能評価機関が発行した証明書であること

❷「申請年月日」が2022年10月1日以降であること

❸「確認を行った住宅の所在地及び名称」が新築する住宅の所在地と一致すること

※工事請負契約書の「新築する住宅の所在地」と記載が異なる場合は、別途書類を求めることがございます。

【補　足】

□ 予約時に長期使用構造等である旨の確認書を提出する場合は交付申請時に長期優良住宅建築等計画認定通知書の提出が必要です。

□ 2022年9月30日以前に旧基準で申請された長期使用構造等である旨の確認書は補助対象外となります。

※次ページへ続く

㋑ 低炭素建築物新築等計画認定通知書 (予約時：低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証でも可)

≪認定通知書≫

入手 所管行政庁

≪技術的審査適合証≫

入手 登録住宅性能評価機関

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶≪認定通知書≫
所管行政庁が発行した証明書であること
≪技術的審査適合証≫
登録住宅性能評価機関が発行した証明書であること

❷≪認定通知書≫
「申請年月日」が2022年10月1日以降であること
≪技術的審査適合証≫
「認定申請予定日」が2022年10月1日以降であること

❸「建築物の位置」が新築する住宅の所在地と一致すること
※工事請負契約書の「新築する住宅の所在地」と記載が異なる場合は、別途書類を求めることがございます。

【補　足】

□ 予約時に技術的審査適合証を提出する場合は交付申請時に同認定通知書の提出が必要です。
□ 予約時に「認定申請予定日」が2022年10月1日以降の技術的審査適合証を提出した場合であっても、交付申請時に提出する同認定通知の「申請年月日」が2022年9月30日以前の場合は補助対象外となります。
□ 変更認定を受けている場合、変更認定通知も追加で提出してください。
(変更認定通知書のみでは新基準での認定有無が確認できないため、不備となる場合があります。)

㋒ 性能向上計画認定通知書 (予約時：性能向上計画に係る技術的審査適合証でも可)

≪認定通知書≫

入手 所管行政庁

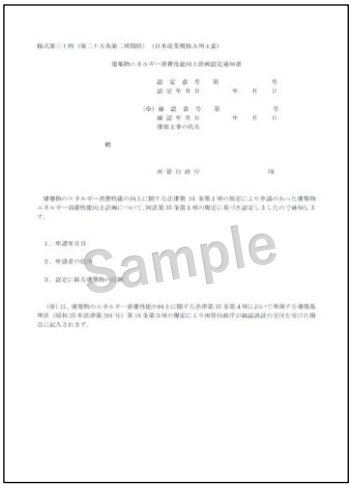

≪技術的審査適合証≫

入手 登録住宅性能評価機関

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶≪認定通知書≫
所管行政庁が発行した証明書であること
≪技術的審査適合証≫
登録住宅性能評価機関が発行した証明書であること

❷≪認定通知書≫
「申請年月日」が2022年10月1日以降であること
≪技術的審査適合証≫
「認定申請予定日」が2022年10月1日以降であること

❸「建築物の位置」が新築する住宅の所在地と一致すること
※工事請負契約書の「新築する住宅の所在地」と記載が異なる場合は、別途書類を求めることがございます。

【補　足】

□ 予約時に技術的審査適合証を提出する場合は交付申請時に同認定通知書の提出が必要です。
□ 予約時に「認定申請予定日」が2022年10月1日以降の技術的審査適合証を提出した場合であっても、交付申請時に提出する同認定通知の「申請年月日」が2022年9月30日以前の場合は補助対象外となります。
□ 変更認定を受けている場合、変更認定通知も追加で提出してください。
(変更認定通知書のみでは新基準での認定有無が確認できないため、不備となる場合があります。)

※次ページへ続く

エ　BELS評価書

① 旧様式(令和6(2024)年3月31日までに受付された場合*1)

入手　BELS登録機関

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶ BELS登録機関が発行した評価書であること
❷「特記事項」に以下いずれかの記載がされていること
「ZEH」「ZEH-M」「ZEH Oriented」「ZEH-M Oriented」
「ZEH Ready」「ZEH-M Ready」「Nearly ZEH」「Nearly ZEH-M」
※上記マークの記載がされていないものも補助対象となる場合があります
詳細は次頁の【補足】を参照
❸「建築物の所在地」が新築する住宅の所在地と一致すること
※工事請負契約書の「新築する住宅の所在地」と記載が異なる場合は、別途書類を求めることがございます。
❹「用途」が一戸建ての住宅または共同住宅等であること
❺ 共同住宅等の場合、評価の対象範囲が「住宅」「住戸」「住棟」「部分」であること

→※この部分の記載が「住宅」「住戸」「住棟」「部分」となっていること

【補　足】

□「ゼロエネ相当」(強化外皮基準に適合しないもの)は
補助対象になりません。

---

② 新様式(令和6(2024)年4月1日以降に受付された場合)

入手　BELS登録機関

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶BELS登録機関が発行した評価書であること
❷評価対象が「住宅（住戸）」「住宅（住棟）」であること
❸総合判定の誘導基準が「達成」になっていること
❹「建築物の所在地」が新築する住宅の所在地と一致すること
※工事請負契約書の「新築する住宅の所在地」と記載が異なる場合は、別途書類を求めることがございます。

※次ページへ続く

---

*1　令和6(2024)年4月1日以降に発行された場合でも、令和6(2024)年3月31日までに受付された場合、旧様式で発行される場合がございます

【旧様式における補足】

前頁の旧様式確認事項❷のいずれかのマークが記載されていない場合であっても、「一次エネルギー消費量計算結果(住宅版)」を追加提出し、かつ以下のⓐ～ⓔのすべてを満たす場合は補助対象となります。
ただし、この場合は「BELS評価書」と「一次エネルギー消費量計算結果(住宅版)」が同一物件であることを確認する観点から、BELS評価書は「住宅」「住戸」(右図＊参照)であるものに限定します。

≪BELS評価書≫

ⓐ **Ver3.3**(公開日：2022年9月30日)**以降の計算プログラム**による計算書であること(左下のVersionと右下の日付で確認)

ⓑ **対象住戸の計算書**であること(対象住宅と一致していること)
※工事請負契約書の「新築する住宅の所在地」と記載が異なる場合は、別途書類を求めることがございます。

ⓒ **BELS登録機関の受領印がある**こと
(受領印がない場合は、受領できません。)

ⓓ **外皮性能の判定**について、(1)「地域区分1～7」に応じて、(2)「UA値」が以下の数値を満たすこと

(1) 地域区分	1,2地域	3地域	4～7地域	8地域
(2) UA値(外皮平均熱貫流率)	0.4以下	0.5以下	0.6以下	－

※8地域はUA値の基準がないため、外皮性能の判定不要

ⓔ **一次エネルギー消費量の判定**について、「誘導基準のBEI」が0.8以下であること

≪一次エネルギー消費量計算結果(住宅版)≫

(1枚目)

一次エネルギー消費量計算結果(住宅版)

1. 住宅タイプの設計一次エネルギー消費量等

(1)住宅タイプの名称(建て方)	○○○○邸(戸建住宅) ⓑ			
(2)床面積	主たる居室	その他の居室	非居室	合計
	29.81㎡	51.34㎡	38.93㎡	120.08㎡
(3)地域の区分/年間の日射地域区分	6地域 ⓓ-(1)		A4区分(年間の日射量が多い地域)	
(4)一次エネルギー消費量(1戸当り)			設計一次[MJ]	基準一次[MJ]
	暖房設備		12919	13383
	冷房設備		3818	5634
	換気設備		4583	4542
	給湯設備		20940	25091
	照明設備		4414	10763
	その他の設備		21241	21241
	発電設備の発電量のうち自家消費分	太陽光発電(PV)	-16479	--
		コージェネレーション設備(CGS)	--	--
	コージェネレーション設備の売電量に係る控除量 *1		--	--
(5)合計	PVおよびCGSを対象とする場合		51436	80653
	CGSを対象とする場合		67915	

本計算結果は、当該住戸が建設される地域区分及び設計内容に、一定の生活スケジュールに基づく設備機器の運転条件等を想定し計算されたもので、実際の運用に伴うエネルギー消費量とは異なります。
(4)の各用途内訳を足した値と合計は四捨五入の関係で一致しないことがあります。
*1:コージェネレーション設備が売電した電力を発電するために要した一次エネルギー消費量相当量です。

2. 判定

適用する基準			一次エネルギー消費量[GJ/(戸・年)] 設計一次エネルギー	基準一次エネルギー	判定結果
建築物省エネ法	建築物エネルギー消費性能基準	H28年4月以降	51.5	80.7	達成
		H28年4月現存		86.6	達成
	建築物エネルギー消費性能誘導基準	R04年10月以降	68.0	68.8	達成
		R04年10月現存		80.7	達成
エコまち法	エネルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導すべき基準	R04年10月以降	68.0	68.8	達成
		R04年10月現存		74.8	達成
	低炭素化の促進のために誘導すべきその他の基準		13.7	51.0	達成

一次エネルギー消費量の値は小数点以下一位未満の端数を切り上げているため、「1.住宅タイプの設計一次エネルギー消費量等」の(4)の合計と一致しないことがあります。

3. BEI

適用する基準		一次エネルギー消費量(その他除く)[GJ/(戸・年)] 設計一次エネルギー	基準一次エネルギー	BEI
建築物省エネ法	建築物エネルギー消費性能基準	30.2	59.5	0.51
	建築物エネルギー消費性能誘導基準	46.7		0.79 ⓔ
エコまち法	エネルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導すべき基準	46.7		0.79

BEI算出時の一次エネルギー消費量はその他のエネルギー消費量除きます。建築物エネルギー消費量性能誘導基準にはPVによる削減効果を除外して評価します。

QRコードは自動処理のために用います。

評価済 '23.03.06 ⓒ
Version: 3.3.1 ⓐ　1/4　ⓐ 2023/03/06

(2枚目)

4. 住宅タイプの仕様

(1) 暖冷房仕様

外皮／設備項目		外皮／設備の仕様
A.外皮	外皮性能の評価方法	当該住戸の外皮面積を用いて外皮性能を評価する
	外皮面積の合計	307.51 ㎡
	外皮平均熱貫流率	0.55 W/㎡K ⓓ-(2)
	平均日射熱取得率	暖房期平均日射熱取得率(ηAH):1.3 冷房期平均日射熱取得率(ηAC):1.3
	通風の利用	主たる居室:評価しない、または利用しない その他の居室:評価しない、または利用しない
	蓄熱の利用	評価しない、または利用しない
	床下空間を経由して外気を導入する換気方式の利用	評価しない、または利用しない
B.暖房設備	暖房方式	居室のみを暖房する
	設備仕様	[主たる居室]ルームエアコンディショナー エネルギー消費効率の区分:区分(い) 小能力時高効率型コンプレッサー:評価しない、または搭載しない [その他の居室]ルームエアコンディショナー エネルギー消費効率の区分:区分(い) 小能力時高効率型コンプレッサー:評価しない、または搭載しない
C.冷房設備	冷房方式	居室のみを冷房する
	設備仕様	[主たる居室]ルームエアコンディショナー エネルギー消費効率の区分:区分(い) 小能力時高効率型コンプレッサー:評価しない、または搭載しない [その他の居室]ルームエアコンディショナー エネルギー消費効率の区分:区分(い) 小能力時高効率型コンプレッサー:評価しない、または搭載しない

(2) 換気仕様

設備項目	設備の仕様
D.換気	ダクト式第一種換気設備 比表面積点:30 W/(㎥/h) 換気回数:0.5回/h 第一種換気設備の有効換気量率の入力:還気が給気に混入することのない場合、もしくは熱交換型換気設備を評価しない、または設置しない場合(規定値を用いる)
E.熱交換	評価しない、または設置しない

(3) 給湯仕様

設備項目		設備の仕様
F.給湯設備	給湯設備・浴室等の有無	給湯設備がある(浴室等がある)
	熱源機	熱源機の種類:電気ヒートポンプ給湯機(CO2冷媒)(太陽熱利用設備を使用しないもの) 効率:評価しない ふろ機能の種類:ふろ給湯機(追焚あり)
	配管	評価しない、または先分岐方式
	水栓	台所:評価しない、または2バルブ水栓 浴室シャワー:評価しない、または2バルブ水栓 洗面:評価しない、または2バルブ水栓
	浴槽	評価しない、または高断熱浴槽を使用しない

評価済 '23.03.06 ⓒ
Version: 3.3.1 ⓐ　2/4　ⓐ 2023/03/06

※次ページへ続く

㋔ 設計住宅性能評価書 または 建設住宅性能評価書(断熱等性能等級5以上 かつ 一次エネルギー消費量等級6) または 住宅省エネルギー性能証明書

≪設計住宅性能評価書≫

入手 **登録住宅性能評価機関**

≪建設住宅性能評価書≫

入手 **登録住宅性能評価機関**

≪住宅省エネルギー性能証明書≫

入手 **登録住宅性能評価機関、登録された建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関、住宅瑕疵担保責任保険法人**

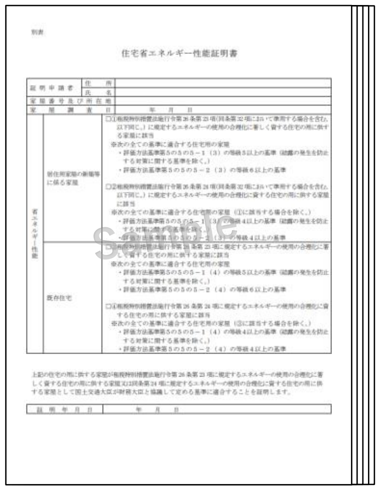

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

≪「設計住宅性能評価書」または「建設住宅性能評価書」を提出する場合≫

❶登録住宅性能評価機関が発行した評価書であること

≪「住宅省エネルギー性能証明書」を提出する場合≫

❶登録住宅性能評価機関、登録された建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関、住宅瑕疵担保責任保険法人が発行した評価書であること

≪「設計住宅性能評価書」または「建設住宅性能評価書」または「住宅省エネルギー性能証明書」を提出する場合≫

❷「建築物の所在地」が新築する住宅の所在地と一致すること

※工事請負契約書の「新築する住宅の所在地」と記載が異なる場合は、
別途書類を求めることがございます。

❸「温熱環境・エネルギー消費量に関すること」の「断熱等性能等級」が5以上である、<u>かつ</u>「一次エネルギー消費量等級」が6であること

性能・等級		一次エネルギー消費量等級			
		1以下	4	5	6
	3以下	対象外			
	4				
	5以下				ZEH水準住宅

≪「長期優良住宅建築等計画認定通知書 (P.51)」の代替として、予約時に「設計住宅性能評価書」を提出する場合≫

❹長期使用構造等への適合確認の結果が記載されていること

【補　足】

☐ 「住宅省エネルギー性能証明書」は建物の工事完了後に発行可能となる書類であるため、交付申請時に建物の工事が完了されている方のみ提出可能な書類となりますことご留意ください。

※次ページへ続く

㋕ フラット35S適合証明書 及び 竣工現場検査申請書・適合証明申請書(すべての面)
または フラット35S設計検査に関する通知書 及び 設計検査申請書(すべての面)

≪適合証明書≫

入手 適合証明機関

≪竣工現場検査申請書・適合証明申請書≫

入手 適合証明機関

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶適合証明機関が発行した証明書であること

❷書式の日付(書式右下)が2022年10月以降であること

❸「建設の場所(地名地番)」が新築する住宅の所在地と一致すること
※工事請負契約書の「新築する住宅の所在地」と記載が異なる場合は、別途書類を求めることがございます。

❹≪適合証明書≫
「フラット35Sの基準の適用」欄において、
「金利Aプラン」の「省エネルギー性」にチェックがあること
または「ZEH」の「ZEH(－M)」「Nearly ZEH(－M)」「ZEH－M Ready」「ZEH(－M) Oriented」のいずれかにチェックがあること

❺≪竣工現場検査申請書・適合証明申請書≫
「フラット35S適用基準」欄において、「金利Aプラン」の「断熱等性能等級5以上及び 一次エネルギー消費量等級6」にチェックがあること
または「ZEH」の「省エネルギー性」、「ZEH(－M)」「Nearly ZEH(－M)」「ZEH－M Ready」「ZEH(－M) Oriented」のいずれかにチェックがあること

【補　足】

□ 書式の日付(書式右下)が2022年9月以前の場合は補助対象になりません。

≪設計検査に関する通知書≫

入手 適合証明機関

≪設計検査申請書≫

入手 適合証明機関

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶適合証明機関が発行した通知書であること

❷書式の日付(書式右下)が2022年10月以降であること

❸「建設の場所(地名地番)」が新築する住宅の所在地と一致すること
※工事請負契約書の「新築する住宅の所在地」と記載が異なる場合は、別途書類を求めることがございます。

❹≪設計検査に関する通知書≫
連絡事項の「(フラット35 (断熱構造等)または)フラット35Sの確認にBELS評価書等を利用する場合の条件」欄の、「竣工現場検査・適合証明申請時までに当該書類の写し(2通)を
提出することが条件となります。」にチェックがないこと、
かつ「フラット35S(金利Aプラン)「省エネルギー性」を利用する場合の条件」欄の「次のいずれかの書類の写しを適合証明書交付前までに提出することが条件となります。」にチェックがないこと

❺≪設計検査申請書≫
「フラット35S適用基準」欄において、「金利Aプラン」の「断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6」にチェックがあること
または「ZEH」の「ZEH(－M)」「Nearly ZEH(－M)」「ZEH－M Ready」「ZEH(－M) Oriented」のいずれかにチェックがあること

【補　足】

□ 書式の日付(書式右下)が2022年9月以前の場合は補助対象になりません。

【補　足】

□ **ZEHレベルの省エネ性能を証明する書類の発行受付書について**

予約申請時、㋓「BELS評価書」㋔「設計住宅性能評価書」㋕「フラット35S適合証明類」を申請し、評価書が手元に届いていない場合において、本事業用の「【新築】ZEHレベルの省エネ性能を証明する書類の発行受付書」の発行が受けられる場合は、交付申請の予約を行うことができます。
※交付申請時は本書類では申請不可

≪【新築】ZEHレベルの省エネ性能を証明する書類の発行受付書≫

入手 **登録住宅性能評価機関等**

【子育てエコホーム支援事業事務局提出書類】
殿

【新築】ZEH 省エネ性能等を証明する書類　発行受付書

＜登録住宅性能評価機関の情報＞
評価機関名　　印
所在地

以下のとおり、ZEH レベルの省エネ性能等を証明する書類（以下、「証明書」という）の発行依頼を受けたことを証します。

依頼者名	
住宅の所在地	
受付日	発行期日　年　月　日
発行依頼された証明書等の種類	□ ①BELS評価書　（ZEH マークまたは ZEH-M マークが表記されたもの） □ ②設計住宅性能評価書又は建設住宅性能評価書 （劣化等性能等級 5 以上 かつ 一次エネルギー消費量等級 6 の性能を有するもの） □ ③フラット 35S 設計検査に関する通知書 および 設計検査申請書（すべての面） （フラット 35S(金利 A プラン)の省エネルギー性※1 に適合しているもの又はフラット 35S(ZEH)に適合しているもの）※2

Sample

※　本書式は、予約申請を行う場合や上記証明書等が未発行の場合にご利用いただけます。
※　工事着工後に交付申請の予約が可能となるため、「認定長期優良住宅」、「認定低炭素住宅」又は「性能向上計画認定住宅」の場合は、本発行受付書ではなく、発行済みの長期使用構造等の認定書又はそれぞれの技術的審査の適合証等をご提出ください。

＊機関で受付番号等を必要に応じて追記して差し支えありません（様式においては、本記は削除して下さい）

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶評価機関等の情報が記載されていること
❷補助事業者の会社名が記載されていること
❸住宅の所在地が新築する住宅の所在地と一致すること
※工事請負契約書の「新築する住宅の所在地」と記載が異なる場合は、別途書類を求めることがございます。
❹（発行依頼された証明書の種類「フラット35S適合証明類」にチェックがついている場合）受付日が2022年10月1日以降であること
❺証明書の発行予定日が記載されていること
❻発行依頼された証明書の種類(「BELS評価書」「設計住宅性能評価書」「フラット35S適合証明類」)のいずれかにチェックがついていること

＜参考＞

認定基準変更に伴う住宅の性能を証明する住宅証明書等の取り扱いについて

2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを加速させるため、
認定長期優良住宅・認定低炭素住宅・性能向上計画認定住宅の認定基準が変更され、
また、住宅金融支援機構のフラット35Sについても基準が改訂されました。

◆長期優良住宅　：2022年10月1日以降に登録性能評価機関または所管行政庁に「長期使用構造等の確認」申請をしたもの(変更認定は除く)
◆認定低炭素住宅　：2022年10月1日以降に所管行政庁に認定申請したもの(変更認定は除く)
◆性能向上計画認定住宅　：2022年10月1日以降に所管行政庁に認定申請したもの(変更認定は除く)
◆フラット35S(金利Aプラン(断熱性能等級５かつ一次エネルギー消費量等級６に適合するものに限る))または(ZEH)に適合する住宅

[認定長期優良住宅 / 2022年10月1日(施行日)前後の認定基準の適用について]

・2022年10月1日より前に、長期使用構造等確認を申請済みの場合は旧基準が適用されるため、補助対象になりません。

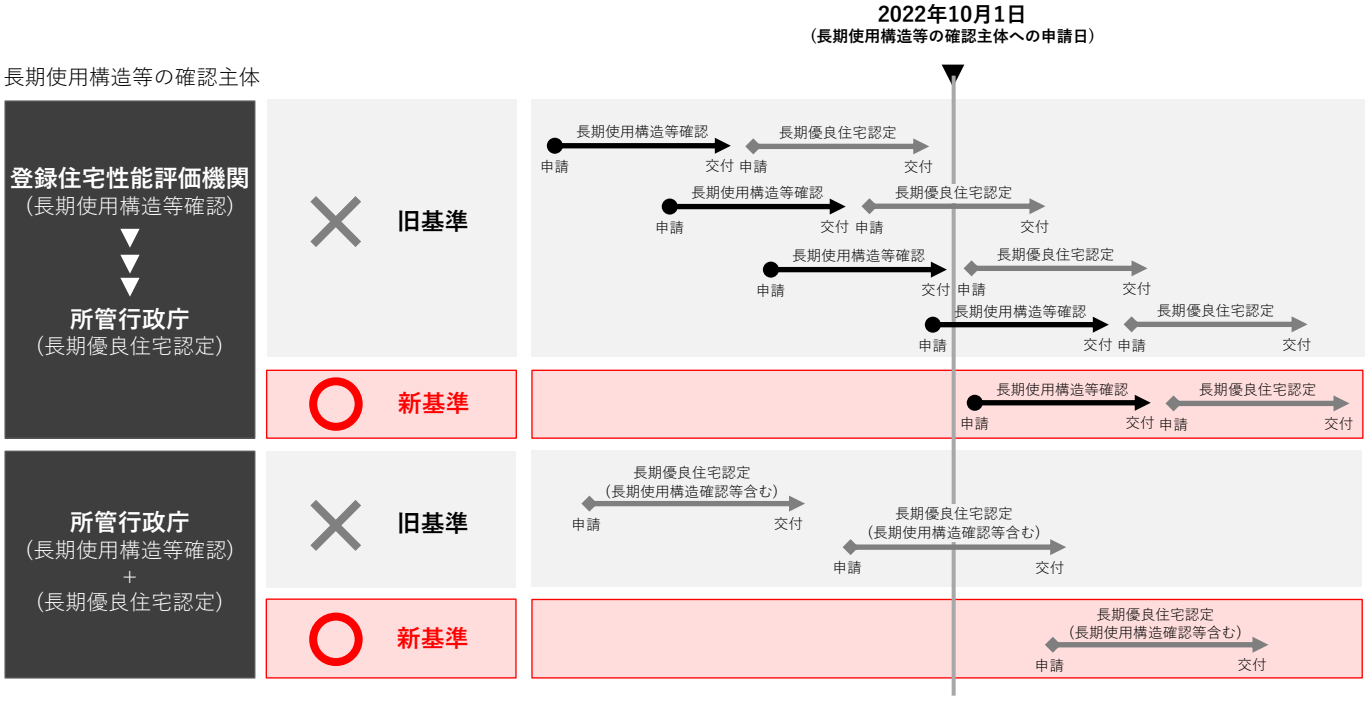

[認定低炭素住宅・性能向上計画認定住宅 / 2022年10月1日(施行日)前後の認定基準の適用について]

・2022年10月1日より前に所管行政庁に認定を申請している場合は旧基準が適用されるため、補助対象になりません。
・2022年10月1日より前に既に所管行政庁による認定を受けている場合、または認定申請している計画に関する変更認定の場合は旧基準が適用されるため、補助対象になりません。

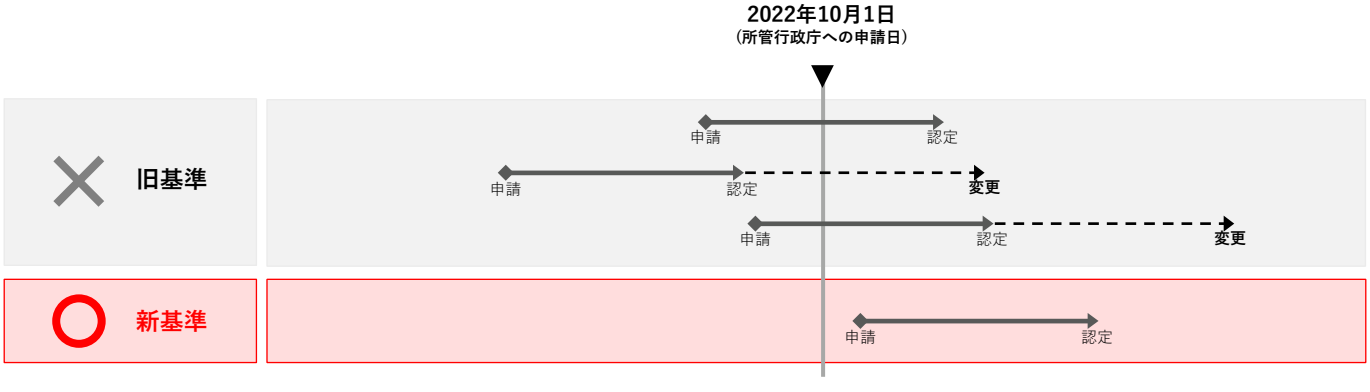

子育てエコホーム
支援事業

補助対象事業 A　注文住宅の新築

第5章

その他

5－1　交付決定時の郵送物

交付を決定した補助事業の共同事業者(建築主)に対して、事務局から交付決定を通知する「交付決定のお知らせ」(圧着式ハガキ)を郵送します。

≪交付決定のお知らせのイメージ≫
※共同事業者(建築主)宛

(制作中のイメージです。変更になる場合があります。)

5－2　補助金の確定・交付時の郵送物

振込みにあたり、統括アカウントの利用者または口座に設定された経理担当者宛に、口座単位の「振込(予定)のお知らせ(振込明細)」(封書)を郵送します。

≪振込(予定)のお知らせ(振込明細)のイメージ≫
※統括アカウント利用者または経理担当者宛

(制作中のイメージです。変更になる場合があります。)

(制作中のイメージです。変更になる場合があります。)

共同事業者(建築主)に対しては、交付確定額と振込日(事務局がエコホーム支援事業者に振込みを行う日)を通知する「振込確定のお知らせ」(圧着式ハガキ)を郵送します。

≪振込確定のお知らせのイメージ≫
※共同事業者(建築主)宛

(制作中のイメージです。変更になる場合があります。)

5－3　国費を財源とする他の補助金等との併用可否一覧表

同一住宅を対象にした場合における「住宅省エネ2024キャンペーン」と、その他の補助事業との併用可否は、下表のとおりです。

住宅省エネ2024キャンペーン｜国費を財源とする他の補助金等（国庫補助金等）との併用可否

2024/2/29

区分	連番	財源	重複先の補助事業名・略称		子育てエコホーム 新築	子育てエコホーム リフォーム	窓リノベ2024 リフォーム	給湯省エネ2024 新築	給湯省エネ2024 リフォーム	賃貸集合給湯省エネ リフォーム	備考
本キャンペーン	1	国交省	子育てエコホーム支援事業	新築	×	×	×	×	×	―	
				リフォーム	×	○（上限内）	○※1	△	○※2（上限内）	○	※1 同じ開口部への補助は想定していません ※2 エネファームとバックアップ熱源それぞれへの補助金申請は不可
	2	環境省	先進的窓リノベ2024事業	リフォーム	×	○※	○※（上限内）	△	○	○	※同じ開口部への補助は想定していません
	3	経産省	給湯省エネ2024事業	新築	×	△	△	×	×	―	
				リフォーム	×	○※（上限内）	○	×	○（上限内）	×	※ エネファームとバックアップ熱源それぞれへの補助金申請は不可
	4	経産省	賃貸集合給湯省エネ2024事業	リフォーム	―	○	○	―	×	―	
2023キャンペーン	5	国交省	こどもエコすまい支援事業	新築	×	△	△	×	△	―	
				リフォーム	―	▲	▲	―	▲	▲	
	6	経産省 環境省	先進的窓リノベ事業	リフォーム	―	○※	○※	―	○	○	※ 同じ開口部への補助は想定していません
	7	経産省	給湯省エネ事業	新築	―	△	△	×	△	△	
				リフォーム	―	○	○	―	○	○	
国が執行する補助金等	8	国交省	こどもみらい住宅支援事業	新築	×	△	△	×	△	―	
				リフォーム	―	▲	▲	―	▲	▲	
	9		地域型住宅グリーン化事業	新築	×	△	△	×	△	△	
	10		【フラット35】地域連携型（金利補助）	新築	他	他	他	他	他	―	「地方公共団体による財政的支援」に国庫補助を含む場合、併用不可
	11		サステナブル建築物等先導事業	新築	×	△	△	○	△	△	
				リフォーム	△	○	○	△	○	○	
	12		市街地再開発事業への補助	新築	△	△	△	△	△	△	
	13		LCCM 住宅整備推進事業	新築	×	△	△	○	△	―	補助対象設備を計上していく算出方法の場合、併用可 （補助対象が重複しない前提は同じ）
	14		長期優良住宅化リフォーム推進事業	リフォーム	△	△	△	△	△	△	
	15		住宅エコリフォーム推進事業（補助金）	リフォーム	×	△	△	△	△	△	
	16	経産省	CEV補助金（V2H充放電設備）	V2H充放電設備	○	○	○	○	○	○	
	17		ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業	新築	×	▲	▲	○※	▲	―	※ エネファームを加算していなければ併用可 （エコキュート、ハイブリッド給湯機は併用不可）
	18		次世代省エネ建材支援事業	リフォーム	―	▲	▲	―	▲	▲	
	19		超高層ZEH-M実証事業	新築	×	▲	▲	×	▲	▲※	※ 賃貸集合住宅に限る
	20	環境省	戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業 （既存戸建住宅の断熱リフォーム支援事業含む）	新築	×	▲	▲	○※	▲	―	※ エネファームを選択している場合併用可
				リフォーム	―	▲	▲	―	▲※	―	※ エネファーム、ハイブリット給湯機を加算していなければ併用可
	21		集合住宅の省 CO2 化促進事業 （既存集合住宅の断熱リフォーム支援事業含む）	新築	×	▲	▲	○※	▲	▲	※ 低層に限り、エネファームを選択している場合併用可
				リフォーム	―	▲	▲	―	▲	▲	
	22	林野庁	外構部の木質化対策支援事業	新築	○	▲	▲	○	▲	▲	
				リフォーム	―	▲	▲	―	▲	▲	
	23		JAS 構造材実証支援事業	新築	×	▲	▲	○	▲	▲	
				リフォーム	―	▲	▲	―	▲	▲	
	24	国税庁	住宅ローン減税等の税制優遇	新築	○	○	○	○	○	―	
				リフォーム	○	○	○	○	○	○	
	25	復興庁	住まいの復興給付金	新築	○	○	○	○	○	―	
				リフォーム	○	○	○	○	○	―	
	26	内閣府	被災者生活再建支援制度	新築	○	○	○	○	○	―	
				リフォーム	○	○	○	○	○	―	

≪前提≫①補助対象が重複しない
②同一住戸における交付申請について
○＝併用可能（同じ契約）
▲＝併用可能（事業ごとに別契約）
△＝併用可能（事業ごとに別契約・別工期）
×＝併用不可（重複申請不可）
他＝備考参照
―＝重複しない

※自治体等が申請窓口となる補助事業との併用可否については、本キャンペーンでは回答しかねます。窓口となる自治体等にご確認ください。
※補助金の交付を受けた財産（設備等）を処分した場合の取り扱いは含まれません。各補助金事業の事務事業者等にお問い合わせください。

子育てエコホーム
支援事業

補助対象事業 A　注文住宅の新築

第6章

更新履歴

No	更新日	更新ページ	更新内容	
1	2024/2/29	－	初版	初版掲載
2	2024/3/4	P.51	修正	Ⓖ住宅の性能を証明する住宅証明書等 ㋐長期優良住宅建築等計画認定通知書 （修正前）長期優良住宅建築等計画認定通知書（予約時：長期使用構造等である旨の確認書でも可） ※長期優良住宅建築等計画の認定申請時に「設計住宅性能評価書」を提出している場合は、「設計住宅性能評価書」を提出してください。（詳細はP.51参照） （修正後）長期優良住宅建築等計画認定通知書（予約時：長期使用構造等である旨の確認書でも可※） ※長期優良住宅建築等計画の認定申請時に「設計住宅性能評価書」を提出している場合は、**長期使用構造等への適合確認の結果が記載された**「設計住宅性能評価書」を提出してください。（詳細はP.51参照）
3	2024/3/4	P.51	削除	Ⓖ住宅の性能を証明する住宅証明書等 ㋐長期優良住宅建築等計画認定通知書 （削除）　≪認定申請書 第一面/第二面の要件≫に記載の要件全て
4	2024/3/4	P.55	追加	Ⓖ住宅の性能を証明する住宅証明書等 ㋔設計住宅性能評価書 または 建設住宅性能評価書 （追記）　≪「長期優良住宅建築等計画認定通知書（P.47）」の代替として、予約時に「設計住宅性能評価書」を提出する場合≫ ❹長期使用構造等への適合確認の結果が記載されていること
5	2024/3/7	P.42	削除	Ⓓ建築確認申請書 （削除）　❷第一面に受付印等の押印があること
6	2024/3/8	P.25	修正	［例：交付申請締切前（～2024年12月31日）に完了報告が提出される場合］　図内 （修正前） 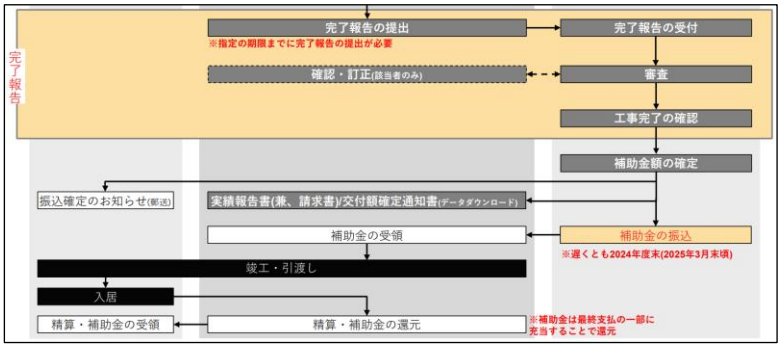 （修正後）

No	更新日	更新ページ	更新内容	
7	2024/3/8	P.37	修正	Ⓑ工事請負契約書 （修正前）❶工事請負契約の原契約であること(変更契約は不可) （修正後）❶工事請負契約の原契約であること(**変更契約により要件を満たすことが確認できる場合は、原契約書と併せて変更契約書を提出**)
8	2024/3/11	P.46	修正	補足 従前建物の不動産登記における建物の登記事項証明書 （修正前）❸「権利部」に所有者の氏名が記載されていること （「建替え前後の住宅所有者が同じであること」を確認する場合） 所有者(建築主)自らが居住することを確認するための住民票の写し(P.19)に記載の氏名、及びⒷ工事請負契約書(P.35)と発注者氏名と同一の氏名が記載されていること （「解体工事と建築工事の発注者が同じであること」を確認する場合） 氏名の一致は問いません （修正後）❸「権利部」に所有者の氏名が記載されていること （「建替え前後の住宅所有者が同じであること」を確認する場合） 所有者(建築主)自らが居住することを確認するための住民票の写し(P.19)に記載の氏名、及びⒷ工事請負契約書(P.35)**の**発注者氏名と同一の氏名が記載されていること （「解体工事と建築工事の発注者が同じであること」を確認する場合） 氏名の一致は問いません
9	2024/3/22	P.22	修正	２－４　補助額 （修正前）市街化調整区域は建築確認申請書または建築工事届にて確認します。 土砂災害警戒区域または浸水想定区域（最大規模）は国土地理院の「重ねるハザードマップ」にて確認します。 （修正後）市街化調整区域は建築確認申請書または建築工事届にて確認します。 土砂災害警戒区域または浸水想定区域（最大規模）は**国土交通省が運用する**「重ねるハザードマップ」にて確認します。
10	2024/3/22	P.29	修正	3－3　共同事業実施規約の締結 （差替）　サンプル画像
11	2024/3/22	P.29	追加	3－3　共同事業実施規約の締結 （追記）　≪重要≫共同事業実施規約の書式改定について □共同事業実施規約(新築用)を2024年4月22日までに締結した場合 共同事業実施規約(新築用)(令和6年1月17日制定版)の書式で申請が可能です。 □共同事業実施規約(新築用)を2024年4月23日以降に締結した場合 共同事業実施規約(新築用)(令和6年3月22日改定版)の書式でのみ申請が可能です。

No	更新日	更新ページ		更新内容
12	2024/3/22	P.31	修正	３－５　一定以上の出来高の工事完了 補足 （修正前）◆土砂災害警戒区域・浸水想定区域：市街化調整区域に該当する場合に限り、国土地理院の「重ねるハザードマップ」にて確認します。 確認した結果は「重ねるハザードマップ提出用台紙」に添付のうえ、併せて提出してください。 （修正後）◆土砂災害警戒区域・浸水想定区域：市街化調整区域に該当する場合に限り、**国土交通省が運用する**「重ねるハザードマップ」にて確認します。 確認した結果は「重ねるハザードマップ提出用台紙」に添付のうえ、併せて提出してください。
13	2024/3/22	P.36	修正	Ⓐ子育てエコホーム支援事業補助金 共同事業実施規約(新築用) （差替）　サンプル画像
14	2024/3/22	P.36	修正	Ⓐ子育てエコホーム支援事業補助金 共同事業実施規約(新築用) 確認事項 （修正前）❸ ⅰ)建築主の住所、氏名が記入され、押印(または自署による署名)されていること ⅱ)共同事業者【乙】と一致すること （修正後）❸ ⅰ)建築主の住所、氏名が記入され、押印(または自署による署名)されていること ⅱ)共同事業者【乙】と一致すること **≪共同事業実施規約(新築用)を2024年4月23日以降に締結する場合≫** **ⅲ)補助金還元方法についてチェックがあること**
15	2024/3/22	P.44	修正	補足 （修正前）◆土砂災害警戒区域・浸水想定区域：市街化調整区域に該当する場合に限り、国土地理院の「重ねるハザードマップ」にて確認します。確認した結果は「重ねるハザードマップ提出用台紙」に添付のうえ、併せて提出してください。 （修正後）◆土砂災害警戒区域・浸水想定区域：市街化調整区域に該当する場合に限り、**国土交通省が運用する**「重ねるハザードマップ」にて確認します。 確認した結果は「重ねるハザードマップ提出用台紙」に添付のうえ、併せて提出してください。
16	2024/3/22	P.45	修正	補足 □重ねるハザードマップ提出用台紙の提出方法 重ねるハザードマップ提出用台紙（①土砂災害用） 確認事項 （修正前）❷ 国土地理院の「重ねるハザードマップ」であること （修正後）❷ **国土交通省が運用する**「重ねるハザードマップ」であること

No	更新日	更新ページ		更新内容
17	2024/3/22	P.45	修正	補足 □重ねるハザードマップ提出用台紙の提出方法 重ねるハザードマップ提出用台紙（②洪水・高潮用） 確認事項 （修正前）❷ 国土地理院の「重ねるハザードマップ」であること （修正後）❷ **国土交通省が運用する**「重ねるハザードマップ」であること
18	2024/4/1	P.29	修正	3－3　共同事業実施規約の締結 （修正前）≪重要≫共同事業実施規約の書式改定について 共同事業実施規約(新築用)を2024年4月22日までに締結した場合 共同事業実施規約(新築用)(令和6年1月17日制定版)の書式で申請が可能です。 共同事業実施規約(新築用)を2024年4月23日以降に締結した場合 共同事業実施規約(新築用)(令和6年3月22日改定版)の書式でのみ申請が可能です。 （修正後）≪重要≫共同事業実施規約の**改定に伴う、交付申請の取り扱いについて** **工事請負契約**を2024年4月22日までに締結した場合 **令和6年1月17日制定版(旧書式)と令和6年3月22日改定版のいずれの書式でも申請可能です。** **工事請負契約**を2024年4月23日以降に締結した場合 **令和6年3月22日改定版の書式に限り申請可能です。(旧書式を提出した場合、差し替えが必要です)**
19	2024/4/1	P.36	修正	Ⓐ子育てエコホーム支援事業補助金 共同事業実施規約(新築用) 確認事項 （修正前）❸ ⅰ)建築主の住所、氏名が記入され、押印(または自署による署名)されていること ⅱ)共同事業者【乙】と一致すること ≪共同事業実施規約(新築用)を2024年4月23日以降に締結する場合≫ ⅲ)補助金還元方法についてチェックがあること （修正後）❸ ⅰ)建築主の住所、氏名が記入され、押印(または自署による署名)されていること ⅱ)共同事業者【乙】と一致すること **≪2024年4月23日以降に契約する補助事業の場合≫** ⅲ)補助金還元方法**のいずれかに**チェックがあること **※工事請負契約を2024年4月22日までに締結した場合で、令和6年1月17日制定版(旧書式)を使って申請する場合は、申請金還元方法に関してのチェック項目はありませんが、必ず双方で補助金還元方法に同意したうえで申請してください。共同事業実施規約(新築用)の書式の取り扱いについては、P.27をご確認ください。**

No	更新日	更新ページ	更新内容	
20	2024/4/1	P.44	追加	補足 注釈の追加 （追記）　＊4　「従前建物の不動産登記における建物の登記事項証明書」を提出できない場合は「従前建物の不動産登記における建物の登記事項証明書」の確認事項（P.43）が記載されている他書類の提出も認めています(例：固定資産課税台帳)。
21	2024/4/1	P.46	追加	補足 注釈の追加 （追記）　＊1　「従前建物の不動産登記における建物の登記事項証明書」を提出できない場合は「従前建物の不動産登記における建物の登記事項証明書」の確認事項が記載されている他書類の提出も認めています(例：固定資産課税台帳)。
22	2024/4/5	P.10	修正	1－9　事業スケジュール （修正前）交付申請期間：：2024年3月中下旬～予算上限に達するまで(遅くとも2024年12月31日まで) ※交付申請の予約：2024年3月中下旬～予算上限に達するまで(遅くとも2024年11月30日まで) （修正後）交付申請期間：：2024年**4月2日**～予算上限に達するまで(遅くとも2024年12月31日まで) ※交付申請の予約：2024年**4月2日**～予算上限に達するまで(遅くとも2024年11月30日まで)
23	2024/4/5	P.27	修正	3－2　住宅省エネポータルの利用アカウントについて 表中 こどもエコすまい事業者からの継続事業者 担当者アカウント （修正前）2024年3月中下旬登録開始予定※1（自動発行されません） （修正後）2024年3月**18日**登録開始※1（自動発行されません）
24	2024/4/5	P.27	修正	3－2　住宅省エネポータルの利用アカウントについて 表中 新規事業者 担当者アカウント （修正前）2024年3月中下旬登録開始予定 （修正後）2024年3月**18日**登録開始

No	更新日	更新ページ	更新内容	
25	2024/4/5	P.27	修正	3－2　住宅省エネポータルの利用アカウントについて （修正前）※1「こどもエコすまい支援事業」から継続して参加される事業者で登録情報の引継ぎを希望される場合は、住宅省エネ2023キャンペーンで登録されたメールアドレスにてアカウント発行依頼を行うようにお願いいたします。（異なるメールアドレスで登録される場合、新規登録の扱いとなってしまうこと、ご注意ください）（担当者アカウントの利用者は、2024年3月中下旬以降に自身で発行依頼を行う必要があります。自動発行はされません） （修正後）※1「こどもエコすまい支援事業」から継続して参加される事業者で登録情報の引継ぎを希望される場合は、住宅省エネ2023キャンペーンで登録されたメールアドレスにてアカウント発行依頼を行うようにお願いいたします。（異なるメールアドレスで登録される場合、新規登録の扱いとなってしまうこと、ご注意ください）（担当者アカウントの利用者は、2024年3月**18日**以降に自身で発行依頼を行う必要があります。自動発行はされません）
26	2024/4/5	P.30	修正	3－4　交付申請の予約 （修正前）①交付申請の予約期間 2024年3月中下旬～ 予算上限に達するまで(遅くとも2024年11月30日まで) （修正後）①交付申請の予約期間 2024年**4月2日**～ 予算上限に達するまで(遅くとも2024年11月30日まで)
27	2024/4/5	P.32	修正	3－6　交付申請 （修正前）①交付申請の期間 2024年3月中下旬～ 予算上限に達するまで(遅くとも2024年12月31日まで) （修正後）①交付申請の期間 2024年**4月2日**～ 予算上限に達するまで(遅くとも2024年12月31日まで)
28	2024/4/19	P.5, P.7, P.9, P.15, P.18, P.22, P.31, P.44, P.46, P.50, P.55	修正	文言修正 （修正前）ZEH住宅 （修正後）**ZEH水準住宅**

No	更新日	更新ページ		更新内容
29	2024/5/31	P.9	追加	1－7　補助額 表 注釈の追加 （追記）＊2
30	2024/5/31	P.9	修正	1－7　補助額 表 （修正前）(D)実施する補助対象工事に応じて1棟(建物)につき5万円から「20万円×総戸数」が上限 （修正後）(D)実施する補助対象工事に応じて1棟(建物)につき5万円から「**30万円**×総戸数」が上限**＊3**
31	2024/5/31	P.9	追加	1－7　補助額 補足 注釈の追加 （追記）　＊2：以下①または②の条件に該当する場合、それぞれ補助額の上限を引き上げます。 ①子育て世帯または若者夫婦世帯が、自ら居住する住宅に行うリフォーム工事である ②既存住宅を購入しリフォームを行う場合、または長期優良住宅の認定（増築・改築）を受ける場合 ＊3：住棟単位で長期優良住宅の認定を受ける場合、補助額の上限を引き上げます。
32	2024/5/31	P.11	修正	1ー10　補助の対象外 ①本補助金における重複申請の禁止 （修正前）◆1つの住宅について「新築分譲住宅の購入」の補助金の交付を受けた購入者等は、当該住宅と別の住宅において「リフォーム」の補助金の交付を受けることは可能ですが、「リフォーム」の補助金の補助上限を引き上げて交付を受けることはできません。 （修正後）◆1つの住宅について「注文住宅の新築」の補助金の交付を受けた建築主等は、当該住宅と別の住宅において「リフォーム」の補助金の交付を受けることは可能です。**ただし、工事発注者が子育て世帯または若者夫婦世帯に該当する場合は、当該住宅とは別の住宅において「リフォーム」の補助金の補助上限を引き上げて交付を受けることはできません。**
33	2024/5/31	P.23	修正	2ー6　その他 ①本補助金の重複について （修正前）◆1つの住宅について「新築分譲住宅の購入」の補助金の交付を受けた購入者等は、当該住宅と別の住宅において「リフォーム」の補助金の交付を受けることは可能ですが、「リフォーム」の補助金の補助上限を引き上げて交付を受けることはできません。 （修正後）◆1つの住宅について「注文住宅の新築」の補助金の交付を受けた建築主等は、当該住宅と別の住宅において「リフォーム」の補助金の交付を受けることは可能です。**ただし、工事発注者が子育て世帯または若者夫婦世帯に該当する場合は、当該住宅とは別の住宅において「リフォーム」の補助金の補助上限を引き上げて交付を受けることはできません。**

No	更新日	更新ページ		更新内容
34	2024/6/10	P.11	追加	1－10　補助の対象外 欄外 注釈の追加 （追記）　＊4　一体的に実施される床工事を含む。
35	2024/7/25	P. 18	修正	2－3　補助対象となる新築住宅 欄外 文言修正 (修正前) ＊5　令和6(2024)年4月1日以降のBELS評価書の様式の場合は、総合判定の誘導基準が「達成」となっているものが補助対象となります。 (修正後) ＊5　令和6(2024)年4月1日以降に**受付の**BELS評価書の**新**様式の場合は、総合判定の誘導基準が「達成」となっているものが 補助対象となります。
36	2024/7/25	P. 53	修正	㋓　BELS評価書 文言修正 (修正前) ① 旧様式(令和6(2024)年3月31日までに発行された場合) ②新様式(令和6(2024)年4月1日以降に発行された場合) (修正後) ①旧様式(令和6(2024)年3月31日までに**受付**された場合）***1** ②新様式(令和6(2024)年4月1日以降に**受付**された場合)
37	2024/7/25	P. 53	追加	㋓　BELS評価書 補足追加 （追記） ＊1令和6(2024)年4月1日以降に発行された場合でも、令和6(2024)年3月31日までに受付された場合、旧様式で発行される場合がございます
38	2024/8/29	P. 34	修正	3－10　書類の保管 表 文言修正 (修正前) 様式6　実績報告書（兼、領収書） (修正後) 様式6　実績報告書（兼、請求書）
39	2024/9/5	P. 26	追加	[例：交付申請締切後（2025年1月1日～）に完了報告が提出される場合] 補足追加 （追記） ＊2　ただし完了報告の提出日によっては、補助金の振込が竣工・引渡しや完了報告と前後する可能性があります。
40	2024/9/20	P. 12	変更	1－11　補助金の併用 ② 文言削除 (修正前) ②リフォームについて ～省略～ また、本事業とワンストップ対応を行う「先進的窓リノベ2024事業」、「給湯省エネ2024事業」 (修正後) ②リフォームについて ～省略～ また、「先進的窓リノベ2024事業」、「給湯省エネ2024事業」

<table>
<tr><th>No</th><th>更新日</th><th>更新ページ</th><th></th><th>更新内容</th></tr>
<tr><td>41</td><td>2024/9/20</td><td>P. 13</td><td>修正</td><td>
第1章　事業の概要
1－12リフォーム工事における3省連携について
本文、表
文言追加、文言削除

（修正前）
リフォーム工事については、国土交通省、経済産業省及び環境省が連携することで、以下の4事業をワンストップで利用可能とします。
①先進的窓リノベ2024事業
（断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省 CO2 加速化支援事業）
②給湯省エネ2024事業
（高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金）
③賃貸集合給湯省エネ2024事業
（既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業）
④子育てエコホーム支援事業

<table>
<tr><th colspan="2">工事内容</th><th>（対象事業）</th><th>補助対象</th><th>補助額</th></tr>
<tr><td rowspan="4">1）省エネ改修</td><td>④窓断熱窓の設置</td><td rowspan="2">①先進的窓リノベ2024事業
＜環境省＞</td><td>高性能の断熱窓
熱貫流率（Uw値）1.5以下等
開口部ネットプラス＝断熱区分6等
日射取得率を抑えるもの等。
一定の基準を満たすもの</td><td>リフォーム工事内容に応じて定める額
上限200万円/戸</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑤高効率給湯器の設置</td><td>③給湯省エネ2024事業
＜経済産業省＞</td><td>高効率給湯器
a)ヒートポンプ給湯機
b)ハイブリッド給湯機
c)家庭用燃料電池</td><td>定額（主な補助額）
a)10万円/台
b)13万円/台
c)20万円/台
※燃料電池は設置まで、戸建住宅は戸当たり上限
※高・低効率問わず適合する場合、その性能に応じた定額を補助</td></tr>
<tr><td>⑥賃貸集合給湯省エネ2024事業
＜経済産業省＞</td><td>高効率給湯器
a)ヒートポンプ
b)ハイブリッド
c)家庭用燃料電池からの電力に基づく電気式電気温度からの電力に基づく燃料電池と家庭用自分住宅に設置する一般的に用る。</td><td>定額
追い焚き機能なし：5万円/台
追い焚き機能あり：7万円/台
※10戸以上で対象</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2）その他のリフォーム工事
※1）②～⑥のいずれかの工事を行った場合に限る</td><td>⑦開口部・躯体等の省エネ改修工事</td><td rowspan="2">③子育てエコホーム支援事業
＜国土交通省＞</td><td>開口部・躯体等の一定の断熱改修、エコ住宅設備（浴槽水栓、高断熱浴槽等）の設置</td><td rowspan="2">リフォーム工事内容に応じて定める額
上限30万円/戸＊
（長期優良リフォームを行う場合は、30万円/戸）
＊子育て世帯・若者夫婦世帯は、上限40万円/戸
（既存住宅購入を伴う場合は60万円/戸）
（長期優良リフォームを伴う場合は、45万円/戸）</td></tr>
<tr><td>住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>42</td><td>2024/9/20</td><td>P. 14</td><td>修正</td><td>
第1章　事業の概要
1-13　ワンストップ申請について
≪ワンストップ申請のイメージ≫
フロー修正、文言追加

（修正前）
ワンストップ申請可→事務局 賃貸集合給湯省エネ 2024事業

（修正後）
削除

（追加文言）
※ワンストップ申請はリフォーム戸別のみ、リフォーム一括はありません。
</td></tr>
</table>

No	更新日	更新ページ		更新内容
43	2024/10/8	P.18, 50,55	修正	2－3　補助対象となる新築住宅 Ⓖ住宅の性能を証明する住宅証明書等 ㋔設計住宅性能評価書 または 建設住宅性能評価書(断熱等性能等級5以上かつ 一次エネルギー消費量等級6) 文言修正 (修正前) ㋔設計住宅性能評価書 または 建設住宅性能評価書(断熱等性能等級5以上かつ 一次エネルギー消費量等級6) (修正後) ㋔設計住宅性能評価書 または 建設住宅性能評価書(断熱等性能等級5以上かつ 一次エネルギー消費量等級6) **または 住宅省エネルギー性能証明書**
44	2024/10/8	P. 18	修正	2－3　補助対象となる新築住宅 文言修正 （修正前） ＊6　BELS評価書でZEHマークの記載があるもの、または令和4(2022)年4月1日以降は住宅性能評価書で断熱等級5以上かつ一次エネルギー等級6の記載があるものは、再生可能エネルギー設備の導入がなくても補助対象となります。 （修正後） ＊6　BELS評価書でZEHマークの記載があるもの、または令和4(2022)年4月1日以降は住宅性能評価書、**もしくは住宅省エネルギー性能証明書**で断熱等級5以上かつ一次エネルギー等級6の記載があるものは、再生可能エネルギー設備の導入がなくても補助対象となります。
45	2024/10/8	P. 18	追加	2－3　補助対象となる新築住宅 文言の追加 （追記） ＊9「住宅省エネルギー性能証明書」は建物の工事が全て完了した後に作成が可能になる書類であるため、対象の工事が完了していない場合、本補助金の申請には利用できません。
46	2024/10/8	P. 50	追加	Ⓖ住宅の性能を証明する住宅証明書等 文言の追加 （追記） ※住宅省エネルギー性能証明書については、発行受付書による対応は受け付けておりません。 なお、本証明書は建物の工事完了後に発行可能となる書類であるため、交付申請時に建物の工事が完了されている方のみ提出可能な書類となりますことご留意ください。
47	2024/10/8	P. 55	追加	㋔設計住宅性能評価書 または 建設住宅性能評価書(断熱等性能等級5以上かつ 一次エネルギー消費量等級6)または 住宅省エネルギー性能証明書 文言および画像追加 ≪住宅省エネルギー性能証明書≫ 入手：登録住宅性能評価機関、登録された建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関、住宅瑕疵担保責任保険法人

<table>
<tr><th>No</th><th>更新日</th><th>更新ページ</th><th>更新内容</th></tr>
<tr><td>48</td><td>2024/10/8</td><td>P. 55</td><td>修正</td><td>㋔設計住宅性能評価書 または 建設住宅性能評価書(断熱等性能等級5以上かつ 一次エネルギー消費量等級6)または 住宅省エネルギー性能証明書
文言修正

（修正前）
確認事項(以下のすべてを満たすこと)
❶登録住宅性能評価機関が発行した評価書であること
❷「建築物の所在地」が新築する住宅の所在地と一致すること
❸「温熱環境・エネルギー消費量に関すること」の「断熱等性能等級」が5以上である、かつ「一次エネルギー消費量等級」が6であること
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">性能・等級</th><th colspan="4">一次エネルギー消費量等級</th></tr>
<tr><th>1以下</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td>3以下</td><td colspan="4" rowspan="3">対象外</td></tr>
<tr><td>4</td></tr>
<tr><td>5以下</td><td colspan="3"></td><td>ZEH水準住宅</td></tr>
</table>
≪「長期優良住宅建築等計画認定通知書 (P.47)」の代替として、予約時に「設計住宅性能評価書」を提出する場合≫
❹長期使用構造等への適合確認の結果が記載されていること

（修正後）
確認事項(以下のすべてを満たすこと)
≪「設計住宅性能評価書」または「建設住宅性能評価書」を提出する場合≫
❶登録住宅性能評価機関が発行した評価書であること
≪「住宅省エネルギー性能証明書」を提出する場合≫
❶登録住宅性能評価機関、登録された建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関、住宅瑕疵担保責任保険法人が発行した評価書であること
≪「設計住宅性能評価書」または「建設住宅性能評価書」または「住宅省エネルギー性能証明書」を提出する場合≫
❷「建築物の所在地」が新築する住宅の所在地と一致すること
❸「温熱環境・エネルギー消費量に関すること」の「断熱等性能等級」が5以上である、かつ「一次エネルギー消費量等級」が6であること
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">性能・等級</th><th colspan="4">一次エネルギー消費量等級</th></tr>
<tr><th>1以下</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td>3以下</td><td colspan="4" rowspan="3">対象外</td></tr>
<tr><td>4</td></tr>
<tr><td>5以下</td><td colspan="3"></td><td>ZEH水準住宅</td></tr>
</table>
≪「長期優良住宅建築等計画認定通知書 (P.47)」の代替として、予約時に「設計住宅性能評価書」を提出する場合≫
❹長期使用構造等への適合確認の結果が記載されていること</td></tr>
<tr><td>49</td><td>2024/10/8</td><td>P. 55</td><td>追加</td><td>㋔設計住宅性能評価書 または 建設住宅性能評価書(断熱等性能等級5以上かつ 一次エネルギー消費量等級6)または 住宅省エネルギー性能証明書
文言追加

（追記）
補足
「住宅省エネルギー性能証明書」は建物の工事完了後に発行可能となる書類であるため、交付申請時に建物の工事が完了されている方のみ提出可能な書類となりますことご留意ください。</td></tr>
<tr><td>50</td><td>2024/11/7</td><td>P. 10</td><td>修正</td><td>1−9　事業スケジュール
文言修正

(修正前)
工事請負契約 / 建築着工・工事着手前に締結

(修正後)
工事請負契約(新築の場合)　/　建築着工前に締結
工事請負契約(リフォームの場合)　/　対象工事の着手前に締結</td></tr>
</table>

No	更新日	更新ページ		更新内容
51	2024/11/7	P. 10	修正	1－9　事業スケジュール 補足の追加 （追記） □着工日・着手日について ◆本事業の新築の建築着工日とは、根切り工事または基礎杭打ち工事に着手する日です。 なお、以下は着工にはあたりません： 地盤改良工事、造成工事、解体工事、足場の設置、資材の搬入、地盤調査のための堀削・ボーリングの実施、現場の整地及びやり方、地鎮祭の挙行、現場の仮囲いの設置、現場事務所の建設、既設建築物の除却 ◆本事業の新築の対象工事の着手日とは、補助対象住宅の建築において、基礎工事より後の工程の工事に着手する日です。
52	2024/11/7	P. 21	追加	2－3　補助対象となる新築住宅 g)　交付申請時、一定以上の出来高の工事完了が確認できる 【補足】□基礎工事に該当する杭基礎の判定についての追加 （追記） □基礎工事に該当する杭基礎の判定について 地盤改良は、杭基礎に該当しないため基礎工事とは見なされず、出来高に含むことはできませんのでご注意ください。 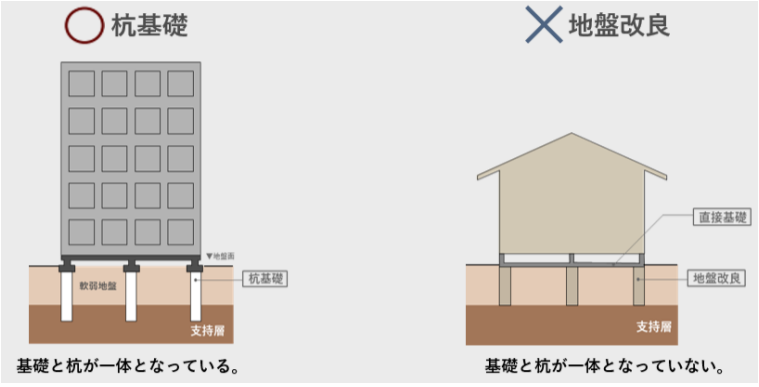
53	2024/11/7	P. 29	追加	3－3　共同事業実施規約の締結 ≪重要≫共同事業実施規約の改定に伴う、交付申請の取り扱いについて 文言の追加 （追記） ※共同事業実施規約の締結日が令和6年1月16日以前の場合は申請不可となります。
54	2024/11/7	P. 31	追加	3－5　一定以上の出来高の工事完了 注釈の追加 （追記） ※1　地盤改良は基礎工事に該当しません。詳細はP.21を参照ください。
55	2024/11/7	P.36	追加	Ⓐ 子育てエコホーム支援事業補助金 共同事業実施規約(新築用) 補足 （追記） ※例えば、工事請負契約の締結日が令和6年1月16日以前の場合は、共同事業実施規約の様式公開前であるため、工事請負契約の締結日と共同事業実施規約の締結日は一致しません。共同事業実施規約には、実際の締結日を記入してください。

No	更新日	更新ページ		更新内容
56	2024/11/7	P.36	修正	Ⓐ 子育てエコホーム支援事業補助金 共同事業実施規約(新築用) 文言の修正 （修正前） ❶規約の締結日が記入されていること ※記入漏れ不可 ❷ ⅰ)建築事業者の住所、事業者名、代表者氏名が記入され、押印(法人印)されていること(個人事業主は実印) ⅱ)補助事業者【甲】と一致すること ❸ ⅰ)建築主の住所、氏名が記入され、押印(または自署による署名)されていること ⅱ)共同事業者【乙】と一致すること ≪2024年4月23日以降に契約する補助事業の場合≫ ⅲ)補助金還元方法のいずれかにチェックがあること ※工事請負契約を2024年4月22日までに締結した場合で、令和6年1月17日制定版(旧書式)を使って申請する場合は、申請金還元方法に関してのチェック項目はありませんが、必ず双方で補助金還元方法に同意したうえで申請してください。共同事業実施規約(新築用)の書式の取り扱いについては、P.29をご確認ください。 ❹ ⅰ)建築主と同居する子または配偶者等の氏名が記入され、締結時点での同居状況にチェックされていること ⅱ)共同事業者【丙】と一致すること （修正後） **❶様式が新築用であること** **※リフォーム用は不可** ❷規約の締結日が記入されていること ※記入漏れ不可 **※令和6年1月16日以前は申請不可** ❸ ⅰ)建築事業者の住所、事業者名、代表者氏名が記入され、押印(法人印)されていること(個人事業主は実印) ⅱ)補助事業者【甲】と一致すること ❹ ⅰ)建築主の住所、氏名が記入され、押印(または自署による署名)されていること ⅱ)共同事業者【乙】と一致すること ≪2024年4月23日以降に契約する補助事業の場合≫ ⅲ)補助金還元方法のいずれかにチェックがあること ※工事請負契約を2024年4月22日までに締結した場合で、令和6年1月17日制定版(旧書式)を使って申請する場合は、申請金還元方法に関してのチェック項目はありませんが、必ず双方で補助金還元方法に同意したうえで申請してください。 共同事業実施規約(新築用)の書式の取り扱いについては、P.29をご確認ください。 ❺ ⅰ)建築主と同居する子または配偶者等の氏名が記入され、締結時点での同居状況にチェックされていること ⅱ)共同事業者【丙】と一致すること

No	更新日	更新ページ		更新内容
57	2024/11/7	P. 37	追加	Ⓑ　工事請負契約書 確認事項 注釈の追加 （追記） ※「新築する住宅の所在地」が記載されている工事届、確認申請書・確認済証、住宅証明書等と工事場所の記載が異なる場合は、別途書類を求めることがございます。
58	2024/11/7	P. 37	追加	Ⓑ　工事請負契約書 補足 確認事項 注釈の追加 （追記） ※「新築する住宅の所在地」が記載されている工事届、確認申請書・確認済証、住宅証明書等と工事場所の記載が異なる場合は、別途書類を求めることがございます。
59	2024/11/7	P. 39	追加	Ⓒ　建築基準法に基づく確認済証 確認事項 注釈の追加 （追記） ※工事請負契約書の「新築する住宅の所在地」と記載が異なる場合は、別途書類を求めることがございます。
60	2024/11/7	P. 39	追加	Ⓒ　建築基準法に基づく確認済証 建築確認が不要な地域の場合 確認事項 注釈の追加 （追記） ※工事請負契約書の「新築する住宅の所在地」と記載が異なる場合は、別途書類を求めることがございます。
61	2024/11/7	P. 39	修正	Ⓒ建築基準法に基づく確認済証 建築確認が不要な地域の場合 文言の修正 （修正前）都道府県(市区町村)の受領印<u>がある</u>建築基準法に基づく建築工事届 **または 都道府県(市区町村)の受領印<u>がない</u>建築基準法に基づく建築工事届及び発行印<u>のある</u>建築工事届証明願** （修正後）都道府県(市区町村)の受領印<u>がある</u>建築基準法に基づく建築工事届
62	2024/11/7	P. 39	追加	Ⓒ建築基準法に基づく確認済証 建築確認が不要な地域の場合 補足 文言の追加 （追記） □ 特定行政庁より「受領印のある建築工事届の写し」を取得できなかった場合は、「受領印がない建築基準法に基づく建築工事届の写し」及び「発行印<u>のある</u>建築事届証明願」と併せて本事業の指定様式である「理由書」（P.41参照）を提出いただく必要があります。
63	2024/11/7	P. 40	追加	Ⓒ　建築基準法に基づく確認済証 補足 確認事項の追加 （追記） ❺平面図と求積図それぞれに対応した寸法が記載されていること

No	更新日	更新ページ		更新内容
64	2024/11/7	P. 40	修正	Ⓒ　建築基準法に基づく確認済証 補足 画像の修正 （修正前） 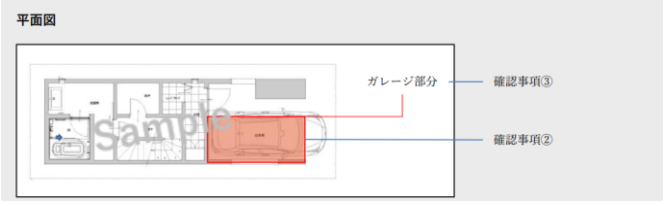 （修正後） 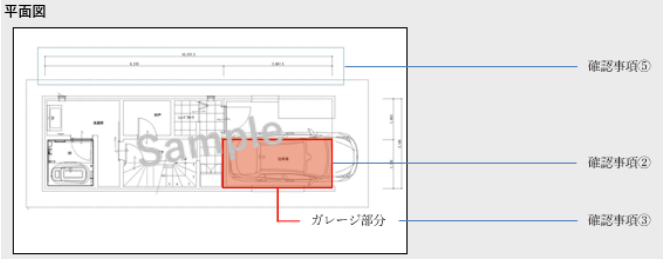
65	2024/11/7	P. 41	追加	Ⓒ建築基準法に基づく確認済証 補足の追加 （追記） □建築工事届に都道府県(市区町村)の受領印がない場合 交付申請（予約を含む）にあたり、特定行政庁より「受領印のある建築工事届の写し」を取得できなかった場合は、「受領印がない建築基準法に基づく建築工事届の写し」及び「発行印のある建築事届証明願」と併せて本事業の指定様式である「理由書」（P.41参照）を提出いただく必要があります。 ※指定様式は、本事業のホームページよりダウンロードできます。 https://kosodate-ecohome.mlit.go.jp/secretariat-download/ ≪理由書（建築工事届）≫ 入手：建築事業者（補助事業者） 確認事項(以下のすべてを満たすこと) ❶書類作成年月日が記載されていること ❷建築事業者の氏名が記載されていること ❸現住所が記載されていること ❹資料作成者の電話番号が記載されていること ❺補助対象住宅（新築する住宅）の住所が記載されていること ※工事請負契約書の「新築する住宅の所在地」と記載が異なる場合は、別途書類を求めることがございます。 ❻建築工事届に受領印がない理由のいずれかにチェックがついていること ❼建築工事届を発行した特定行政庁の情報が記載されていること

No	更新日	更新ページ		更新内容
66	2024/11/7	P. 42	追加	Ⓓ　建築確認申請書 確認事項 注釈の追加 （追記） ※工事請負契約書の「新築する住宅の所在地」と記載が異なる場合は、別途書類を求めることがございます。
67	2024/11/7	P. 42	追加	Ⓓ　建築確認申請書 【補足】の追加 （追記） □確認済証発行後または建築確認申請書提出後に建物の建築計画が変更になった場合 確認済証発行後に建物の計画に変更が生じた場合や、確認申請書提出後に建物の建築計画が変更となった場合、計画変更前の建築確認申請書と最新の確認済証と併せて計画変更確認申請書や変更届を提出する必要があります。 ≪計画変更確認申請書≫ 入手：特定行政庁または指定確認検査機関 確認事項(以下のすべてを満たすこと) ❶変更前の「建築確認申請書」が添付されていること ❷確認済証が1枚の場合は、最新の確認済証が添付されていること ❸確認済証の発行日が「計画変更確認申請書（変更届）」の【計画を変更する建築物の直前の確認】以降であること ❹確認申請書（第一面）と計画変更確認申請書（第一面）の「申請者氏名」が一致すること ❺「地名地番」「住居表示」が新築住宅の所在地と一致していること ※工事請負契約書の「新築する住宅の所在地」と記載が異なる場合は、別途書類を求めることがございます。 ❻「都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等」のいずれかにチェックがはいっていること ❼「主要用途」に「住宅」が含まれていること ❽「工事種別」の「新築」にチェックが入っていること □工事種別について 建築確認申請書と住宅瑕疵担保履行法上の扱いが異なる場合、住宅瑕疵担保責任保険の保険証券等を提出する必要があります。
68	2024/11/7	P. 43	追加	Ⓔ　子育てエコホーム支援事業補助金 工事出来高確認書(現地写真を含む) 確認事項の追加 （追記） ※工事請負契約書の「新築する住宅の所在地」と記載が異なる場合は、別途書類を求めることがございます。
69	2024/11/7	P. 43	追加	Ⓔ　子育てエコホーム支援事業補助金 工事出来高確認書(現地写真を含む) 【補足】□出来高工事写真の撮影について 確認事項の追加 （追記） 確認事項(以下のすべてを満たすこと) ❶基礎のコンクリート打設が完了していること ❷基礎型枠が外れていること ❸基礎工事のおおよそ全体が確認できること

No	更新日	更新ページ		更新内容
70	2024/11/7	P. 43	追加	Ⓔ　子育てエコホーム支援事業補助金 工事出来高確認書(現地写真を含む) 注釈の追加 （追記） ＊1 着工日・着手日の定義についてはP.10を参照ください。
71	2024/11/7	P. 44	修正	Ⓔ　子育てエコホーム支援事業補助金 工事出来高確認書(現地写真を含む) 補足 （修正前）＊4「従前建物の不動産登記における建物の登記事項証明書」を提出できない場合は「従前建物の不動産登記における建物の登記事項証明書」の確認事項が記載されている他書類の提出も認めています(例：固定資産課税台帳)。 （修正後）＊4　「従前建物の不動産登記における建物の登記事項証明書」を提出できない場合は「従前建物の不動産登記における建物の登記事項証明書」の確認事項（**P.46**）が記載されている他書類の提出も認めています(**詳細はP.48参照**)。
72	2024/11/7	P. 46	修正	Ⓔ　子育てエコホーム支援事業補助金 工事出来高確認書(現地写真を含む) 補足 （修正前）＊1「従前建物の不動産登記における建物の登記事項証明書」を提出できない場合は「従前建物の不動産登記における建物の登記事項証明書」の確認事項が記載されている他書類の提出も認めています(例：固定資産課税台帳)。 （修正後）＊1　「従前建物の不動産登記における建物の登記事項証明書」を提出できない場合は「従前建物の不動産登記における建物の登記事項証明書」の確認事項が記載されている他書類の提出も認めています(**詳細はP.48参照**)。
73	2024/11/7	P. 48	追加	Ⓔ　子育てエコホーム支援事業補助金 工事出来高確認書(現地写真を含む) 補足の追加 （追記） 【「従前建物の不動産登記における建物の登記事項証明書」を提出できない場合の提出書類】 従前建物が既に解体されており、登記もされていなかった場合などにおいて「従前建物の不動産登記における建物の登記事項証明書」を提出できない場合は、「従前建物の不動産登記における建物の 登記事項証明書」の確認事項が記載されている他書類の提出も認めています。 例）固定資産課税台帳 <u>「従前建物の不動産登記における建物の 登記事項証明書」の確認事項が記載されている書類</u> ≪固定資産課税台帳≫ 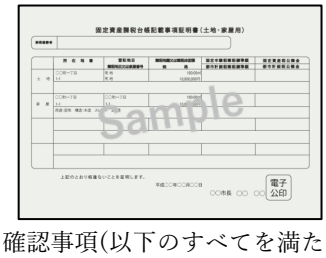 確認事項(以下のすべてを満たすこと) ❶納税義務者の氏名が共同事業者【乙】と一致すること ❷土地、家屋欄に記載の住所が新築住宅の所在地と一致すること ※工事請負契約書の「新築する住宅の所在地」と記載が異なる場合は、別途書類を求めることがございます。 ❸用途に「居宅」または類似する記載があること ❹発行自治体の発行印があること

No	更新日	更新ページ		更新内容
74	2024/11/7	P. 49	追加	Ⓕ　建築主本人と世帯構成が確認できる住民票(世帯票)の写し等 【補足】住民票の記載内容について 注釈の追加 （追記） ※住民票（世帯票）にて続柄が確認できない場合は、戸籍謄本等の続柄が確認できる公的書類の提出を求める場合がございます。
75	2024/11/7	P. 49	追加	Ⓕ　建築主本人と世帯構成が確認できる住民票(世帯票)の写し等 補足の追加 （追記） □ 事実婚などにより「住民票・世帯票」で婚姻関係が認められない場合について 事実婚などについては、交付申請(予約を行う場合は予約の提出)時に追加書類においてその事実が確認できる場合、対象になることがあります。 例）自治体が証明するパートナーシップ証明書 ≪パートナーシップ証明書≫ 入手：各自治体 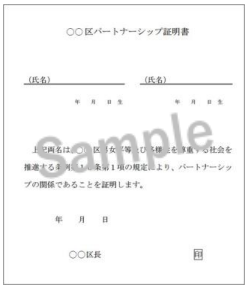 ○○区パートナーシップ証明書 （氏名）　（氏名） 年　月　日生　年　月　日生 上記両名は、○○区「女性等」びら様」を尊重する社会を推進する条例」第1条第1項の規定により、パートナーシップの関係であることを証明します。 年　月　日 ○○区長　印 ※発行元によってレイアウトはことなります 確認事項(以下のすべてを満たすこと) ❶証明書に記載の氏名が、共同事業者【乙】及び共同事業者【丙】の氏名と一致すること
76	2024/11/7	P.50	追加	Ⓖ　住宅の性能を証明する住宅証明書等 【補足】□㋓、㋔、㋕の証明書について 注釈の追加 （追記） ※各証明書の発行受付書の詳細についてはP.57参照
77	2024/11/7	P.51~56	追加	Ⓖ　住宅の性能を証明する住宅証明書等 確認事項 注釈の追加 （追記） ※工事請負契約書の「新築する住宅の所在地」と記載が異なる場合は、別途書類を求めることがございます。

No	更新日	更新ページ	更新内容	
78	2024/11/7	P.57	追加	㋕フラット35S適合証明書 及び 竣工現場検査申請書・適合証明申請書(すべての面) または フラット35S設計検査に関する通知書 及び 設計検査申請書(すべての面) 補足の追加 （追記） 【補足】 □ZEHレベルの省エネ性能を証明する書類の発行受付書について 予約申請時、㋓「BELS評価書」㋔「設計住宅性能評価書」㋕「フラット35S適合証明類」を申請し、評価書が手元に届いていない場合において、本事業用の「【新築】ZEHレベルの省エネ性能を証明する書類の発行受付書」の発行が受けられる場合は、交付申請の予約を行うことができます。 ※交付申請時は本書類では申請不可 ≪ZEHレベルの省エネ性能を証明する書類の発行受付書≫ 入手：登録住宅性能評価機関等 確認事項(以下のすべてを満たすこと) ❶評価機関等の情報が記載されていること ❷補助事業者の会社名が記載されていること ❸住宅の所在地が新築する住宅の所在地と一致すること ※工事請負契約書の「新築する住宅の所在地」と記載が異なる場合は、 別途書類を求めることがございます。 ❹（発行依頼された証明書の種類「フラット35S適合証明類」にチェックがついている場合）受付日が2022年10月1日以降であること ❺証明書の発行予定日が記載されていること ❻発行依頼された証明書の種類(「BELS評価書」「設計住宅性能評価書」「フラット35S適合証明類」)のいずれかにチェックがついていること
79	2025/5/1	P.1	修正	お問合せ窓口の電話番号変更に伴う修正